

(4) 國際聯盟は、日本に對して經濟的制裁を加へ、又英米は日本に對して干渉すべしと信じてゐたのも誤りであつた。

(5) 中國の國論が分裂した。即ち當局と人民間、人民相互間、國民黨と黨外間に意見が一致せず、國民黨の内部に於てすら、外交上の意見が分裂したので、内亂外患共に激化した。

(6) 中國人は感情を以て事に當り、その結果日支間の直接交接を忌避した。併しながら、日支の共倒れは策の得たるものではない。死中に生を求むるのは、最後の別法なき場合の辦法であり、生裏に生を求め得らるゝに於ては、須らく感情を抑制し、理智を重んじ、國家民族の爲に久遠の計をなすべきである。

徐氏は更に論歩を進めて、日支兩國のとりべき途を指摘し、日支提携、共存共榮の外に途なしと切論してゐる。彼は先づ支那側に警告していふ。

日支兩國間に横はる難局打開の主動者は勿論日本である。然らば日本が誠意をもつて解決を謀らんとするに於ては、中國は須らく東北四省の返還を要求し、過去の懸案を誠意をもつて互利的に解決し、國交上の障礙を一掃すべきである。

中國一部の論者は、國際間に波瀾を起し、その機に乗じて漁夫の利を得よと論ずるものもあるが、この種の論者は、日本が國際戦争に勝つても負けても、結局は中國及東亞の幸福にならないことを知らねばなるまい。

目下日本はロンドン軍縮交渉決裂の結果、四面楚歌の裡にあり、完全に孤立に陥つてゐる。中國の一部には、不義を重ねるものは必ず斃れるから、中國としては一時の苦痛を惜むよりも、寧ろベルギーとなり、日本をして歐洲大戦當時のドイツの覆轍を踏ましむるがよい。故に中國としては、強硬なる對日態度を持續し、日本の驕奢

を増長せしめ、その斃るゝを待つべしと主張するものもある。然し乍ら余の見るところでは、人類の意義は相苦しむに非ずして共存にあり、世界の進歩は正道を歩み、意氣を重んずるにあると思ふ。日本今日の越軌行動は、狂夫の井に趨く類で、危険千萬ではあるが、さればといつて中國としては之を利用して漁夫の利を期してはならぬ。必ずや固有の道義觀念に基き、唯自力を以て生存を圖るべきである。日本が中國に對して共斃を迫ればとにかく、苟も然らざるに於ては、中國の死中に生を期し、狂瀾に従つて共に錯誤に陥るべきでない。或は又強敵壓迫の事實を存じて、國民の志氣を鞭撻すべしと云ふものもあるが、鄙見によれば、國民は昨死今生の決心をもつて自ら奮起し、從來のやうに内亂を事とせまいならば、外患なしと雖も、復興は可能である。

一部の人は、日本が九國條約及び華府條約に對する態度をみて、或者は悲しみ或ものは喜んでゐるが、實際に於ては、中國の領土保全や門戸開放等を國際協定で保障するものは、中國の爲に危険である。列國がこれ等の約定をしたのは、中國の爲に謀つたのではなくて、表面上は均勢の維持商業の保證を装ひながら、實際には帝國主義により、中國を彼等の植民地とする巧妙なる方法であるのだ。されば中國にして自力で復興をなすことが出来ず、依然これ等の條約に依頼するならば、時勢の推移と共に分割又は共管せらるゝに至るであらう。中國のとりべき途は、自力により更生を圖るべく、これが爲には日本との紛争は速に解決すべきである。

氏はかく説きつゝ、次に日本は何をなすべきかを指摘していふ。

日本が先づ認識せねばならぬことは、第一には、獨立の中國あつて始めて東亞人の東亞といひ得ることを自覺し、徹底的に中國の眞正の獨立を扶持するを以て、日本の不動の國策とせねばならぬ。第二には、時代の變遷を知る必要がある。明治時代の政策は今日には適用しない。即ち武力を放棄して文化合作に重點をおき、侵略を斷念して互利的經濟提携に代へ、政治上の控制的企圖を廢して、道義的感情の上に中國と結ばねばならぬ。

第三には、中日問題の解決は、先づ日本人自身の考へを一轉することにあるを自覺し、日本外務省の聲明した「中國統一の保全」「中國の獨立又は利益に對し、絶対に阻礙せず且つ害を與へず」との誠意を表示し、斷然東北四省を返還し、一面兩國間の懸案を解決すべきである。而して兩國間に協定が出来たならば、これを聯盟に報告すべく、同時に日本は、聯盟脱退の原因は右により消滅するから、改めて聯盟に復歸すべきである。

と論じてゐる。

以上が徐氏親日論の要旨である。これに對する批判は逐次に説くこととして、こゝには先づ日支關係の經過を辿つて見やう。

急轉直下

いよ／＼日支親善への轉向を決心した蔣介石氏は、昨年一月十六日頃、有吉公使、鈴木武官に對して會見を申込んだ。その結果須磨南京總領事は、歸朝して外務省と打合せをなし、歸任して二十一日には、汪兆銘、黃郛、唐有壬氏等と準備的會談を開始した。

この日我が議會では、廣田外相は對外關係の一般を演説し、支那に就いては、その政局が近來やゝ平靜に復して、統一的傾向のあることを説き、唯共產軍の跋扈は憂ふべきだといひ、日本は東亞に於ける諸國と共に、東亞の平和及び秩序維持の重責を分たんとすることを期すと附言した。

この演説は好評をもつて支那に迎へられた。そこでこれに支援されて、一月二十九、三十日の兩日には、鈴木中將對蔣介石氏、有吉公使對汪兆銘氏、有吉對蔣氏の三つの會談が行はれ、爾來これを

繰返して、いよ／＼支那側の對日方針の聲明となつた。その結果國民政府は、先づ排日取締令を發布することとなつたが、これが二月の十三日である。かくて日支兩國は、急轉直下して親善關係の第一歩へと踏みこんで行つた。

日本も更

だが日支關係が急角度に轉向したのは、支那側が日本に向つて手をさしのべたばかりでなく、日本の方でも、支那との親善を痛感したからであつて、これを一方的にみる我國多數の所論は當らない。もし正確に秤量してみたら、日本の方の必要が寧ろより大であつたと評する方が、適當であるかも知れない。

滿洲事變以來

支那は日本に對して、一面抵抗一面交渉の政策をとり、待機の隱忍策をとつて來た。さういふ支那に對して、日本が進んで手をさしのべ、これに握手を求めらば、却つて我が足もとを見送され、輕侮される基となる。故に日本は靜觀主義をとり、先づ力で支那を抑へておいて、支那の怎樣如何によつては、消極的にこれに對應するか、積極的に日支關係の促進運動に乗出すか、臨機應變の態度に出ることにして、右の靜觀主義を續けて來た。

然るにロンドンの海軍豫備交渉で、日本が英米との海軍力の均等を要求すると、英米の方では、日本は支那やシベリヤに對して、隠れたる野心でもあるかのやうに邪推した。かゝる誤解を起さしめた一つの原因は、日本が政治問題の導入を拒否したのに基くこと勿論ではあるが、天羽聲明に驚いた英

米の方では、更に均等海軍力の要求までも見たのであるから、日本はてつきり極東を意のままに支配せんとするものと考へたであらう。これがロンドン會商を行詰らしめた一つの原因であつた。

日本に野心ありと英米の方で邪推すればする程、共同保障制度によつて、東洋の事件に容喙干渉せんとする英米の態度は、益々執拗とならざるを得ない。かゝるは明らかに、日本の主張する東洋モンロー主義にも反し、我が立場は不利になる。況んや東洋モンロー主義と均等海軍の要求とは、表裏兩面をなすものであつてみれば、英米が東洋モンロー主義を拒否する以上、均等海軍の要求も、貫徹が困難になるわけである。

これを打開する途は、支那と握手して、東洋のことは東洋自身で處置するより他に良策はない。何故なら、外國が東洋のことに容喙干渉し得る根柢は、日支兩國の握手によつて解消するからだ。日本が日支親善へと乗出した重大な動機は全くそこにあつた。

加ふるに、聯盟からの技術援助委員長マース氏の如きは、將に南京に乗り込まんとしてゐる。擲のライヒマン博士のやうに、日本に不利なる策動を豫防するためにも、日支兩國は先づ手を握つておかねばならぬ。それに前説したやうに、蔣氏政權の基礎は鞏固となり、日本は支那と握手するには、今が最も都合がいふといふ理由もあつた。何故なら、蔣氏の號令が全國に徹底すればする程、氏を相手として談判するにも張り合ひがある。これ等が我が政府をして、積極的に日支親善へと乗出させた重なる理由であつた。

た重なる理由であつた。

日支親善論と警戒論

さういふ理由の下に、日支兩國は親善の軌道にのりつゝ、急角度の轉向を示していつた。日本の言論界や識者が聲を高めて日支親善を叫べば、支那側も亦これに呼應した。

警戒論

そして王寵惠氏等支那要人の訪日となり、親善の空氣は遽に濃厚になつた。

蔣・汪合作の南京政府が、本心からにせよ、又は手段であるにもせよ、抗日をやめ排日を取締るの舉に出て來た以上、日本としても誠意をもつてこれに對へ、徐々に支那の轉向を促進助長する用意が肝要である。

この意味に於て、日支兩國間には、五月十七日大使の交換が實現し、有吉・蔣作賓兩氏が初代大使に任命された。

然るにこゝに大使昇格に關して、端なくも對立する二つの意見が明るみへとさらけ出された。一つは支那が誠意をもつて日本に對する以上、我も亦誠意をもつて之に對へよと主張するものであり、他の一つは、支那の對日轉向を眞ならずとなし、南京政府の對日思想を改善せしめずして、握手の手をさしのべるのは危険なりとする警戒論である。前者は主として外務省に依つて唱導され、後者は軍部の懐く意見であると報導された。

北支の

さういふ意見が對立してゐる最中に、北支の危機が突如として起つてきた。

唐

元來北支は、滿支地帯に武装解除區域が設けられ、黃郛・何應欽氏等の努力により、日滿提携の手段を示さるべき土地柄とされてゐた。然るに平津一帯には舊東北軍の殘存部隊が蟠居し、とぐるをまいて黃郛氏等の親日政權を妨げ、動もすれば反滿抗日の舉に出でゐた。五月下旬には、孫永勤なる匪賊が停戰區域内を荒したので、我軍は之を撃滅したところ、孫の背後には平津方面からの指令があることがわかつた。更に親滿親日の支那人新聞社長が、二人までもテロ行爲によつて天津の日本租界で殺された事件までも起つた。

そこで關東軍當局は、重大なる決意の下に、五月二十九日河北政權に抗議し、于學忠氏並びにその部下軍隊の平津撤退、排日團體殊にテロ團體の解散などを要求した。幸にも南京政府側は、すらすらと我が要求に應じたので、ことなきを得たが、これが爲に日支親善の空氣が、俄に滯頓し始めたのは、蔽ふべくもない事實である。

北支の 加やうに、北支の明朗化が傳へられつゝある時も時、河北省停戰協定線上にある香河農民自治縣では、農民の自治運動が勃發した。

北支は南京政府の任命した省政府や市政府の支配を受くるばかりでなく、國民黨の黨部や藍衣社などの支配も受け、その上に軍閥の擁する多數の兵隊までも養つてゆかねばならぬので、二重三重の重荷を仕負はされ、住民は過重な租税の負擔に悩んできた。北支の人心が反撥し、自治を

求めるやうになつたのはその爲めである。

加ふるに平津方面には、舊軍人や失業政客が、ことあれかしとうよくしてゐる。彼等は自ら陣頭に立つだけの意氣と實力は持たさないが、風雲に乗するだけの氣構へはもつてゐる。農民の自治運動こゝに於てか、擴大せざるを得ない。

この農民自治運動の皮切りをしたものが、昨年十月二十二日の香河縣事件である。この日二千の農民は縣域に押しよせ、負擔の軽減、地方自治、國民黨打倒、現官吏罷免等を叫びながら、遂に縣城を乗とり、二十三日には自治宣言を發するに至つた。

これと類似の農民運動、自治運動は、河北省の各地、山東、河南の省境にまで波及傳播したので、併しながらさういふ運動を武力で彈壓することは、日支停戰協定によつて出来ない相談である。そこで南京政府は商震氏に命じて日本駐屯軍司令官に泣きを入れ、農民の正當なる要求はこれを容るゝこととして問題を解決せしめたので、右の自治運動は一先づ鎮靜に歸した。

多田駐屯軍司令官は、川越天津總領事と相協力して、この機會に北支の明朗化を斷行することに決し、北支當局に對して、反滿抗日運動を徹底的に取締ることを要求した。之に對しては商震氏その他の北支當局より肅清を誓約し、反滿抗日の分子を北支方面より一掃することになつた。

南京政府の幣制改革

十一月一日、南京の中央黨部では六中全會が開かれ、その開會式後記念撮影の段どりになり、行政院長の汪兆銘氏は、兇漢に狙撃されて重傷を負ふた。

この報が上海に傳はると、翌二日には一齊に兌換請求、預金取付の大津波がまき起り、將にパニツクにならんとした。そこで翌三日には、財政部長の孔祥熙氏は布告を發して、

- (1) 一九三五年十一月四日より銀鈔銀塊を國有とし、これを通貨の目的に使用することを禁ず。
- (2) 中央、中國、交通の三銀行發行券を完全なる法定通貨とし、租税の納入、公私債務の支拂ひは右法定通貨紙幣を以てするものとし、兌換を停止す。
- (3) 爲替比率を國幣一元につき英貨一志二片半に安定す。

と聲明した。この改革斷行の裏面には、英支間に借款契約が成立してゐて、蔣・孔政權はイギリスの支持の下に、安心してかゝる改革を斷行したものであるとは、當時に噂されたところである。

龍頭蛇尾の北支自治運動

南京政府の幣制改革は北支の自治運動に油を注いだやうにもみへ、河北、チャハル兩省は勿論、山東、綏遠、山西省までが自治宣言に加はるであらうと傳へられた。だがそれは早まつた報道で事實はさうまで進んでなかつた。時機はまだ熟してゐなかつたからだ。只だ平津衛戍司令の宋哲元氏、北平市長の秦德純氏、チャハル省主席の蕭振瀛氏などは、河北、チャハル二省、並に北平天津の二市の自治を工作しつゝあつたのは事實である。

北支に自治運動が起つた以上、日本としても黙つてゐるわけにゆかない。既に日支關係を整理するため、東京で行はれた廣田外相、蔣作賓大使間には、對支三原則の諒解がなり、その中には北支に於ける日滿支の協力も含まれてゐるのである。そこで十一月の二十日には、有吉大使は蔣介石氏を訪ふて、これをどうする積りであるかとつき突めたが、蔣氏は「北支の自治運動に對しては決して武力の彈壓を加へる考へはない。日本に對して満足ゆくやうな解決法があるから、おまかせ願ひたい」と答へて、暗に日本側の容喙干渉を斥けた。

かくて南京側の自治運動の切崩しに、閻錫山氏が先づ兜を脱ぎ、宋哲元氏や韓復榘氏等がぐらつてゐる最中、十一月二十四日には、戦區に於て殷汝耕氏が先づ自治の第一聲を擧げ、南京政府とは完全に絶縁して冀東防共自治委員會を組織した。驚いた南京政府は、急に何應欽氏を北上せしめて殷汝耕氏を逮捕せしむる命令まで下した。併し自治區域が戦區内であるから、南京政府としてもどうすることも出来ない。

その中に何應欽氏は北上して、宋哲元氏や秦・蕭諸要人と會見し、大に讓歩を示した模様を獲ひながら、名のみを與へて實權は南京政府の手で握る方針の下に、冀東自治委員會とは別に冀察政務委員會の案が協定された。同案は南京政府の承認するところとなり、宋哲元氏を委員長として、河北、チャハル二省、北平・天津の二市が南京から半獨立したものであるが、自治の看板は掲げることは許さ

れなかつた。

五全大
會と對
日外交

六中全會は、汪兆銘氏の遭難で大騒動を起した後、國民黨第五次全體會議は、豫定の通り十一月十二日から南京で開かれた。

この會議には、山西の閻錫山氏、並に惑星の馮玉祥氏も出席し、又西南派からは、鄒魯、林雲陔、黃旭初氏などの要人も見へ、蔣介石氏の立場は益々強固になつた。

蔣氏は汪兆銘氏に代りて内治外交に關する報告演説を試み、外交方針に關しては、次の五件が決定されたことを公表した。

- (1) 主權を侵害せぬ程度に於て、支那は如何なる國とも政治的提携をなす。
 - (2) 互惠平等の原則の下に、支那は如何なる國とも經濟提携をなす。
 - (3) 凡ゆる手段を以て平和を獲得する。
 - (4) 萬策盡きたとき、必要と認めれば國家を犠牲にする。
 - (5) 以上の外交原則に基き、支那の外交交渉は、國民政府に全權を附與する。
- かくて十二月一日から開かれた第一次全體會議で、蔣介石氏は軍事行政は勿論、國民黨部の實權を握り、新たに張群氏を外交部長にすへて、對日外交に當ることになつた。
- この外交方針は、換言すれば、「全力を盡して日支關係の調整に當り、最後の努力を拂ひ、而して後

「巴む」といふことである。蔣氏が非常な決心をもつて對日外交に乗り出して來たものであるから、それだけ重要な意味が含まれてゐる。

日支會
議の提
唱

この蔣氏の決心の具體案として、第一に現はれたものが、支那側からの日支會議の提唱である。即ち日支双方からなる委員會を組織し、兩國間で解決の急を要する諸懸案を議題として審議せしめ、兩國關係を一新しやうといふのである。

だがそれには、支那側が眞に親日に轉向して來たかどうか確めねばならぬ。南京政府は現に親日派を追ひ歐米派が中心勢力を占めてゐる。それにリースロス氏等英國の勢力とも策謀して日本に當らんとする氣構へもみゆれば、抗日學生を彈壓し得ない南京政府の態度もつきとめてみなければならぬ、といふ反對論もあつて、日本側では先づ南京首腦部の意嚮を打診することとなり、有吉大使、磯谷駐在武官は幾度となく蔣氏や張外交部長と會見した。

三原則
の否認
問題

かやうに南京政府と日本との關係が常態に復せんとするをみた我が廣田外相は、本年一月二十一日の議會に於て、日支國交調整に關する日本側の對支三原則を公表し、南京政府はこれを承認した筈であると附言した。この三原則といふのは次のやうなものである。

- 一、支那は排日運動を停止し、歐米依存主義を捨て、日支提携して進むこと。

二、北支に於ける日滿支三國關係を常道化すること。これは一面に於て、支那が滿洲國を承認すべきことも含んでゐる。

三、日支協力して、東亞に於ける赤化の防止に當ること。

然るに翌二十二日南京外交部は聲明を發して、廣田外相は南京政府が三原則を承認したやうに云つてゐるが、右は「事實相違」であると否認したので、三原則問題は忽ちに大問題になり、日本の輿論はいきり立つた。

南京政府が大體に於て三原則を認めたのは事實であらう。然しその明白にいはれては、内國民黨員に對しては勿論、西南派に對しても具合が悪い。さればといつて眞正面からこれを否認してみたら、日本の輿論はいきり立つたので、南京政府は板挟みの苦境に立つた。そこで一月二十五日に至り、南京政府は改めて次の聲明を發した。

所謂日支親善三原則に就て日支間に交換された意見の内容は、いづれも多少の相違があり、國民政府はまだ日本政府の確固たる眞意を充分に知悉してゐない。よつて國民政府は、日本政府が今少し具體的にその内容を示されんことを要する。

三原則の内容が充分判明した上は、最も權威ある責任者を指名して、實際の交渉に當らせたいといふのが我國の方針である。従つて國民政府は、三原則を全部承認したわけでもなく、又全然承認しないといふわけでもない。

これが國民政府のやり直した聲明の内容である。

かくて日支兩國は、南京政府首腦部の意嚮を打診してきた有田新外相の就任と共に、新たな軌道にのりこまんとしてゐる。

支那の かのやうに支那は、一面には日支親善の軌道に一進一退しながら、他の一面では、萬一空軍擴張の場合を豫想して、頻りに空軍の擴張を行ひつゝある。

滿洲上海事件で、我が空軍のため苦き經驗をなめた支那は、將來の戦争には、空軍が最も有力なる武器なることを、しみく體驗したので、爾來空軍擴張熱は澎湃として官民上下の間に起つて來た。支那の空軍は、現在のところでは、多く見積つても六百機を出でない。併しながら一九三六年末までには、千五百機を整備するといふから、侮り難き勢力となるのである。

これと同時に、空軍の根據地にも力を入り、杭州には既に飛行學校があり、又揚子江の沿岸海州（青島上海間）温州（浙江省の南部沿岸）等にも、飛行根據地を設けんとしてゐる。もしこれが實現すれば、黄海、支那海方面に於ける空中權の争覇に至大の形響を與へることにならう。

一方民間航空の方をみるに、現に中國航空公司は、上海、漢口、重慶間、及び上海、北平間の航空路を開いてゐるが、更に上海、廣東間の航空路も開始し、これをマニラまで延長せんとしてゐる。これ等の民間航空は、多くは米人の指導の下にある。次に廣東政府の方は、現在は南京政府から獨立

してゐるが、同軍にも目下戦闘偵察爆撃機等合せて約百機があり、これが又米人の指導下にある。

第三篇 危機一髪の歐洲

第七章 ドイツを中心に

- 一 ヒットラーの擡頭
- 二 ナチスの政綱
- 三 ナチス進出の原因

第八章 宿命の仇敵獨と佛

- 一 獨佛の軋轢
- 二 ポーランドの廻廊
- 三 上部シレジア問題

第九章 睨み合ふ佛伊

- 一 歐洲大陸の覇權を争ふて
- 二 アドリヤ海を繞りて

第十章 タニユーブ流域の暗雲

- 一 バルカン低氣壓の中心

- 二 イタリアの外交

第十一章 相反目する露獨

- 一 親善から敵對へ
- 二 ドイツは何を狙ふ?

第十二章 對獨包圍陣の形成

- 一 獨逸の聯盟及軍縮會議脱退
- 二 對獨包圍陣の展望
- 三 英獨海軍協定の畫く波紋

第十三章 黒人帝國を狙ふイタリア

- 一 イタリアの領土擴張慾
- 二 最近の伊エ紛争

第七章 ドイツを中心に

一 ヒットラーの擡頭

暗雲低 一もしも注意してヨーロッパの國際的天候圖を見るならば、そこには幾つかの低氣壓を
 迷の地 中心として暗雲低迷し、ヨーロッパは今にも暴風雨に襲はれさうな、危険な状態にある
 城 ことが容易に觀取されるであらう。かのヒットラーの擡頭に依つてまき起された狂瀾怒
 濤の如きものは、その一つに過ぎない。

然らばこの低氣壓の中心は何かといへば、英・佛・伊・獨・露及びこれを取巻く有象無象の小國ど
 もを含む現状維持派と現状破壊派の對峙がそれである。こゝにいふ現状維持派と云ふのは、英、佛、
 ベルギー、ポーランド、ユーゴスラヴィヤ、ルーマニヤ、チエツコ・スロヴァキヤ等であり、現
 狀破壊派は、獨、伊、埃、ハンガリー、ブルガリヤ、トルコ、並にロシヤなどが之に屬してゐる。云
 ふまでもなく現状破壊派は、失はれた領土、國利國權の回復、國家の膨脹、民族の自由を狙ふもので
 あり、現状維持派は、ヴェルサイユ條約に依つて定められたヨーロッパの現状を、曲りなりにも保持

せんとするものである。

この現状維持と破壊派が就中鏖を削りつつあるところ、換言すれば低気圧の最も低いところは、ヨーロッパを通じて左の四ヶ所を擧ぐることが出来る。

- 一、ドイツとポーランドの國境であつて、バルト海からシレジアに至る方面。
- 二、ウインから黒海に至るダニユープ流域。
- 三、アドリヤ海の東岸に沿ひ、バルカン半島の大部分に亘る地域。
- 四、ソ聯邦とドイツ間。

以上は實にヨーロッパを脅かす暴風雨の中心である。これ等の低気圧は一九三九年頃の太平洋の低気圧と相前後して、死の洪水を捲き起し、劍光閃き、砲聲轟く一大惨劇を演出するかも知れない。然もこの東西の二大低気圧こそは、互に相合して次の世界大戦となるべき可能性をもつものであるからその成行如何は我國民にとつて重大なる關係がある。

ナチス

このヨーロッパの險惡なる形勢を知るには、先づドイツから始めるのが便宜であらう。それは一九三六年の今日から今後の數年間に亘り、ドイツこそヨーロッパの低気圧の最も低い中心地點であるからだ。

ドイツには今や新しい時代が現出しつつある。舊帝政ドイツ、あの「異彩を放てる甲冑」と憂々た

る劍聲とで全世界から憎まれたカイゼルのドイツ、侵略的で軍國主義者の跳梁したドイツは既に過去の夢となり、今や祖國に對して熱愛と信念とを抱く青年ドイツは、大戦後の失望と幻滅、喪心の巖城の上に復興建設されつつある。彼等は瘦せてはゐるが眼光炯々たるバヴァリア人、アドルフ・ヒッラーを首領とする國粹社會黨に依つて率ゐられてゐる。ナチスとして知らるるものがそれだ。

ヒットラー

このナチスの政綱を知るには、先づその首領たるヒットラーの人となりを知ることが捷徑であらう。アドルフ・ヒットラーは、一八八九年四月二十日、オーストリアとバイエルンに於て、文字通りの貧乏などん底生活を送つた。

三才の時に父を、十六才の時に母を喪つたヒットラーは、忽ちにして天涯の孤兒となり、その後ウィーンに出て、文字通りの貧乏などん底生活を送つた。

世界大戦の導火線となつたサラエヴォの悲劇が起り、次で大戦が突發すると、彼はオーストリアへは歸らずに、ドイツに入つてドイツ軍に加はり、不倶戴天の敵たるフランス人と戦ふことに決めた。そしてランゲマルクの激戦以來、四年の間戰場を馳驅したが、その陣中任務は主として通信の發受であつた。

一九一六年十月七日左足に負傷した彼は、暫く野戦病院に送られたが、傷のいゆるを待つて再び戦線に立ち、フランダールに轉戦中、十月十四日敵軍の放つた毒ガスの爲に兩眼を犯され、再び野戦病院

に送られて數ヶ月間病床に懊惱し、漸くにして失明の危険だけは免れた。十一月十日ドイツ帝政没落、共和國成立の報道に接したヒットラーは、切齒扼腕してドイツ政治家の不甲斐なさを憤慨した。

彼は云ふ、

母の墓側に立つた時以來、私は泣いたことがなかつた。戦友が次から次へと倒れた事と思へば、毒ガスで眼をやられた位はなんでも無い。私は私の運命の前にも泣かなかつた。然るにドイツ帝國の倒壊と屈辱的講和の成立を目撃しては憐憫する外はない。國家の滅亡を未然に救ふのは國民の義務である。己の不運をかこつなどは一身上の私事に過ぎない。私はこの時始めて私事の輕きを悟つた。

彼は殊に講和の屈辱的であつたことを不快に思つた。

この際屈辱的な講和を締結するなどは、大馬鹿者でなければ大罪人である。共和政府の人々に對する余の憤懣の念は、この時以來高まるばかりであつた。

かういふ理由から、ヒットラーはこゝに政治家となつて、國運挽回の運動に身を投ずることとなつた。

當時ドイツ國民は、帝政崩壊、共和國の建設を以て當然のこととして怪しむものはなかつた。然るにヒットラーは、これを以てドイツの大きな悲劇なりと考へ、ヴェルサイユ條約の調印者を「十一月の叛逆者」と呼び、ミュンヘンに歸つてからは、熱心な政治運動を開始した。

戦後ミュンヘンを占領してゐたボルシエキストの中央委員會は、ヒットラーの運動を見るや、一九一九年四月八日、四名の兵士を派して逮捕せんとした。然も拳銃を手にしたヒットラーの恐ろしい見解には、四名の者も手を出すことが出来ずに、そのまま引揚げた。

國粹社 同年五月ミュンヘンにドイツ労働黨なるものが生れた。これが今日の國粹社會黨の母體である。或る日ヒットラーは同黨の演説會を聞きに行つた。その時演壇で熱辯を振つてゐたのがゴツドフリード・フェーダである。フェーダは頻りにユダヤ系政治家の跋扈を罵り、ドイツ精神の宣揚を高唱してゐた。ヒットラーは深くこれに共鳴し、ドイツを救ふものは畢竟ドイツ精神の外に途なしとの自覺を得、直にこれに入黨したが、數ヶ月を出でずして彼は黨首の地位を占むるに至つた。

ヒットラーを迎へて漸く七名となつた小さなドイツ労働黨は、一九二〇年二月に至り、名も國粹社會黨と改め、始めて大衆の前に公開演説を試みることとなつた。國粹社會黨は詳しく云へば國粹社會主義ドイツ労働黨で、略してナチスと呼んでゐる。聴衆は始めは僅かに百名に過ぎなかつたが、何れも熱心にヒットラーの演説に耳を傾け、演説の終つた頃には殆ど全部の者が黨員となつた。

かくて國粹黨の勢力は、次第にバイエルン國內に擴がつていつた。

軍命次 今や國粹社會黨員は三萬人を數ふるに至つた。そこでヒットラーは時機既に到れりと

て入獄 なし、一九二三年十一月八日ミュンヘンに於て革命を起し、バイエルン政府の倒壊、國民政府の建設を聲明し、カール、ベーネル、ザイセル、ロソフ等の閣僚を強要し、これにルーデンドルフやヒットラー自身が加はり、内閣組織の獻立をした。然るにカール、ロソフ、ザイセル等が遁げたので革命は失敗し、ヒットラーは捕へられて、同十二日叛逆罪の名の下に投獄され、他の首領連は幸ふじて國外に亡命した。

獄舎に下つたヒットラーは、飢餓ストライキを試みて食を取らなかつた。そのため彼の健康はすっかり失はれたので、彼の友人等は速かに食をとるやう勸告したが、彼は斷乎として決意を翻へさなかつた。そして十二日間頑張つた後、ドレクスラーの懇切なる忠告により、漸く食事をとることとなつた。ヒットラーの公判は、一九一四年二月二十六日ミュンヘンの士官學校で嚴重な警戒裡に開かれた。彼は革命の全責任を一身に引受けつつ、次の様に陳述した。

判官諸公の下されんとする宣告は聞かずとも知れてゐる。革命の目的は一九一八年十一月の革命を廢棄させるにある。諸公は百度千度余を叛逆者なりと宣告してみても、永遠の歴史は、余を無罪として當公判の宣告を破棄するであらう。

かくて彼は五ヶ年の禁錮を言渡されて、再びランズベルグの獄舎に歸つた。彼の自叙傳として有名な「私の闘争」はこの獄中で書かれたものである。

内閣

ヒットラーは五年の刑期をまたずに、その年の十二月に釋放されたが、出迎人の多かつたことは、彼の人氣の依然として衰へないことを立證した。そして翌年十一月の十六日には、ベルリンのスポーツバラストに於て、出獄後の大獅子吼を試みたが、この時國粹社會黨は、既に聯邦議會に十二の議席を占めてゐた。

一九三〇年一月、チューリンゲンでは、人民黨と國粹社會黨との聯立内閣が組織され、ヒットラーと共に投獄されたドクトル・フリツクは内相となり、ザクセン議會では、國粹社會黨は第二黨となつて、益々その勢力を加へた。

次で一九三二年七月の總選舉では、國粹社會黨は二百三十名の議員を選出して、聯邦議會の第一黨となつた。爾來依然として第一黨の地位を維持して來たが、翌三十三年一月三十一日には、ヒットラーはシュライヘルの後を受けて愈々内閣を組織した。彼は間もなく他の諸政黨を解消してナチス獨裁を現出し、ユダヤ人排斥を表象する鐵十字の黨旗は、全ドイツを風靡するに至つた。

【註】本文の記事は主として外務省情報部發行「國際事情第三百七十七號」に依る。

二 ナチスの政綱

ヒットラーを首領とする國粹社會黨即ちナチスは如何なる政綱の下に動きつゝあるか？ ヨーロッパ

パに於ける低氣壓の性質を知るには、これも亦極めて重要な問題である。

一九二〇年二月二十四日に定められたナチスの政綱は凡そ二十五綱目から成り、内政問題は勿論、外交上の重要問題も含まれてゐる。こゝにはその主なるものを擧げてみやう。

獨逸の合併

その第一條は獨逸の合併を宣言するもので、「我等は民族自決權に基き、總てのドイツ人の大ドイツへの合同を要求す」と定めてある。

世界大戰の結果、中歐同盟國の領土には縦横のメスが加へられ、そのために不自然なる領土の分割が行はれて、約五百五十萬のドイツ人（即ちオーストリアのドイツ種族）は、現に外國政府の統治を受けてゐる。これ等のドイツ人は、その運命に就いて意見を求められたかといふに、彼等の感情は奴隸時代の「賣られ行く黒人」と同様、少しも顧みられなかつた。尤も若干の場合には、人民投票によつて彼等の希望を述べ得る機會を許されたが、それは「重要なちざる若干の場合」に於てであつて、事實上彼等は家畜のやうに主權から主權へと賣られたのだ。

さういふ理由から、獨逸側に於ては、早くから合併の運動が起つてゐた。然るに一九三一年九月、國際司法裁判所はこれを否決してしまつたので、この運動は一大頓挫を來した。恰もよしドイツがナチスの天下になつてからは、ヒットラーはオーストリアのナチスと提携しつゝ、ウインにナチスの政權を樹立させ、これとベルリンのナチスとが互に手を取り合つて、事實上の獨逸合併を齎らさうと

計つた。

その後この運動は、オーストリアに於けるドルフス政權が英・佛・伊の支持を受け、敢然ナチス排撃の擧に出たので失敗に歸したが、ヒットラーは尙もその目的を達せんとして、百方努力しつゝあるから、他日嵐をまき起さすにはおくまい。思ふにこの問題は、獨逸獨逸兩國間の問題であるのみならず、又ドイツと英・佛・伊間の問題でもあるから、その成行如何に依つては、ヨーロッパの低氣壓に至大の影響を及ぼすことであらう。

屈辱條約の廢棄

ナチス政綱の第二は、他の國民と同様な平等權をドイツ國民に與ふること、並にヴェルサイユ、サン・ジェルマン兩講和條約の廢棄である。

休戰條約成り

ドイツ國民が銃劍を棄て戎衣を解き、平和の到來を喜んだ時には、彼等はは大統領ウヰルソンの十四ヶ條の講和條約に満腹の信頼を置いてゐた。彼等は被掠奪、被征服の思想などは、當然あり得べからざること、樂觀してゐたのだ。然るにこれ等は、ヨーロッパの貪慾なる政治家のために、ヴェルサイユの講和條約により、全く蹴飛ばされてしまつたのを見た時には、ドイツ人は心の底から憤りを覺えた。ドイツはその陸海兩軍と要塞とを奪はれ、その商船と植民地と數千萬方哩の歐洲領土とを喪失したのだ。否それのみではない、彼等は人間の頭腦では到底想像もつかない、莫大な價金を戰勝國に向つて支拂はねばならなかつた。言語と血統並びに傳統を同ふする七百

萬の同胞ドイツ人は、敵國の支配下に置かれた。かくてドイツ人は全く欺かれたことを悟つたのだ。否、そのみでない、ドイツと同心一體なるべき善のオーストリアは、サン・ゼルマン條約によつて領土の七二%、人口の七五%を奪はれた。正に往年のポーランド分割にも比すべき國家の解體である。大英百科全書の言を引用するならば、オーストリアの新共和國に残された國土は、「舊オーストリアの最も確たる山地より成り……耕作し得るのはその三分の一に過ぎない。然も他の三分の一は森林で残餘は山嶽である」のだ。

さういふ屈辱的な講和條約を課せられ、戰勝國からは劣等以下に取扱はれたドイツ國民が、他の國民と同様な平等權を要求するの何の不思議があらう。

植民地

ナチス政綱の第三は云ふ。
我等はドイツ國民を支へ、又その過剰人口を收容すべき土地領土（植民地）を要求す

と。

ヴェルサイユ條約の結果、ドイツの海外植民地は、直接に戰勝國に、又は國際聯盟を通じて間接に戰勝國のものとなつてしまつた。ドイツ人は何時かはこれを自分等の手に取戻さねばならぬと信じてゐる。日本の聯盟脱退の結果、南洋委任統治領の返還問題が起ると、舊の主へ返してくれ、然らざれば適當なる代償を與へよと眞先に云つたものは、聯盟でなくて實は當のドイツであつた。

ユダヤ人排斥

ナチス政綱の第四はユダヤ人の排斥である。

國粹社會黨は、現在ドイツの經濟的苦痛は、主としてユダヤ人に起因するものと主張する。世界大戰後の暗黒時代に、ドイツが全く打ちのめされ、將に餓死せんとする苦境に際し、ドイツ系ユダヤ人は、國家の危急を他所に、巨富を重ねたといふナチスの主張には、根據がないでもない。故に多くのユダヤ人は、國家を犠牲として不當利得に狂奔してゐた。彼等は國賊である——とナチスは云ふのである。

かういふ理由から、ナチスの政綱では、ユダヤ人の市民權を剝奪し、政府の意志により勝手に放逐するを得せしめ、且つその選舉權と官吏の資格を剝奪するは勿論、ドイツ人の失業者を救済するためユダヤ人の職業を奪つて、これをドイツ人に與へよとまで主張してゐる。

國民軍

次の政綱の一つは傭兵制度の廢止と國民軍の創設である。

ドイツは、ヴェルサイユ條約により、列國軍縮の第一歩として、ドイツに軍縮をなさしむると宣言され、その陸軍を十萬人に、海軍は一萬トン以上の戰艦を持つことは勿論潜水艦は全くその所有を禁ぜられ、且つ參謀本部の廢止、徵兵制度を禁止して全部傭兵制度になすことに定められた。

然るに一方戰勝國はと見れば、軍縮をなすべき誓約を反古にして、一向に實行しさうにもない。否

フランスの陸軍の如きは、ドイツの十萬に對して、五十六萬といふ驚くべき數字を維持してゐる。そこでドイツは、一方には素質の低劣なる傭兵制度の代りに國民軍を創設して、質の方面から劣勢を補ふことを要求すると同時に、他方では、軍備の平等權を主張して、その陸海軍備を他の各國と平等に保持し得る權利を要求しつゝある。

以上はナチス政綱の主なるものであるが、この他にナチスが眼の上の瘡として反對するものに共産主義がある。

ナチスの不倶戴天の仇敵は、マルキシズムと政黨政治と資本主義の三つである。ユダヤ人たるマルクスの階級闘争、私有財産否認、唯物史觀は極度に排斥され、特にボルシェヴィズムは暫時たりとも、ドイツ國內に存立を許さるべきものでないと主張する。大戰以來互に手を握り合つて來たロシヤが、急に百八十度の回轉を行つて、ドイツの仇敵たるフランスと握手するやうになつたのはそのためである。

三 ナチス進出の原因

上來述ぶる所によつて、我々はヒットラーの擡頭と、所謂ナチスの政綱なるものをみた。この野人にも等しいヒットラーとその率ゐるナチスは、恰も燎原の火のやうに、ドイツの人心をそれからそれ

へとたきつけつゝ、これを收攬していつたのだ。然らばかゝるナチスの成功は何に基くのか？ これを一瞥することも亦興味があらう。

三派併合 大戰以來ドイツ議會に勢力を占めて來たものは、社會民主黨、ドイツ民主黨及中央黨からナチスの三つで、内閣はいつもこの三派聯合で組織して來た。

この三派は、その方針には多少の差こそあれ、ドイツは隱忍自重して内部の充實を圖ると共に、外に對しては、世界の平和に貢献しやうといふことでは、互に相一致してゐた。即ち内政に於ては急激なる變革を避け、外交に於ては講和條約を誠實に履行し、戦争の舊怨を忘れて、舊聯合國と相提携しつゝ、世界の平和に貢献しようといふのである。勿論ドイツ國內には、これに反對するものもあつて、彼等は端的にヴェルサイユ條約の廢棄を主張し、聯合國に對して、いつかは復讐戰を斷行せねばならぬと叫ぶものもあつた。然るに戦争に疲れたドイツ國民の多數はこれを喜ばない。その結果として、一九三〇年に至る迄は、三派が勝を制し、ドイツは穩健な歩みを行つて來たのである。

然るに一九三〇年以來、この形勢は一變した。即ち同年九月に行はれた總選舉では、民主黨は二五より二〇に減じ、社會民主黨は一五三より一四三に、中央黨だけは七名を増して六一より六八になつたが、三派を合計してみると、得る所よりも失ふところが多く、結局三派だけでは議會の過半數を得られなくなつて來た。之に反して、左右兩極の國粹社會黨及共産黨の進出は頗るめざましいもので、總選

舉前の議會では、僅に一二名の代議士を出し、議院の隅に小さくつてゐた國粹社會黨は、今や一躍して一〇七名の議席を得て第二黨となり、同じく五四名を擁するに過ぎなかつた共產黨も、二三名を増して七七名となつた。即ち極左右の兩黨を加ふれば、僅に議會の三分の一を占むることとなつた。足並亂れ かやうな變動を起した原因はいづれにあるかといへば、先づ第一に指を屈すべきは、これら兩黨 これまで一致團結してドイツに當つて來た舊聯合國、就中英・佛・伊三國の足並が亂れ會 て來たことである。

大戰後の時日が経過するにつれて、著しく目立つて來たのは、舊聯合國の利害の衝突に基く反感と分裂とであつた。即ち英佛の關係は、所謂「合せもの離れもの」の舊に歸つて、こと毎に杆格を生じ、又伊佛は地中海問題や海軍問題で争つて、互に吳越の思ひをなしながら、相對峙する有様である。かゝる形勢は、勢ひその中の或るものをして、ドイツを助けんとする氣勢をさへ示さずにはおかぬ。イタリーとイギリスがそれだ。かうなると、ヴェルサイユ條約に對して、堪え難い屈辱を感じてゐるドイツ人は、かゝる條約を誠實に履行せんとする穩和な三派の主義に飽き足らなくなるのは自然の勢ひである。さてこそヴェルサイユ條約、サン・ゼルマン條約、乃至はヤング案、ロカルノ條約まで破棄せんとするナチスの聲に耳を傾けるやうになつたのだ。

ライン

ところがこの形勢に一層の油を注いだものがある。それは聯合軍のライン撤兵である。

の撤兵

ラインの撤兵は、ドイツ國民の舉つて熱望する所で、名外相ストレーゼマンの外交の重心も、要するにこの撤兵であつた。元來ラインの占領は、ドイツをしてヴェルサイユ條約を履行せしむる爲の保障占領であるから、ドイツにしてラインの撤兵を希望するならば、ヴェルサイユ條約を誠實に履行し、將來もこれを履行する誠意を示す必要がある。若しドイツにしてかゝる誠意を缺くならば、聯合國はいつまでも占領を繼續することが出来る。かの中央三派が穩和な履行政策をとつたのは主としてこの撤兵を促進せんがためで、これがためには、ドイツは一時的の屈辱は已むを得ずとして甘受せねばならぬと考へたのだ。ヴェルサイユ條約に不満を感じるものは獨り國粹社會黨のみでない。否、三派の人々も同じくこれを憤慨した。然し乍ら急いでは事を仕損じるといふので、三派は平和政策により、その目的を達せんとした。彼等は狙ふところは同じであつても、異なる所は唯手段の差のみであつた。

かやうに三派は、國民をなだめつゝ、聯合國に對する平和を抑へさせて來たが、ヤング案の成立と共に、聯合國はラインを撤兵してしまつた。條約所定の期限よりも五ヶ年早く撤兵したので。ここに至つては、ドイツ人は、何時までも隱忍して聯合國の御機嫌をとる必要はなくなつた。今やドイツ國民は、露骨に自分等の感情を發露することになつたのだ。これがドイツ國民をして、穩和な三派を去つて、ナチスへと走らせた一つの理由である。

經濟界
の不景

だが以上の説明だけでは、ドイツにナチスと共に共産黨が擡頭した理由を知るには不
充分である。然らばそれは何故かといふに、ドイツに於ける經濟界の不景こそ、先づ指
を屈すべきものであらう。

ナチスの感傷的な而もシヨウヴィニスチックな信條も、將た又共産主義の赤い手も、ドイツが經
濟的に繁榮し、國民の生活も安定し、國際的地位も満足すべき状態にあるならば、かくも著しい勢
力とはならなかつたであらう。然るに現在のドイツは、總てこれらのものを缺いてゐる。加之ならず
殊に經濟的不況は戰慄すべきものがあるから、國民を驅つて、勢ひこれらの左右兩極に走らしむるこ
ととなるのだ。

然らばドイツをして、今日のやうな經濟的窮乏に陥入れたものは何かといへば、不合理なるヴェル
サイユ條約こそ、眞先に指摘されるべきものであらう。

フランスは、五十五萬平方杆の土地に四千二百萬足らずの人口を有し、本國の二十四倍もある植民
地を有するのに、ドイツは四十七萬平方杆の土地に六千六百萬の人口を盛り、而も一つも植民地をも
たない。その植民地は舊聯合國の爲にとられてしまつたのだ。

ドイツは國內に鐵石炭等の僅な資源を許されてゐるが、他の原料をもたない。然も原料の供給地は
舊聯合國のために杜絶されてゐる。況やドイツは、工業國としての必須條件たる、廣汎なる販路まで

も杜絶されてゐるのである。植民地の缺如は、その苦痛を更に倍加促進した。經濟的窮乏こゝに於て
か起らざるを得ない。

試みに一九三〇年度のドイツ產業界の状態をみるに、生産高は各産業を通じて三割の減少を示して
ゐる。國民の十分の一は失業者である。數百萬の大衆は食糧の缺乏を感じてゐる。政府は法令を以て
肉パンの製造を禁じてゐる。ドイツに於ける失業状態の如何に甚だしいかは、國庫並びに地方の救費
の異常に大きいことが何よりの證據である。一九一三年度に於て、フランクフルト（マイン）市が
救助した貧民の數は、一ヶ年八千一百一十一人、支出三百七十三萬七千九百九十八マルクであつたものが、一九二
九年度には、八月一ヶ月だけの救助人員八萬二千九百九十八人、支出百六十五萬二千四百三十三マルク
であつた。ベルリン市の歳計は六千九百九十萬マルクの歳入不足を示した。これも貧民救助の増加と租
稅收入の減收によるものである。

かかる經濟的窮乏は、最近に至るも尙ほ悪化の一路を辿つてゐる。例へば貿易のバランスは、一九
三四年以來逆潮に轉じ、同年中には約二億八千四百萬マルク、昨年一月、二月の合計だけでも、既に
一億六千二百萬マルクの入超を示してゐる。失業者數は、政府の失業救濟事業のため、ヒットラー内
閣成立當時六百萬人に達してゐたものが、今日では約二百五十萬人に減じてゐるが、就業者全體の体
給貸銀總額は増加してゐない。しかも一面には、生活必需品の騰貴がある。かくては大衆生活の貧困

化は必然の勢であらねばならぬ。かかる殺人的の不景氣は獨りドイツのみではない。否、世界共通の現象であるから、ドイツ經濟窮乏の一因は、世界的の經濟事情に基くこと勿論である。然るにドイツは、毎年十億に近い賠償金までも支拂ふので、經濟的壓迫は他國に比して一層甚だしい。そこで國民は、不景氣が深刻になればなる程、他の原因をも顧みる暇なく、國內の不景氣を以て一にヴェルサイユ條約のためであり、聯合國の壓迫のためであると考へ、不滿の鋒先は先づ聯合國に向けられた。ここに共產黨の乗する機會がありナチスが進出して來た原因がある。

ナチス

を恐る

然るに共產黨破れ、ヒットラーを首領とするナチスが進出して來れば來る程、フランス及びこれを盟主とするポーランド、チェッコ・スロヴァキヤ等の諸國は、頭痛の種とならざるを得なかつた。何となれば、これらの諸國は、ドイツの現状維持を望んでゐるのに、ドイツはその現状を打破せんとするからだ。フランスとその與國は、ドイツが、政治的に、産業的に、又は精神的に復舊するのを好まない。彼等はドイツ國民が飢餓に喘ぎ、失望の淵にあると否とは問ふところでない。要はドイツが永久に無力であり、同時に最後の一錢まで賠償の支拂に應ずることを期待してゐるのだ。さういふ理由から、ナチスの進出、従つてヒットラー政權の躍進は、就中獨佛の關係を緊張せしめずにはおかぬ。然らば獨佛の關係はどうなつてゐるのか？ 次にはこれを觀察してみやう。

第八章 宿命の仇敵獨と佛

一 獨佛の軋轢

ナポレオンの馬蹄に踏みにじられたドイツは、普佛戰爭によつて、フランスに對してその復讐戰をなすことが出來た。然るにドイツが、アルサスローレンを奪取したことは痛くフランス人の神經を尖らせ、爾來兩國は遂に宿命の仇敵化してしまつた。

だがそれは比較的昔のことである。今日のドイツ人が就中フランス人を憎惡する理由を知るには、それよりも寧ろ、世界大戰の少し前から今日までの兩國の關係を辿れば充分である。

爲政者に

誤られた

サラエヴォの一弾により、歐洲大戰の破裂が刻々に迫るまでは、イギリスは勿論フランスもロシアも、進んでドイツと戰はんとする意志は持合はさなかつた。唯これらの諸國は、無暗に劍をがちやつかせたり、又は外交無視の標本たる軍國主義的旗幟の下に亂

舞するドイツの軍閥を見ては、自衛の爲に勢ひ武装せざるを得なかつた。

だが當のドイツに於ても、眞に亂舞したものは、カイゼル及びその左右にある軍閥連に限られ、一

般の國民は寧ろ極めて平和的であつた。これ等一般のドイツ人は、隣人と親交を持続してゐた。彼等はフランス人とは勿論のこと、他の何國とも戦争を望まなかつた。尤もロシアに對しては、多少好感を持たなかつたのは事實であるが、さればといつて、これと戦ふの意志は勿論持合はさなかつた。彼等には毫も戦争を欲する理由はなかつた。何故なら、一切は平和の中に進行してゐたし、商賣は繁榮し、税金も過重といふ程でもなかつた。うまいビールも廉く鱈腹飲むことが出来たからだ。さういふ有様であるから、世界大戦がどうして起つたかの原因に就ては、一般のドイツ人は殆んどその知識を持たなかつた。

これ等普通のドイツ人は、單純一徹であり、お人好しであつたので、彼等は宣傳家の云ふがまゝにこれを信じた。不正と不義並びに嫉妬の權化である隣國等は、ドイツを亡ぼさんとして、有ゆる奸計を廻らしつあると宣傳したカイゼル及びこれを取巻く軍閥連の宣傳をば、何等の割引なく顔面通りに受取つたのだ。この信念を以て彼等は戰場に馳せ参じた。そして四年間、未曾有の勇氣を發揮しつ、世界を敵として頑強に戦つた。

讀者諸君！ これと同一の運命におかれる憐れな國民が、他にもないことを私は祈る！

然るに一九一八年に至り、戦争が終局に近づくと、總ての祕密箱はこちあけられた。そして突如として大崩壊が行はれると、カイゼルは全責任を投げ棄てて、一族と共に亡命した。昨日まで戦争の繼

續を絶叫し、國民を戦線に追ひやつてゐた軍閥連は、何れにかその姿を隠し、そして戦敗の責任を他に塗りあふといふ、見苦しき醜態までも演じた。

こゝに至つてドイツ國民は、彼等の爲に賣られたことを始めて感知した。舊政府の愚昧と拙策と罪惡とを、目のあたりに認識したのだ。彼等が眞心からその後續者たる共和政治を支持したのは、かういふ理由によるのである。

ルール 然るにドイツ國民にとりて、泣面に蜂ともいふべきものは、屈辱的なヴェルサイユ條約の締結であつた。カイゼルとこれを取巻く軍閥連の爲に欺かれたドイツ國民は、ここにも亦貪慾なるヨーロッパの政治家達の爲に、欺れてしまつたのだ。

然るにも抱はらず、彼等はヴェルサイユ條約成立後の四年間は、些かながらも自信を恢復し、希望を將來に繋いでゐた。貧窮と悲惨と屈辱の裡にも一縷の望みを持つてゐた。そこに行はれたのがルールの占領である。

ポアンカレに依つて試みられた、あの復讐心の焰そのものとも云ふべきルールの疾風迅雷的占領は、フランス人をして云はしむれば、或種の理由もあるであらう。併しながら公平なる第三者は、これを以て惡魔の行爲なりと斷じ、ターレランの如きは『罪惡以上の罪惡である』とまで公言してゐる。フランスは、ルールの占領に依つて得るところはなかつた。イギリスからは同情を喪ひ、フランス人

に對するドイツ人の怨恨は更に深まつた。そして兩國の理解と握手とを絶對と不可能ならしめた。フランスは又奸譎な政策を弄して、ラインランドに策動し、革命と賣國行爲により、これをドイツ本國から分離させんとした。

フランスは又占領地帯に有色人の軍隊を駐屯せしめて、ドイツに對し更に侮辱を與へた。然も當のフランス人は嘯いて云ふ「然し我等は黒人軍を使用したことはない」と、事實彼等は銅色人や黄色人の軍隊を使用してゐたのである。

債鬼の

佛

かかる侮辱と復讐的行爲とが、一般のドイツ人を如何に憤慨せしめたかは、ここに説くまでもあるまい。だがドイツに對するフランスの壓迫の手は、唯それだけではなかつた。否そこには、金錢以外の何ものも知らない悪辣なる債鬼が、從順なる債務者に對すると同様な奸計が待ちうけてゐた。フランス人は、凡ゆる手段を盡して、多額の賠償金をドイツ人から搾り上げんとしたのだ。

ドイツ人は考へた。フランスはヨーロッパ中でも最も繁榮した國である。そこには失業者はない。金の保有に於ては世界第二位である程富裕な國である。その植民地は有り餘る程持つてゐて、寧ろ持て餘してゐるのに、更に數千平方哩の植民地をドイツから強奪した。さういふ富裕な國民が、貧乏なるドイツ人から、最後の一錢までも取立てて、更に皿の底までもねぶらうとするのは、どういふわけかと。

けかと。

更に一般のドイツ人をして、悲憤慷慨せしめたものは、フランスが他の諸國と軍事同盟を結んで、平和條約の改訂を拒否し、かくてドイツを永久に鐵鎖の苦しみにおかんとすることであつた。

然るにも拘らず、一般のドイツ人は、フランスに對する復讐戰を斷念してゐた。何となれば、戰つても勝てないと信じてゐたからである。

これがヒットラー政權の擡頭するまでの、ドイツの一般状態であつた。

これに對してフランス人はどう考へてゐたのか？ 我々は轉じて楯の反面を觀ねばなるまい。

獨佛提

佛

ドイツに對するフランス人の考へ方には、思想上二様の流れがある。一つはドイツと提携せんとするもので、他の一つはこれに反對するものである。

前者はフランスの名外交家として謳はれた、故アリスチード・ブリアンに依つて代表されて來た。今日のラヴァルも彼の流れを汲むものである。彼等の信ずる所によれば、ドイツ國民は平和條約を遵守し、これを實行するであらう。さればこれと協調するのがフランスの爲でもある。彼はさういふ思想の下に、ヨーロッパ聯合論を唱へ、ドイツを生かすと共に、ヨーロッパの現在の國境を永久不變のものとなさんとした。

だがブリアンがドイツとの協調を説いて來た裏面には、彼と同じくドイツの名外相として知られ

た、故ストレーゼマンが存在してゐたことも忘れてはならぬ。ストレーゼマンは、國力が一通り充實するまでは、ドイツ國民は隱忍自重せねばならぬと説き、所謂十年計畫を以て祖國の恢復を計らんとした。人若しヴェルサイユ條約の改訂を主張するものがあれば、彼は國境問題ほど國民間の神經を無用に刺激するものはない。ドイツは須らく十分の實力が出来上がるまでは、これを持出さない方がいとだめだ。彼は又舊獨領植民地の恢復論者に對しては、今のドイツは資金がないから、植民地の經營は中々に容易の業でない。寧ろ最惠國待遇の利益を享受し得る委任統治地域に對し、通商的に進出する方が得策である。今日のドイツ國民が、當面の急務として努力せねばならぬのは、その旺盛な工業力を利用して、四方八方に市場の恢復を計り、國富の基礎を固むることである。これがためには隱忍自重が必要であると勸説した。

今や穩健なるブリアンもストレーゼマンも故人となつて、ヨーロッパはヒットラー一派の亂舞するところとなつた。危機が突如として襲來したのも、何も怪しむに足らぬ。

排 獨

他の一派は、レイモンド・ポアンカレを總帥とするもので、ポアンカレ逝いて後は、バルトールがその後を繼いだ。この一派に従へば、ドイツは到底フランスと妥協の意志なしと説き、ドイツ人は一生懸命に平和條約を出し抜くことに努め、かくして他日の復讐戰に有利な立場をつくることに全力をつくしつとありと主張する。

彼等は云ふ、ドイツは常備兵員を十萬に減らされ、服役期限も十二ヶ年に制限されてはゐるが、これは一朝事ある際の全兵力ではない。ドイツには軍事教練を経た八萬の歸休兵があり、十五萬の憲兵もゐる。その他鐵道、税關の監視員、軍隊に準すべき組織團體、例へばナチス突撃隊、鐵甲隊等があり、その外に世界大戰で生き残つた約二百萬の在郷軍人もある。器材に就いて云つても、ドイツは平和條約に依つて、重砲、戰車、空軍、毒ガス等を禁ぜられては居るが、ドイツの工業組織は、宣戰と同時に軍用器材の大量生産をなすことが出来るから、これ等はあてにならない、と。これがこの一派の恐獨論者の論點であるのだ。

だが、これは餘りにも神經的だ。フランス國民のやうなヒステリックな民族であればこそ、さういふ夢想もするのだ。現にドイツは軍備を制限され、經濟的不況に苦しみ、國民は塗炭の苦しみに喘いでゐるではないか。そのドイツが、僅に數時間で、堅牢を以て誇る獨佛國境のフランス要塞を突破し歐洲第一を以て誇るフランス陸軍を撃破し得るとは、誰がみても幻想である。だが小心怯懦なるフランス人は、これが實現されるものと確信してゐるのだ。ここにドイツとの不和の原因がある。

佛の勢

かういふ對獨恐怖心から、フランスでは安全保障が頻りに叫ばれる。そして今日では

力均衡

この安全保障といふことが國策の一部となつてゐる程、フランス國民の神經を尖らして

政 策

ゐる。

然るにフランス國民の望むやうな安全保障は、他の諸國が容易にこれを與へようとはしない。そこでフランスの政治家は、依然として昔ながらの勢力均衡主義を提出して、これで自らを慰めつつあるポーランドを寄生蟲とし、小協商諸國を率ゐて、ドイツに當らんとするものがそれだ。

だがこの勢力均衡主義は、これに依つてヨーロッパが、これまで幾度か流血の慘禍を演出したこと、フランス人はけろりと忘れてゐるやうだ。ヨーロッパの歴史を回想せよ。ナポレオンは嘗てこれをプロシヤに試みて、全然失敗に終つたではないか。これがためプロシヤはロシヤと握手し、ナポレオンをして自己の没落を早めたのみならず、フランスをして、殆んど百餘年間ヨーロッパに覇を唱ふることを不可能ならしめた。昔のプロシヤに相當するものが正に今のドイツではないか。フランスにしてこの歴史上の教訓を忘れ、依然として勢力均衡主義に執着するならば、現在のフランスが、ナポレオンと同じ失敗を招くことは明々白々である。勃興の氣運に燃ゆるドイツ國民を、抑壓によつて平和を保たんとするのは、ガスを以て満たされた室に、火氣を近づけると同じことだ。その遂に爆發して、全歐洲を粉碎するのは、智者を待たずして明らかであらう。

三つの段階

これを要するに、平和回復以來、ドイツとフランスは互に相反する三段の途を踏んで來た。これをドイツ側からいへば、その第一段は失望時代であつて、それは消極的な抵抗と破産であつた。第二段は老巧穩健時代であつて、これは主としてストレーゼマンに

依つて指導され、これによりドイツは、一步々々と平和條約の桎梏から免れて來た。第三段は力の時代であつて、現在のヒットラー政権に依つて指導されつつあるものがそれである。

それに反してフランスは、その第一段に於いて、ドイツに對して力を用ひ、威嚇とルールの占領を行つた。第二段はストレーゼマンの老巧穩健主義に對して、フランスも亦同様の政策に出た時代で、ドイツに對して妥協的態度をとつたのはこの時である。第三段は讓歩時代で、フランスは今日ドイツに對して、歩一歩と讓歩しつつある。ラインランドの放棄、賠償の輕減、軍備平等權の承認などがそれだ。

然らば結局獨逸の關係はどうなるのか？ 我々はこれを觀察するに先だち、先づドイツとフランス間の重大なる紛争の本をなす、ポーランドの廻廊から述べてみよう。

二 ポーランドの廻廊

ヨーロッパの地圖を開いてみたら、ポーランドがバルト海へと出るところで、ヴィスツラ河の下流に、V字形の小地域があるのを眼につくであらう。これが所謂ポーランドの廻廊 (Polish Corridor) として、ヨーロッパ紛争の震源地となるところである。

獨逸 其の昔ポーランドは、ヴィスツラ河を挾んで廣大な版圖を持つてゐた。それがドイツ

國の主の爲に三回の分割を行はれて以來、その領土は漸次に小さくなつた。然るに世界大戦に張ドイツが敗れ、パリの平和會議で屈辱的な講和條件を課するとなると、ポーランドにも獨立を與ふることとなつて、平和會議の仕事は、次の二問題を如何にして解決するかに全力が注がれた。

- 一、人種的地見地に從つて國境を劃すること。
- 二、ポーランドに、自由にして安全なる海への出口を與ふること。

これに對して、ポーランド側の言分は、この二問題は不可分のものであつて、廊下地方はポーランド人が壓倒的多數を以て住んでゐる。加之ならず、ヴィスツラ河西岸から海に至る地方も亦同様であるから、廊下地方一帯はポーランド領とするのが至當であると。

ドイツはこれに反對した。ドイツ側はいふ、廊下地方の住民はカシユヴ人であるから、これを以てポーランド人とみなすのは不合理であると。

平和會議の雙方の主張に對して、裁斷者たるウキルソン、クレマンソー、及ロイド・ジョージの解はどうか裁いたか？

クレマンソーは、フランスの狙ふところを充分に把握して、ドイツを極微細な分子に粉碎し、かくして政治的にも軍事的にも、強國としてまた起つ能はさらしむる方針の下に、この廊下

一帯をポーランドに與へようとした。これに反して、フランス程にドイツに對して怨恨を抱かないロイド・ジョージは、ポーランドの國境問題が將來に於ける歐洲紛争の本とならないやう、波獨兩國の主張を調節せんとした。然るにウキルソンは、民族自決主義を眞甲に振擧して、ポーランドの建設を主張し、且西プロシヤに人民投票を行ふことを拒み、將來の紛争は國際聯盟がこれを匡救するであらうと主張し、これを固執して遂にその目的を達した。彼はこの解決法が、ポーランドに第二のアルサス、ローレンを造るものであることを氣がつかなかつたのだ。

交錯する生命 若しもポーランドの廊下を東西に連絡するならば、内地にある二千七百萬のポーランド人は、海への出口を塞がれて亡國の民と化する他はない。さりとして廊下を南北に連ねて、ヴィスツラ河を經濟動脈とすることをポーランドに許すならば、ドイツは現在のやうに東プロシヤと本國とを隔離されて、これ亦國勢の衰弱を來すことも明らかである。ここに兩國の生命線が交錯するのだ。

ヴィスツラ河流域はこれまで幾度となく歴史の争奪戦を演じて來たところである。それはポーランドからみれば、國民の經濟的利益と政治的安全を贏ち得るか否かの國家興亡の問題であるが、これをドイツから見れば、國民的の衿を傷けられるか否かの問題である。アルサス、ローレンの喪失が如何にフランス人を悲憤せしめたかは、何人も記憶に新なるところである。ポーランドの廊下を失ふこ

とは、ドイツにとつては、正にフランスのアルサス、ローレン二州の喪失に匹敵するのだ。果して然らば、ドイツとポーランドとが真剣に鎗を削るのも尤もな次第でないか。

頓沈漢
な措置

かやうに交錯する波獨兩國の生命線に對して、パリの平和會議は努めて公平ならんことを期したが、それにも拘らず、そこには幾つかの頓沈漢な措置が行はれて、却つて兩國の憎惡の念を増しつゝある。

例へばポーランドの廻廊と東プロシヤとの境界は、大部分はヴィスツラ河によつて形成されてゐるから、普通の慣習に従へば、兩國の境界線は河川の中央と定めるのが常識である。然るにポーランド側は、ドイツに該河を使用せしむることを頑強に拒んだ結果、河の東岸に幅員五十哩の地帯を設けこれをポーランドに譲渡せしめたので、東プロシヤ人は眼前に流るるヴィスツラ河を利用することが出来なくなつてしまつた。最も東プロシヤ人は、僅に四メートルの間隔だけは、該河を利用することを許されてはゐるが、この恩典に浴するためには、十二哩を隔つるチルシヤウに行つて、ポーランド領事の査證を受けねばならぬ、といふ面倒な條件がある。

又クルゼブラツク附近のヴィスツラ河には、一大橋梁があつて、ポーランド領とドイツ領とを連ぬる唯一の通路であつた。然るにポーランドは、一九二八年の春、ドイツの抗議にも拘はらず、それを破壊してしまつたので、東プロシヤ人は舟で渡河するか、又は約五十哩を迂回して、他の橋梁によ

らねばならなくなつた。

ダンチ
ツヒ自
由市

上述するやうに、ポーランドは平和會議に依つて得るところ極めて大であつたが、ヴィスツラの河口だけは、これを如何ともするを得なかつた。この河口といふのが即ちダンチツヒ自由市で、ポーランドはこれを堪へ難き侮辱と考へてゐるのである。

平和會議に於いて、ポーランドはこれを己のものとするのみか、東プロシヤ全部までも要求した。クレマンソーは、フランスの爲に、熱心に該市のポーランド歸屬を主張し、ウキルソンも亦これを支持した。獨ロイド・ジョージのみは、他日の禍根を未然に防がんとして、ダンチツヒのドイツ領を主張した。そしてこの論争は結局妥協に終り、ダンチツヒは波・獨兩國の何れにも屬せず、これを國際聯盟の保護下に自由市とすることとなつた。

だが名は自由都市であるが、その住民は主としてドイツ人より成つてゐるのに、外交、通關事務、鐵道等はポーランド政府がこれを管理し、その紛争は國際聯盟の決裁を仰がねばならぬ。況んや外債の募集も、ドイツとの通信も、ポーランド政府の許可がなければ、これをなすことは許されない。かかる複雑なる行政組織が、波・獨兩國間に不斷の軋轢を生ずるのは極めて明白である。

最初ポーランド人は、ダンチツヒのポーランド化政策をとつて、事實上の併合に等しい果實を收めんとした。然るに該市住民の多數がドイツ人であるため、この政策はもの見事に失敗した。そこで

ポーランドは、該市が完全にドイツの勢力下に支配されてゐる現狀の狀態に對する報復手段として、ダンチツヒを距たる十一哩のグヂニヤに築港して、ダ市の勢力を奪はんとした。その爲、ダ市の貿易は大なる打撃を蒙り、一九二四年には、後者が前者の約二%に過ぎなかつたものが、一九三二年には四八%を奪ふに至つた。

波蘭の 以上がポーランド廻廊を繞る波・獨兩國の争點である。これをドイツ人に云はしむれば、東部國境に於ける現狀は到底承認し難いもので、ポーランドの廻廊は廢せられ、東

部、國境の改訂を行はねばならぬ。かゝるは他の凡ゆる考慮——人種、經濟、歴史——を超越するものであると、これがドイツ人の言分である。ドイツはこれまで幾度となく、この國民的決意を、何等の粉飾なしに宣言した。殊にヒットラーの政權となつてからは、この國境改訂運動は、人種的反感も手傳つて益々激化して來た。

一方ポーランドはとみれば、これ亦ドイツに對して不平滿々である。その要求の全部は未だ嘗て容れられてない。ドイツの主張の如きは、些も正當な根據の下にあるものでないと、彼等は主張するのだ。そこには、十八世紀末に於いて、亡國の恨を吞まされた癒え難き敵愾の感情も加はつてゐるのである。

獨波不 上述するやうに波・獨兩國の關係は、全般的に不良であつたが、ドイツが聯盟退後
侵略協 國際的孤立を脱せんとする希望と、フランスが、いつまでもポーランドを、小國又は、
定 屬國扱ひすることに憤慨したポーランド人の反感とは、獨・波兩國を接近せしめ、遂に
一九三四年一月に至り、兩國間に不侵略協定を成立せしめた。

この協定は十年間の期限であるが、ドイツはこれにより、廻廊地帯の回復を向ふ十年間さし控へ、當分の間は、それよりも一層重要な南方發展、即ちオーストリア合併の實現に熱中することにしたのだ。勿論これはポーランド側からみれば、未だ以て満足なものではない。併し乍ら、ドイツの注意を他に轉向して、十年間の時日の間に、徐に競争地域につき、ポーランド自身の地盤を強固にする方が得策だと、ポーランドは考へたからであらう。

だが國際の情勢は、猫の眼のやうにくるくると廻る。ドイドがだん／＼にその勢力を回復した時、果してポーランドを忘れるであらうか。

獨波戰 ドイツ人は、國際聯盟を通じて世界の輿論を動かすか、又は威嚇その他の方法を用ふ
を斷せ れば、ポーランドは少くもその廻廊の一部をドイツの爲に放棄するであらうと信じてゐる。然しながらこれは極めて疑問である。現在のポーランド人の狀態から推せば、ポー

ランドは、一寸の土地を譲るよりも、寧ろ戰爭を賭するであらうと思はれる。例令フランスからの援

助がなくとも、戦に赴くことを選ぶであらう。ポーランド人は、これを國家興亡の分岐點だと信じてゐるからだ。

他方ドイツも亦東プロシヤとの連絡が出来なければ、これ亦戦争を敢てするを辭せないであらう。但しそれは、ドイツが戦ひ得るやうになつたと信じ得る時機が來た時で、それまでは隠忍して、かかる時機の到來を待つであらう。

ここにポーランド・コリダーを繞りての波獨兩國、延いては佛獨戦争の原因がある。

三 上部シレジャ問題

不名誉なる處 ポーランドの廻廊問題は、新興ポーランドに獨立と海への出口を與ふるための、已むを得ない處置だといへば、いへないこともない。併しながら上部シレジャ問題に至つては、徹頭徹尾ポーランドと、これを後押しするフランスの罪惡であり、ポーランドの飽

くなき領土慾と、フランスの無法なドイツ壓迫政策の結果であるといふことが出来る。

上部シレジャは、ポーランド、ドイツ、チエツコ・スロヴァキヤの中間にあつて、カルパチヤ山脈の北部傾斜面に位置する、鶏卵状の小地域である。これが争奪の巷となるのは、主として地下に埋藏される富源の豊富なるによるのだ。即ちシレジャの炭田は、面積に於てはヨーロッパ第一であり、鐵

礦其の他の鐵產物も亦豊富であるから、戦前のドイツは、この方面を東部に於ける工業の前哨地帯となし、ここに製鐵、製鋼等の工場を設けてゐた。若しザール流域やルール地方を除けば、上部シレジャは、恐らくヨーロッパに於ける最大の工業中心地といふも妨げない。ポーランドとフランスが垂涎するのは、主としてこれがためである。

佛の企劃

さういふ關係があるから、ドイツを永遠に無能力たらしめんとするフランスは、パリの平和會議に於いては、ドイツの産業を齒抜き同様にする方針を取つた。即ちドイツの國境を、東はオーデル河、西はライン河を境としてその中に押しこめ、かくしてドイツの左の白齒たるザール流域を抜くと共に、右の白齒たる上部シレジャをも抜かんとした。これがフランスの計畫であつた。

然るにライン河を國境とするフランスの夢想は、英米の反對に依つて破れ、唯ザール流域のみは、十五ヶ年間國際聯盟の支配下に癱痺させておくこととなつた。そこで西部國境で蹉跌した齒科醫フランスは、眼を東方に轉じて、上部シレジャだけは、完全に拔齒せねばならぬと考へた。その結果上部シレジャの悲劇は必然の勢となつた。

波蘭人

このフランスの主張は、イギリスの反對に逢ひ、結局平和條約は、人民の一般投票により、上部シレジャの歸屬を決定することとなつた。これを聞いたポーランド人は、愕

然として驚き、喧々囂々として、該地方がポーランド領たるべきを主張した。そして遂には武力を以てこれを占領し、これを既成事實として、最高委員会に提出すべしとさへ、論ずるものもあつた。一九二〇年八月に至り、ポーランド人は、武力を以て上部シレジャの占領を企て、多数のドイツ人を捕へてポーランドに送り、これを殺害した。人民投票期日が一九二一年五月二十日に定まると、ポーランド人のテロリズムは益々氣勢をあげた。そしてこの投票期日の迫るにつれて、ドイツ人に對する壓迫は益々猛烈となり、或るものは投票を拒否され、或るものは襲撃を受け、中には殺害されるものもあつた。

投票の結果 然るに人民投票の結果如何とみれば、ドイツ側の得票七〇七、六〇五（五九・六％）に對して、ポーランド側は僅に四七九、三五九（四〇・四％）であり、明らかにドイツ側の勝利となつた。

然るにも抱はらず、フランスは、執拗にも上部シレジャの工業地帯の大部を、ポーランドに與ふべしと主張した。これに對して英伊代表は、かかる分割は明らかにヴェルサイユ條約に違反し、ドイツに對して不公平であると云つて反對した。かくて外交的折衝が、パリ、ロンドン、ローマの間に行はれたが、何等の成果を見るに至らなかつた。

小規模 これをみたポーランドの煽動政治家コルフアンチーは、秘密裡にポーランド軍を組織

の獨裁 官と稱し、政府から武器及援軍を受け、上部シレジャの一部を占領した。彼は自ら占領地獨裁官と稱し、行政權を掌握すると共に聯合軍の官吏をも壓迫した。

かうなつては、ドイツとしても黙つてゐるわけにゆかぬ。そこでドイツ側も、自國の權利を擁護すると稱して軍隊を繰出した。さうするとポーランドも同様軍隊を動員した。ドイツはロシアと接近して勝利を占めんとすれば、今度はフランスが罷り出でてポーランドを援けるといふ仕末、結局小規模の獨佛戦争が、戦後數年を出でずして起らんとした。

問題の 問題は結局國際聯盟に委託された。そこで聯盟はその解決を日・支・白・ブラジル及スペインの五國代表委員會に附託した。この五ヶ國中四ヶ國はドイツの敵であり、殊に

その中の一國ベルギーの如きは、徹頭徹尾フランスの味方である。従つてこの委員會の決定が、波・獨兩國に有利に、ドイツに不利に終るは智者を待たずして明らかである。果せる哉、少くも四分の三の礦産物を埋藏せる地域と、約百十二萬五千のドイツ人は、ポーランドに割讓された。然も當時のドイツは、これに對して有效なる抗議を申込むだけの實力がないから、涙をのんで泣き入りした。

ドナルドの評言 有名なる評論家ロバート・ドナルドは、これを評して言つた。

物質的損害よりも堪へがたい苦痛はドイツ人社會に與へた残忍酷薄なる道義的不義である。ポー

ランドが上部シレシヤを得たのは、唯暴力の結果である。ドイツ人がこれに屈服したのは、暴力が歴史的 precedent より、民族の運命を決するからである。ドイツ人は衷心から過去の戦敗者と同一の待遇を受けてゐるものと深く意識してゐる。然も表面は人民投票の道化劇を行ひ、欺瞞と破約、殺戮と暴動とを演じ、政治的腐敗を實際に暴露し、損失の上に恥辱を與へ、武力を用ひて掠奪と道徳的苦痛とを加へた。

と寔に適評である。

波蘭の運命
ドイツは、機をみて上部シレシヤを己の手に取戻さんとしつつある。ストレーゼマンが機に觸れ折に觸れて、國際聯盟に間接にこれを持出したのは、これが爲である。ヒツ

トラーに至つては、公然とその奪還を主張した。ドイツが強くなればなる程、ポーランドの運命はそれだけ弱められてゆかざるを得ない。その弱められるポーランドの運命をフランスが黙視するかは疑問である。かくて獨・波間の戦争延いて獨・佛間の戦争の原因は、ここにも亦爆發への引火を待ちつつある。

第九章 睨み合ふ佛伊

一 歐洲大陸の覇權を争ふて

以上述べたところは、ヨーロッパに於ける四つの低氣壓の中、主として獨、佛、波を中心とする危険地帯を鳥瞰したものである。今や進んでダニユーヴ流域とバルカン半島方面に於ける低氣壓の性質を述べると先立ち、こゝに先づこれと密接の關係をもつ地中海の二強國、フランスとイタリーの關係を一瞥してみよう。

佛伊の關係は、一言にしていへば、ヨーロッパ大陸に於ける勢力の争覇者であり、地中海に於ける海權の競争者であり、現状維持と現状打破の争者でもある。そして世界の平和を脅かす最大の危険も亦この中に含まれてゐる。

かゝる關係があればこそ、この兩國は互に憎悪と猜疑の眼をみはり、その行動につれて、有象無象の他の小國連が蠢動するのである。

然らばそれは如何なる原因に基くのか？ 先づこれから説いてみよう。

六つの理由

世界大戦以來、佛伊兩國間には六つの問題が未解決のままに残されてゐた。この六つの問題といふのは、(一)イタリーはパリの平和會議に於ける戦勝の分前に不満を抱き、これを主としてフランスの責任だと考へて同國を憎悪する。(二)フランスはバルカン方面に於いて反伊政策をとり、殊にユーゴ・スラヴィヤを支援してイタリーに楯つかせつゝありと、イタリーでは信じてゐる。(三)佛伊の海軍問題。(四)チユニスに於ける伊佛の衝突。(五)リビヤの南部國境改訂問題。(六)佛領チブチ港問題がそれだ。

分前の

パリイの平和會議に臨んだイタリーは、多大の期待をこれにかけてゐた。イタリーはこの機會を利用して、己の國利國權を伸長せんとしたのである。然るに結局その獲物が餘りにも少きを見るや、憤慨してこれをフランスの責任に歸すると共に、再轉してフランスに對する憎惡の念となつて現はれて來た。

不 滿

かゝるイタリーの憤慨は、必ずしも不當なことでもない。事實イタリーは、平和會議に於いて惨めな待遇を受けたのだ。例へばその熱望するヒューメは與へられなかつた。愛國の詩人ダモンチオが騒起したのはその爲である。ダルマチアも拒絶された。ロンドンの秘密協約で約束された小アジアの委任統治も蹴飛ばされた。ドイツ植民地の分前にも與らなかつた。

これに反してフランスはどうか？ アドリヤ海の東岸全部は、ヒューメからアルバニヤに至るま

で、僅かにザラの數平方哩を除けば、全部がユーゴ・スラヴィヤに與へられてゐる。そのユーゴ・スラヴィヤは、フランスの藥籠中のものなのだ。アジア方面では、シリヤにはフランスの三色旗が掲揚され、イラクにはイギリスのユニオンジャックが翻翻としてゐるのに、イタリーは取り残されてゐる。アフリカと太平洋にあつたドイツ植民地は、英・佛・日の間に分割されたが、こゝでも亦イタリーはその分前に與らなかつた。イタリーが憤慨するのも無理はない。

云ふまでもなく、これは主としてフランスの外交が勝利を得た結果であつて、それだけイタリー人はフランス人に對して敵愾と憎惡の焰を燃やしつゝあるのである。

バルカン 一方では、イタリーのバルカン及小アジア方面への進出を抑止するに、他方では、フランスの政策は、一方にはドイツを壓迫して又起つ能はざる状態におくと共に、他の衝突 ンスは、バルカン及び小アジア方面を自分の勢力範圍内だと考へてゐるのだ。

この目的を達するため、フランスは小協商國、即ちチエツコ・スロヴァキヤ、ルーマニヤ、ユーゴ・スラヴィヤよりなる一種の同盟國を造り、イタリーの進出を阻止せんとする。殊にユーゴ・スラヴィヤは、正しくイタリーの東方進出路に當り、イタリーが傳統的に自國の湖水と信じてゐるアドリヤ海の支配權をも脅かす位置にあるから、イタリーとユーゴ・スラヴィヤは事毎に衝突する、ヒューメ事件もさうであれば、アルバニヤ事件もさうである。ユーゴ・スラヴィヤはイタリーに對し

て露骨に敵意を表明するが、イタリアも負けず劣らずにこれに返報を試みる。然るにフランスはユーゴ・スラヴィヤにあらゆる援助を與へるので、ユーゴ・スラヴィヤは益々フランスにすがり、それだけ佛伊の關係は緊張して来る。イタリアはアルバニヤ、ハンガリーを連ねて、ユーゴ・スラヴィヤを壓迫する。これがバルカン方面に於ける佛伊の衝突である。

佛伊の 衝突の原因があるために、フランスと同等の國家だと信じてゐるイタリア人は、フランスと同等の海軍力を持たうとする。所謂パリチーの問題がそれだ。但しこゝにパリチーといつても、イタリアは必ずしもフランスと實質上均等の海軍力を持たうといふのではない。均等の権利を得ておきたいと云ふのだ。それは恰もアメリカがイギリスに對して、均等の海軍を要求しながら、事實は均等以下の海軍で満足したやうに。

イタリアは云ふ、自分の國はフランスよりも人口が多く、その海岸線も又フランスよりも長い。而も自分の國の重要な都市は、海軍の長距離巨砲の射程内に暴露してゐる。フランスは鐵、石炭、石油を陸路から得ることが出来るが、イタリアは海外からの供給に仰がねばならぬ。さういふ理由があるから、イタリアはどうしてもフランスと均等の海軍力を持たねばならぬ権利があると。

これに對してフランス側は云ふ、フランスは世界第二位の植民國として、海外に廣大なる植民地をもつてゐる。然るにイタリアは僅にリビヤと紅海沿岸のエリトリアをもつだけで、而もこの二つは本

國に近いではないかと。又曰ふ、フランスは一朝事ある際には、黒人軍隊をアフリカから本國に招致せねばならぬ。故に優秀なる海軍が必要であると。これが双方の言分であるのだ。

これを公平に見るなら、佛伊海軍力の均等は寧ろ至當であらう。併しながらフランスはイタリアを以て、自分よりも劣る二流國家だと見てゐるから、これがイタリア人の矜持を傷け、兩國の關係を不和にするのである。

チュニス チュニス問題も亦佛伊間の不和を醸製する困難な問題である。チュニスはシシリーを距る海上數十哩のところにある。一八六九年チュニスのベイが破産に瀕すると、英・佛

・伊三國はその利権を保護するため、同地を三國管理の下に置いた。其の後十年イタリア移民の數は急に増加し、多額の資本も投下された。これを見たフランスは、同地方を自國の勢力範圍となさんが爲め、土人一揆の掠奪を膺懲すると稱して、軍隊を同地に派遣し、ベイをしてフランスの保護を受諾せしめた。かゝるは明らかにイタリアに對する挑戦である。現在チュニスには約七萬のフランス人と九萬のイタリア人がゐる。そこでイタリアは同地にある自國人の權利を伸長せしめたいと主張するが、フランスはこれを肯んぜない。否反對にイタリア人の權利を抑壓しやうとする。

さういふわけで、この問題は行惱んでゐたが、偶々ナチスドイツがオーストリアに進出して、ドルフス首相の暗殺となり、獨伊の關係は急に緊張した。ドイツが埃國に幅をきかすことになれば、伊國

は北境にドイツと相見ゆることになる。そこでムツソリーニ首相は、慎重に對佛接近を考慮し、佛伊協同の力を以て、ドイツに當らんとしたので、こゝに大猿たどならざる佛伊兩國は忽ちに握手し、昨年一月七日の佛伊協定となつた。

この協定により、兩國間にはアフリカ植民地に關する協定も出來た。例へばチュニス問題の如きはイタリア住民の國籍問題は一九六五年まで延長され、今後三十年間現状維持を保つことになつた。これは明らかにフランス側の讓歩である。何故なら、この三十年間に、チュニスに於けるイタリア住民は、フランス人を超過するに決つてゐるからだ。

リビヤ
及チブ
チ問題

世界大戰後間もなく、フランスは、フランス領西アフリカとイタリア領リビヤとの國境を、イタリアのために有利に改訂する約束をした。リビヤは主として廣大なる砂漠から成つてゐるが、その繁榮を計る爲には、背地を南方に延長し、これをチャード湖附近の富裕な市場に達せしめることが必要である。然るにフランスは舊の約束を無視し、これは佛領アフリカを犠牲としなければ實現出來ないと稱して、國境改訂に回避的態度をとるので、これが又イタリア國民の感情を害する。

イタリアは又アビシニヤ王國の出口なる佛領チブチ港をフランスから貰ひ受けたいと要求するが、フランスはきかない。

然るに佛伊協定では、フランスはアフリカに於ける領土の一部をイタリアに分割し、伊國年來の不平等を満足せしめた。即ちフランスは、佛領サハラに於いて長さ八百哩、幅百哩の領域を讓り、又佛領バベルマンデブ地方をも讓つたが、オボク港やチブチ港は讓らないことにした。

その他フランスは、チブチ、アチスアベバ鐵道株二千乃至三千株を伊國の購入に委し、伊國を該鐵道の經營に参加させた。イタリアが急にエチオピヤに手を伸ばし始めたのは、かゝる背景があるからである。

伊國の
人口問題

以上述べたものが、佛伊間に横はる紛争の原因である。併しながら煎じつめれば、フランスは努めて現状を維持せんとするのに、イタリアは人口が驚異的に増加する上に、その土地は狭く、資源は貧弱であるから、こゝに現状を打破せんとする考となつて現はれ、フランスとの間に衝突が起つて來る。イタリアが植民地を要求するのも、海軍力のパリチーを叫ぶのも、その主要な動機はこゝから來るのである。

この人口の過剩を緩和せんが爲め、嘗て數百萬のイタリア移民は、アメリカに向つて押渡つて行つた。然るに十數年後になれば、これらの移民は最早イタリア人でないことを發見したムツソリーニ氏は、斷然移民の禁止を勵行して、外國に對して忠誠を誓ふ自國々民の渡航を中止せしめた。その結果はイタリア國旗の下に、イタリア人の住むべき土地が必要となり、これが又フランスとの間に軋轢の

原因となつた。

危険な
バルカ
ン問題

だがイタリアは、近き将来に於いては、植民地問題や海軍力の問題ではフランスと戦ふことはあるまい。若し戦ふことがありとすれば、それはイタリアとユーゴ・スラヴイヤ間に戦争が起つて、フランスがその渦中に巻きこまれる時であらう。事實伊ユ兩國は、アドリヤ海を中心に、互に齒をむき眼を睨らして相對峙してゐるのだ。佛伊間の眞の危険はこゝにある。

然らばそれはどういふわけか？ 我々は一步を進めてこれを見て見ねばならぬ。

二 アドリヤ海を繞りて

伊ユの
紛争

イタリアは、アドリヤ海の東岸が傳統と文化と征服の結果、イタリアに属すべきものだと思つてゐる。この主張を楯に、イタリア代表はパリーの平和會議で猛烈に争つたが、ヒューメは二港の中大港だけがイタリアの領有となつただけで、スツクからアルパニヤに至る沿岸はユーゴ・スラヴィヤのものとなつた。イタリアの不平はこゝにある。事實ユーゴ・スラヴィヤは、スツクの小港を利用し、こゝを外國貿易の起點とした。これがためヒューメの通商上の昔の面影は、見る影もなく衰へてしまつたのだ。

さういふいきさつがある上に、軍事上の關係が伊ユ兩國をして互に想定敵の立場に立つを餘儀なくする。イタリアとユーゴ・スラヴィヤ間の陸上國境は、後者にとり有力なる防禦的地位を占めてゐるから、イタリアがユーゴ・スラヴィヤを攻撃する時には幾多の危険が伴ふ。況んやユーゴ・スラヴィヤの同盟國たるフランスの陸軍は、イタリアを北方から攻め、その海軍がアドリヤ海に出沒するに於いては尙更である。換言すれば、イタリアは文字通りに腹背に敵を受くることになるから、特にユーゴ・スラヴィヤに眼をつける。かゝる場合には、イタリアがバルカン半島への踏石として考へてゐるアルパニヤは、容易に潰滅征服せらるゝこととなるのだ。

ム首相
の自制

さういふ關係があるから、イタリアとユーゴ・スラヴィヤ間の關係は、一時は非常に險惡となり、今にも戦争になりさうな形勢となつた。即ちユ國在留のイタリア人は屢屢襲撃を受け、中には殺害されたものもある。イタリアの領事館は、暴民の亂入を受け、國旗は焼き棄てられた。これを見たイタリア人も亦負けず劣らずにユ國人に報復を加へた。

だがイタリアは、ユーゴ・スラヴィヤに對して一つの弱點を持つてゐる。それはイタリアがユ國に對して敵意を示せば示す程、セルブ人とクロアト人、及びスローヴェヌ人は、小異を忘れて大同につき、イタリアに對して共同戦線を張るやうになるからだ。ムツソリーニはよくこの間の消息を知つてゐるので、寧ろ靜觀主義をとつてゐる。何故なら、セルブ人に對するクロアト人、スローヴェヌ人

の反感は、結局内亂を起す源となり、イタリアは寝てゐて甘い汁を吸へると考へてゐるからだ。

伊國と フランスがユーゴ・スラヴィヤを傀儡として、イタリアに對抗すれば、イタリア
アルバ は又アルバニヤを同様の目的に使ひながら、これに對抗させる。

ニヤ アルバニヤはアドリヤ海の東岸にある山地の一小王国である。それはユーゴ・スラ
ヴィヤの南に位し、イタリア半島の長靴の踵に對面する所にある。故に若しイタリアとアルバニヤが
軍事同盟を結び、その艦隊がアドリヤ海の入口を制するならば、アドリヤ海は全くイタリアの湖水と
なり、ユーゴ・スラヴィヤはどうすることも出来なくなる。

そこでユーゴ・スラヴィヤは、何とかしてアルバニヤを併合せんとするが、イタリアは顧として
それを許さない。イタリアはアルバニヤを保護國同様にして、こゝに經濟的勢力を扶植し、これを足
場としてバルカンの奥地まで勢力を伸さんとするのだ。

遂に一九二一年十一月に開かれた日・英・佛・伊四國大使よりなる大使會議は、アルバニヤの領土
保全をイタリアに委任する旨を宣言した。次で一九二六年十一月及その三年後の一九二九年十一月に
ムツソリーニとアルバニヤ大統領ア・メツド・ゾグとの間に締結された第一次及第二次チラナ條約で
は、イタリアはアルバニヤの政治上、法律上、及び領土上の現状維持に任することとなり、これと軍
事條約までも結んだ。結局アルバニヤはイタリアの保護國同様となつてしまつたのだ。

危險な 然るにこのアルバニヤもユーゴ・スラヴィヤも、共にバルカンの癌と稱せらるゝ危
るアル 險な地域であつて、こゝに起る一小事ても、時としては全歐洲を震動せしめる大戦争の
バニヤ 序幕となり易い。

アルバニヤは、現在國王ア・メツド・ゾグに依つて治められてゐる。彼は瘦身端麗恐怖を知らず、
果敢と勇猛を以て有名である。だがヨーロッパの平和は、この瀟洒たる青年國王の如何に少からず影
響されると云ふも決して過言でない。それは彼が革命によつてか、又は暗殺されるかして、その地位
を奪はれたら、アルバニヤは忽ち紛糾して無政府状態に陥り、イタリアとユーゴ・スラヴィヤと
はこれに干渉して、忽ち歐洲大陸を震撼する大動亂を惹起する憂があるからだ。

アルバニヤは、その暗黒時代に支配者を十一回も代へた札つきの國民である。さういふ國民である
から、ゾグが國王となつてからも彼の治下は決して平穩でない。彼の身邊には常に暗殺の危険があ
る。それは主としてアルバニヤ特有の黨争の結果であるのだ。彼はこの黨争を根絶せんがため種々の
方法を講じた。そして鐵腕政治を斷行したが、彼の爲に一網打盡的に絞刑に處せられたものゝ一族ど
もは、何れも彼に對して復仇を誓ひ、約八百の黨派が血盟して、國王の暗殺團を組織してゐると稱せ
られる。一九三一年の春、彼がウキンのオペラハウスで狙撃せられたなどはその一例である。さうい
ふ有様であるから、彼はいつ刺客の兇手に見舞はれるかわからない。アルバニヤの危険はこゝにある。

ユ国の 一方ユーゴ・スラヴィヤの方は如何といふに、これは主として民族の闘争が國家の
 民族 瓦解、延いては全歐洲の危機の分子をなしてゐる。

元來ユーゴ・スラヴィヤ王國の住民は、主として南スラブ種族の三分派セルブ、ク
 ロアト、スロウヴェヌ人から成つてゐるが、その中でもクロアトとスロウヴェヌとを合すれば、セ
 ルブ人に對して約三對二の多數を占めてゐるのである。

この三民族は同じく南スラブ族であるから、理論上から云へば一王國を結成するのが至當である
 が、實際には文化、宗教、政治的信念を異にしてゐるので、これが種族的争闘の原因になる。例へば
 セルブ人は、スラブ系キリルのアルファベットを用ふるのに、クロアトとスロウヴェヌとはラテン語
 を使用する。又セルブはギリシヤ教會に屬するのに、クロアトとスロウヴェヌはローマカトリック教
 である。その他クロアトとスロウヴェヌとは、久しきに亘りてラテンとゲルマニヤ文化の影響を受け
 てゐるので、高度の教育が普及し、文學者、畫家、彫刻家、科學者で世界的名聲を馳せたものも少く
 ない。これに反してセルブ人は、最近までこれらの文化に浴することが出来ず、その大部分は農民で
 あり、頑迷にして無氣力、粗野にして文字を解せない。

世界大戰の結果、ユーゴ・スラヴィヤが出現した時、クロアトとスロウヴェヌがセルブと合同し
 て一國を成したのは、平等の立場から協同し、政治上平等の發言權を得んとするにあつた。然るに彼

等は久しからずしてセルブ人に欺かれたるを知つた。セルブ人は戰勝に驕り、勇士と賞讃されて有頂
 天になり、新王國の權機一切を自らの手に掌握せんと企てたからだ。即ちセルビヤ王は一躍してユー
 ゴ・スラヴィヤ王となり、閣員の多數と重要な政府の官職は、總てセルビヤ人の占むるところと
 なつた。軍隊も亦セルビヤ人の統率に歸し、大佐以上の職はセルビヤ人に限られた。況んやセルビヤ
 の士官は、クロアトやスロウヴェヌを遇すること被征服民に對すると同様である。その結果は兩者の
 乖離となつて現はれて來た。

この乖離は軋轢と衝突となり、日を逐ふて益々猛烈になつた。そして一九二八年の終りには、國內
 は内亂の爲め分裂するかと思はれたので、翌二九年一月國王アレキサンダーは立憲王政を廢して自ら
 獨裁君主を宣言し、親任せる内閣をして施政を掌らしめ、更に勅令を以て最高立法會議の制度を定
 め、十七名の議員を任命した。かうしてユーゴ・スラヴィヤは從來の民主主義より專政主義へと逆
 戻りし、軍部の勢力は民衆の勢力に代つた。

その結果は不満と憤激並びに焦燥の氣分が國內に瀰蔓した。叛亂は何時起るかわからぬと云ふので
 國內は戒嚴令が布かれたやうな状態になり、軍隊は要所々に駐屯して、叛亂が起れば直ちに出勤鎮
 壓する用意を整へてゐる。言論は極度に壓迫され、これを犯すものは直ちに投獄される。スパイは至
 るところに横行してゐる。當のセルビヤ人すらも、これまでの自由を無視されたと嗟嘆しつゝある有

様であつた。

果せる哉、兇變は一九三四年十月九日に起つた。この日アレキサンダー一世は、フランス訪問のためマルセーユに上陸、バルトー佛外相と同乗して市街を通過中、クロアト人の放つた兇弾のために遂に斃れた。バルトー氏も同じく兇弾を受けたが、老體のため手當の甲斐なくこれ亦長逝した。この事件は、一時は第二のバルカン戦争は勿論、第二の歐洲戦争とまでなりはせぬかと懼れられた。セルブ人はフランスに依頼してゐるのに、イタリアでは、ユーゴ・スラヴィヤ國內の内亂は却つて甘い汗を吸へると考へてゐるからだ。然るに當時佛伊兩國はドイツを目標として接近しつゝあつたから、この事件も遂にことなきを得た。

だがかゝる獨裁政治が果して政情の安定を齎らすかどうか、それは大なる疑問である。ユーゴ・スラヴィヤは、現在は平穩であるけれども、いつ王政反對、民主共和政の運動が起つて來ないとも限らない。これと同時に國王はその周圍にある軍隊の爲に左右されてゐるから、若しこれら軍閥の意志に反すれば、彼等に依つて何時暗殺されるかわからぬ危険もある。恐らくクロアトヤスロヴエヌ人等も、傲慢なるセルビヤ人の壓制の下に服することは遠しとせないであらう。こゝに亦バルカンの火薬庫がある。

危險は かやうに、ユーゴ・スラヴィヤは對內的に危險の分子があるばかりでなく、對外的

正に一

にも有力なる敵國に圍繞され、軍事上危険な立場にある。同國は戦争に際しフランスの援助を期待するも、それが果して實現するかは疑問である。更にその同盟國に就いてみるも、小協商國に屬するチェツコ・スロヴァキヤとルーマニヤとは、イタリアに對してはユーゴ・スラヴィヤを援助する義務はない。小協商國の狙ふところは、唯だハンガリーを共同の想定敵國とするだけである。

とはいへ、そのユーゴ・スラヴィヤに國內の分裂が起つた時、イタリアはどんな態度に出るだらうか？ その出やう如何に依つては、フランスも黙つてはゐないであらう。ハンガリーも亦これを黙視はせまい。そのハンガリーが動く時、チェツコ・スロヴァキヤやルーマニヤも、黙つてゐる筈はない。

一方ユーゴ・スラヴィヤの方では、アルバニヤがイタリアを黒幕として、自分の心臓に拳銃を擬するものと考へ、その對策にをさく／＼怠らない。スクタリとモナスチールにあるユーゴ・スラヴィヤの軍隊が、命令一下直にアルバニヤに進軍し得る準備を整へてゐるのはこれが爲である。さうなればプリンチシとバリを根據とするイタリアの遠征軍も、直にアルバニヤに急行するに決つてゐる。

かやうに危機は正に一髮の間にある。これがアドリヤ海を繞るユーゴ・スラヴィヤとアルバニヤ、並びにこれを支援するフランスとイタリアの關係である。

第十章 ダニユーブ流域の暗雲

一 バルカン低気圧の中心

暗雲低迷の地域は獨りアドリヤ海方面のみではない。否ダニユーブ河の流域にもある。オーストリア、ハンガリー、ブルガリヤを繞る低気圧がそれだ。

大統領ウキルソンは、一九一八年二月十一日のアメリカ議會に於いて、聯合國の戰爭目的を明らかにし、嚴肅に宣言して云つた。

一切の問題は、それが領土の問題だと主權の問題だとを問はず、將た又それが經濟的だと政治的だとを論ぜず、それに直接關係のある民族が、自由に決定することを以て解決の原則とせねばならぬ。

不幸にしてこの宣言は一片の反古となつてしまつた。詳言すれば、ヨーロッパの聯合諸國は始め

は自己の本心を欺いてこれに承諾を與へたが、平和會議に於いては化の皮を剥ぎ、各々その好む所に從つてこれを一片の反古としてしまつたのだ、若しもウキルソンの宣言が嚴肅に履行されたならば、ヨーロッパの地圖は、政治的にも人種的にも、今日のやうな不合理な状態から免れ、第二歐洲大戰の危険な叫びも起らなかつたであらう。

所謂民族の意志を無視して、「家畜のやうに主權から主權に賣られた」最大の被害者は何といつても戰敗國オーストリア、ハンガリー及びブルガリヤの三國である。

オーストリアは、サン・ゼルマン條約により領土の七二%、人口の七五%を奪はれた。これ將に往年のポーランド分割にも比すべき國家の解體である。大英百科全書の文句を引用するならば、新共和國に残された國土は、「舊オーストリアの最も礫礫なる山地より成り……耕作し得るのは僅にその三分の一に過ぎない。他の三分の一は森林で、残りは山嶽である」のだ。

ハンガリーは、トリアノン條約により、マジヤール人の六二%を失ひ、領土の七一%を奪はれた。これも亦大英百科全書の言を引用するならば「この條約は、ハンガリーから一切の金銀坑、銅山、岩鹽、及び水銀坑を奪ひ、唯一の鐵坑を残し、最大最良の炭坑と森林の八六%を奪取した」ものだ。

ブルガリヤは、ヌイイー條約により住民の三%を失ひ、領土の一二%を奪はれた。然も北方ドブルジャの大半はルーマニヤに、西方ではユーゴ・スラヴィヤに一部の地域を獻するを餘儀なくされた。

そしてその首府ソフィヤは、セルヴィヤからの長距離砲弾の彈着距離内にある。否、それのみではない。南方ではマケドニヤをギリシヤに與へて、エーゲ海への出口を失ひ、サンレモ會議では、更に西トラキヤの全部をギリシヤに讓渡した。

この不合理な分割に依つて、利益を得たものは何國かといへば、チエツコ・スロヴァキヤであり、ルーマニヤであり、セルビヤであり、ギリシヤであり、イタリアである。而も中欧戰敗諸國の領土がかくも縦横にメスを加へられた結果として、約百五十萬のドイツ人（即ちオーストリアのドイツ種族）と、三百萬のマジャール人、約百萬のブルガリヤ人は、奴隸時代の『賣られ行く黒人』と同様、その意志や感情などは少しも顧みられずに、外國政府の統治を受けてゐる。彼等は壓迫と失望とに惱まされ、悲憤の涙をしぼりつゝ、時機の至るを待ちつゝあるのだ。

ダニユープ流域の危険なる低氣壓は、全くこれから起つて來るのである。今や一歩を進めて、これ等の戰敗國民が如何に動きつゝあるかを一瞥してみやう。

獨逸合 ドイツはオーストリアと結んでドイツ民族の大團結を策した、オーストリア側でも。
併から 所謂アンシュルース (Anschluss) の叫びが擧げられて、ドイツとの合併を要望した。然
對抗へ るにヒットラー政權の出現以來、オーストリアのドルフス政權は、敢然ナチス排撃の舉に出で、寧ろ英・佛・伊三國、殊に後者に頼つてドイツからの強制的併合を免れんとしたことは、既

述の通りである。

オーストリアのナチスが獨逸合併を目標とするに反して、ドルフス並びに之を援助する護國團は、イタリアと提携して獨逸の獨立的存在を計らうとするから、ドルフス政權とナチ武裝團の間には、小競合が毎日の様に起つた。遂に一昨年七月二十五日閣議最中を狙つて、ナチ武裝團は首相官邸を襲ひ閣員を逮捕し、首相ドルフスを狙撃して遂に死に至らしめた。

かくてナチと護國團との戰鬪は數日間続いたが、イタリアが急遽國境に五萬の兵を進め、斷乎たる決意を示したのと、ヒットラー氏が獨逸ナチに對して聲援を與ふることを慎んだため、ナチ國は漸次に捕縛鎮壓されてしまつた。

然らば獨逸の合併問題は、永久に葬らるべきかと云ふに決してさうではない。そこには色々な事情が複雑してゐるのである。

獨逸の立場 先づオーストリアの立場を見よう。同國は平和條約によつて、背負ひ切れぬ程賠償の重荷を負ふてゐる。その財政的狀態は、文字通りに窮乏のどん底にある。

然るに財政的援助を與へて呉るものは、ドイツに非ずして佛・英の諸國である。何となれば、ドイツはオーストリアと同様、賠償の堪えがたき重荷を負ひ、これ又財政窮乏のどん底にあるからだ。この理由により、遠き將來はともかくとしても、近き將來に於いては、オーストリア

は就中英・佛・伊諸國に秋波を送らねばならぬ立場にある。

さればといつてオーストリアは、フランス又はイタリーと同盟を結ぶわけにもゆかない。若しウィーン政府がイタリーと握手するならば、フランスに於いて外債を募ることが出来なくなる。反對にパリ政府に秋波を送つたならば、イタリーの統治下にある南チロルの二十萬のオーストリア人は、益々益々苦境に喘ぐことになる。そこでオーストリアとしては、當面の強者たる英・佛・伊に等分に秋波を送り、刻下の窮狀を打破することが賢明の策だと考へた。これが現にオーストリアのとりつゝある政策である。

佛と獨

獨合併

一方「アンシユルース」即ち獨塊の合併は、フランス及びその率ゐる小協商諸國に、どんな影響を及ぼすかといふに、それはドイツの強大化を許すものであり、その企圖するドイツ包圍策、ドイツの不能力政策を水泡に歸するものであるから、フランス及與國としてはこれを好まない。かのサン・ゼルマン條約に依つて、獨塊の合併を禁じたのは、全くこれが爲である。

何人も知るやうに、フランスの外交は、平和條約を一點一劃も更訂せず、現狀を押し通すことに政策の重點を置いてゐる。平和條約の不正、その運用の不可の問題の如きは、彼等の間ふところでない。勿論彼等と雖も、中歐諸國の形勢が危険性を孕んでゐる位は熟知してゐる。併しながら他日フラ

ンスがドイツと正面衝突をなす時、小協商諸國の武力的援助が絶対に必要であればある程、フランスとしては現狀の打破は好まない。況んやドイツとオーストリアが合併して、歐洲大戰前の對佛脅威を繰返すことは尙更である。

伊と獨

獨合併

イタリーも亦獨塊の合併を好まない。何となれば、人口六百萬のオーストリアがドイツに加はる時は、ムツソリーニ治下の人口四千萬のイタリーは、その北部國境に沿うて急に人口七千萬の大國が壓倒的な姿で現はれて來るのみならず、オーストリアから獲た南チロル地方も、結局は元の主に返さねばならぬ運命となるからだ。イタリーは獨塊を引離すことに依つて大なる利益を得てゐる。これを元に返すことは、自ら好んで火中の栗を拾ふものである。

だがイタリーとしては、獨塊の合併には反對しても、獨又は塊の各々とは友好關係を持續しやうとする。それには理由がある。ドイツやオーストリアは、イタリーにとつては、フランスに對する或種の障壁であるのと、イタリーがフランス又はユーゴ・スラヴィヤと衝突する時、オーストリアはドイツの石炭、鐵及びその他の資源を障礙なくイタリーに輸入し得る廻廊の役目をも演ずるからである。ムツソリーニが、南チロル在住オーストリア人の反感をそゝるやうな彈壓政策を放棄したのは、その爲である。

獨塊合併

だが將來を達觀する時、獨塊合併問題は、イタリーにとつては兎も角として、フラン

併問題 スにとつては、これに反對することが果して賢明の策であるか否か、それは疑問である。

獨塊の合併は、フランスにとつても素より好ましからざるものである。併しながらこれから蒙る被害は、イタリア側に於いて多く、フランス側に於いて少きことも知らねばならない。事實イタリアはその邊境に強大なる國家を控うることとなりて、戦々兢兢々たらざるを得なくなるからだ。試みにフランスが獨塊の合併を認め、且つこれを支持する方へと傾いたと假定してみよう。イタリアは従來の反佛政策を捨て、フランスと握手せざるを得なくなりはせないか。かう考へてみればフランスとしては、寧ろ従來の反獨塊合併の態度を放棄する方が、賢明であるかも知れない。

一方イタリアとしては、獨塊合併の實現を見るよりも、寧ろダニューブ聯邦、即ち世界大戰前のオーストリア、ハンガリーの結合を認め、これとドイツとの分離を計る方が利益ではあるまいか。さうすれば、獨塊の合併を未然に防ぐと共に、イタリアはドイツとも相互の親善を良好にすることが出来、それだけフランスの勢力を弱めることもならう。

これを要するに、佛伊兩國が將來如何なる政策を以て、獨塊合併問題に臨むかは、極めて興味ある問題である。

洪牙利 トリアノン條約により、ハンガリーは、約三百萬のマジヤール人の住む地域を割いての苦み これをチエツコ・スロヴァキヤ、ルーマニヤ、ユーゴ・スラヴィヤに譲渡した。こ

れ等のマジヤール人は、以上三國の支配を受けてゐる。と同時にハンガリーは殆んど總ての鐵山と森林を失ひ、殘されたものは僅に田畑のみとなつた。然るにハンガリーは、農業のみでは國家の繁榮を豫期し得ぬところから、勢ひ工業立國に轉換せねばならぬが、資源の大部をとられた今日では、これは實に泣面に蜂である。加之小協商諸國は各々關稅の高壁を廻らし、自國を防禦するので、ハンガリーの經濟的困難は益々増大するばかりである。

凡そこのトリアノン條約ほど不合理なものはない。ハンガリー人は云ふ。英國が若しもスコットランドをノルウエーに、北方の諸州をドイツに、南方諸州をフランスに、アイルランドをアメリカ合衆國に割譲し、英國に殘すにウエールズと中央諸州と南方諸州の一部を以てしたと假定せよ、英國民はかゝる平和條件を甘受するであらうか？ と。事實ハンガリーの現状はこれに類すると云ふも決して過言でない。

不合理 さういふ不合理な分割は、幾多の苦痛をマジヤール人に與へ、これが原因となつて、な實例 分割された國家間に不斷の葛藤を生じつゝある。次に一二の例を擧げてみよう。

例へばサルゴ・タルジヤンの坑夫等が生活する村落は、チエツコ・スロヴァキヤにあるのに、坑山の入口はハンガリー側にある。そこで彼等は毎朝職業に就く時にも、毎夕家庭に歸る時にも、査證を兩國の官吏に示さねばならぬ。

更に他の例を示さう。ハンガリーの南部には、石炭を産するベツクスと工業都市のスゼゲットがある。後者は前者の石炭を必要とする。兩地間の鐵道距離は僅に八十哩であるが、この鐵道はユーゴスラヴィヤとハンガリーの國境を二回通過するから、輸送される石炭はその度毎に輸入税を拂はねばならぬ。若しスゼゲットの工場にベツクスの石炭を無税で輸送しやうとするならば、ブタベストを經由する五百哩以上の迂路をとるより外にはない。

伊 洪 の 不平不満は極めて至當であるのに、これを是正する手段は未だ嘗て講ぜられたことはな

い。國際聯盟に訴へても少しも取上げてくれない。そこで失望したハンガリー人は、遂にムツソリーニの鼓舞獎勵に勵まされて、イタリーに接近することゝなつた。

かゝる不公平なる待遇は何故に是正されないのか、國際聯盟は何故にこの問題を取上げないのか。これは誰しも起る疑問だが、その理由は外でもない。フランスとこれを繞る小協商國が、目先の利かぬ政策に盲動して、ハンガリーを永く衰弱状態におくため、同國の正當なる主張に耳を藉さうとせず、その不平も顧みず、例へ國際聯盟に訴へてもこれを取上げないからだ。その結果としてハンガリーは遂にイタリーの傘下に走つてしまつた。だがこれがためにダニユーヴ流域の風雲は益々急ならんとしてゐる。

チエツコの執拗なる復讐

ダニユーヴ流域の政治的經濟的安定に、最大の障碍となるものはチエツコ・スロヴアキヤである。就中同國外相ベネシュの如きは、執拗なる復讐心に驅られて、戦勝者と戦敗者の融和をその第一歩から破壊しつゝある。彼はハンガリー人がオットー大公を擁して、父祖の王位を繼承せんとする企てに反對し、かゝる場合には進んでハンガリーを侵略すべしと威嚇した。彼は又オーストリアがドイツと合併することを妨害する急先鋒でもある。彼は繰返し公言して云ふ「如何なる事情があらうとも、ドイツとオーストリアとは、政治的合邦又は關稅同盟を結成するを許さない」と。然しながらチエツコ・スロヴアキヤのやうな小國が、七千萬の獨逸人に對して、現在はともかくとしても、將來に於いて何をなし得るかは、極めて明白ではないか。彼の威嚇的揚言は、畢竟するに螳螂の斧を振ふものである。

ブルガ 轉じて他の戦敗國ブルガリヤには、何事が起りつゝあるかを一瞥してみよう。世界大

リヤの 戦の結果、戦勝の聯合國が戦敗國に課した重い桎梏の中、ブルガリヤに課したものは、不 比較的衡正且つ實際的なものであつた。さればこそ同國は、他の舊同盟國——ドイツ、オーストリア、ハンガリー——に比し、比較的繁榮を樂しみ、且つ賠償義務の支拂にも任じつゝあるのだ。

だが聯合國は、ブルガリヤに對しても、相變らず過誤を犯すことを避けることは出来なかつた。そ

れは何かといへば、同國にエーゲ海への出口を與へなかつたこと、他國の統治下にあるブルガリヤ人の宗教、教育、及び文化的權利を尊重せないことだ。ブルガリヤ人の不平と不満はこゝにある。

海への出口

現在のブルガリヤは、黒海にのみ海への出口を持つてゐる。然るに黒海方面への出口は、ダーダネルス、ボスポラス海峡を経由せねばならぬので、戦時になれば海峡を支配する國家のために閉塞される憂ひがある。故にブルガリヤにして眞に海への自由なる出口を求むるならば、エーゲ海以外には發見するを得ない。換言すれば、エーゲ海への自由な通路は、ブルガリヤの經濟的發展には絶對的必要であるのだ。

一九一二年ブルガリヤは、エーゲ海のデデアガツチ港をトルコから得た。聯合國はヌイイー條約により、ブルガリヤにエーゲ海への出口を約し、前記のデデアガツチ港と共に、その附近一帯の海岸を讓渡することを約した。然るにギリシヤの裏切りを怖れた聯合國は、ブルガリヤを犠牲として、一旦嚴肅に誓約したエーゲ海への出口を奪ひ、これをギリシヤに與へてしまつた。

少数民族の處

ブルガリヤの他の不平は、ユーゴ・スラヴィヤ、ギリシヤ、及びルーマニヤにある。ブルガリヤ少数民族の上に加へらるゝ壓迫と虐待である。

前にも述べたやうに、ブルガリヤは、ヌイイー條約によりドブルジャの大半をルーマニヤに、西方の一部をユーゴ・スラヴィヤに、マケドニヤの一部と西トラキヤの全部をギリシヤに

讓渡した。然るにユーゴ・スラヴィヤに住むブルガリヤ人は、絶えず不法なる壓迫と不公平なる虐待を受け、その不平は同國に對する怨恨となつてゐる。加ふるにギリシヤは、トラキヤに於いて、ユーゴ・スラヴィヤはマケドニヤに於いて、ブルガリヤ語と民族的色彩とを根絶するため、あらゆる壓迫手段を講じつゝある。これ明らかに平和條約の少数民族條項を蹂躪するものである。

就中マケドニヤには、ギリシヤ人、セルビヤ人、ブルガリヤ人が群居してゐるので、人種的、宗教的、政治的敵愾心が纏れに纏れて、恐るべき虐政時代を現出しつゝある。

伊勃の接近

ハンガリーは、フランス及びその與國からの不公平なる待遇に堪へかねて、遂にイタリアと握手した。同様のことはブルガリヤとの間にも起らないわけではない。既にイタリアはブルガリヤを以て盟友の一國と計算してゐる。ローマとソフィヤとの關係は極めて密接である。殊にブルガリヤの國王ボリスとイタリア女王との結婚は、この關係を一層深むることゝなつた。

ダニユーブ流域の暗雲

以上述べたところにより、ダニユーブ流域には、戦雲漠々として、今にも砲聲轟き、劍戟相見えんとする危険なる低氣壓が現出せんとしつゝあることが、容易に看取されるであらう。

見よ！ オーストリアは自治の力なく、あらゆる方面に引ずられつゝあるではないか。ハンガリー

は奪はれた人民と領土を奪回せんとして、イタリアの爲に闘士たるを辭せない。小協商諸國はとみれば、戦々兢兢々として軍備といふ鐵條網を隙間なく張りまはしてゐる。而もその内部は如何といふに、ルーマニヤは憐れにも經濟的窮乏のどん底に落ちんとしつゝある。ユーゴ・スラヴィヤは、内部からの崩壊に當面しながらも、尙も不相應なる野心を忘れない。獨りチエツコ・スローヴァキヤ人は勤勉であり、多くの點に於いて價値ある國民ではあるが、それでも尙正路を外れた外交的陰謀をめぐらすことに汲々としてゐる。ブルガリヤは、主としてマセドニヤ問題の爲に、ユーゴ・スラヴィヤを憎んでゐる。ギリシヤは比較的トルコと仲が良いが、而も尙國內の財政的政治的問題の爲に苦しめられてゐる。

これに對して歐洲強國の態度はとみれば、危険なるバルカンの状態を眼のあたりに見ながらも、自己の慾望を満さんが爲には、互に勢力範圍を作らんとして、相争ふ競争者を利用しつゝ、相互に被保護者と同盟を結ぶことを忘れない。

以上がバルカン方面の現状であるのだ。誰かこれを平和といふか、爆發は唯だ單に時の問題に過ぎない。

二 イタリアの外交

ヨーロッパの上に漲つてゐる低氣壓が、如何に動きつゝあるかを尙一層明瞭ならしむるため、こゝにイタリアの外交に就いて、數言を附加することも必要であらう。

二つの 現在のヨーロッパは、これを外交上からみれば、ドイツに對する包圍陣を別として、ブロック 明らかに二つのブロックに分れんとしてゐる。その一つは現状維持派で、フランス、ポ

ーランド、チエツコ・スローヴァキヤ、ユーゴ・スラヴィヤ、ルーマニヤがこれに屬してゐる。これ等の諸國は、平和條約の改訂に極力反對し、敵國を永久に弱めることを目的として、これがためには飽くまでも軍備を整へ、軍事同盟を以て結束してゐる。

これに對抗するものは、イタリアを盟主とする現状破壊派のブロックで、ドイツ、オーストリア、ハンガリー、ブルガリヤ及びトルコがこれに屬してゐる。この派は平和條約の改訂を主張し、勿論未製品ではあるが、目下ブロック製造の途上にある。若しもローマ政府の企圖が完全に實現するなら、恐らくさういふブロックが出来上るであらう。尙ロシア、リスアニア、アルバニヤ及びギリシヤは、フランスとその傀儡諸國に對する關係から、このブロックに参加する可能性がある。

この二つのブロックに對して、イギリスは現状維持を望みつゝも、何れのブロックとも不即不離の

關係を保ち、かくしてヨーロッパのキヤスチング・ヴォートの役割を握つてゐる。

ムツソ
リーニ
の外交

人或はムツソリーニ氏の外交を稱してファツシヨ外交といふ。思ふに彼を目して盲進的好戰的人物なりと早合點するからであらう。併しながら彼は外交にかけては極めて慎重である。彼は外面剽悍悍猛に見えるが、實は見透しのきく人物であり、政治的手腕にも富んでゐる。彼の好戰的言動を見れば、軍國主義型の人物と見られるが、實は砲火の戰場よりも外交的折衝により、その目的を達せんとする平和派の一人であり、見透しがきかなければ容易に劍を抜かない。イタリアは戦争によつて一切を失ふことあるも、得るところ極めて少きを熟知してゐるからだ。そのムツソリーニ氏が、伊エ紛争を楔機として、遂に劍を抜いたのであるから、彼の胸中には既に或種の成算があつたであらう。

波動塊
の懐柔

試みに彼が最近の五六年間に成就した外交上の勝利を數へて見よう。彼はハンガリーが失望落膽の極自暴自棄に陥り、國際聯盟の不公平なる態度にも痛く憤慨しつゝあるを見た。そこでその手を延ばしてこれに近づき、イタリアがユーゴ・スラヴィヤと戦ふ時、有力なる同盟國を作り上げた。

ユーゴ・スラヴィヤの東には、境を接して男性的にして勤勉なる國民がある。ブルガリヤがそれだ。ブルガリヤはサン・ゼルマン條約により、エーゲ海への出口を奪はれ、他國に割讓せしめられた

舊ブルガリヤ領の少数民族は、壓迫と虐待を受けつゝある。これを見たイタリアは、國際聯盟を通じて條約の改訂を主張し、ブルガリヤを支持したのみならず、一九三〇年の秋には、國王エマヌエルの王女はブルガリヤ王に降嫁された。イタリアがユーゴ・スラヴィヤと戦ふ時、ブルガリヤが東方より之を攻撃することは間違ひなからう。

ムツソリーニは、又イタリアがフランス及びユーゴ・スラヴィヤと衝突する時、ドイツの石炭と鐵、その他の資源を障礙なくイタリアに輸入し得る廻廊の必要を感じてゐる。この廻廊の役目をするのがオーストリアである。ムツソリーニは、南チロル地方をオーストリアから奪取したが、同地在住オーストリア人の感情を害せざるため、従來の彈壓政策を一擲した。これが爲め、埃伊兩國の關係は著しく改善された。

就中イタリア外交の成功と稱すべきは、嚮に調印された伊埃洪三國間の協定である。この協定は主として經濟協定であり、ダニユール諸國の經濟的發展に協力せんとするものであるが、同時に政治的意味も含まれてゐることは疑ひない。イタリアは之に依つて、その狙ふところのイタリアプロツクに歩一步成功することが出来た。

引張り
風の希
る。
イタリアは又ギリシヤとトルコをも、自分の傘下に拉せんとして、全力を盡しつゝあ

土 ムツソリーニは云つた。イタリーの發展すべき方面は、バルカン方面と西部アジアであると。彼はこの目的に向ひ、外交上の活躍をなしつゝある。フランスはイタリーと同様、ギリシヤとトルコを味方に付くと苦心しつゝあるが、それにも拘らず、最近の形勢は、イタリーはこの外交的闘技に勝利を占めつゝあるやうに見える。トルコは平和條約に不満であるから、勢ひフランスを去つてイタリーにつくであらう。ムツソリーニは、又希土兩國を結びつけんがため、斡旋の勞をとつた。この兩國は最近俄に親善の度を増しつゝある。ギリシヤ首相ヴェネゼロスがアンゴラにケマル・パシヤを訪問した際、市民の熱狂的歓迎を受けたのは、這般の事情を物語るものである。かくてトルコとギリシヤ、ギリシヤとイタリー、イタリーとトルコ間に修交條約が成立した。消息通はこれがやがて三國提携の端緒となるであらうと見てゐる。即ちエーゲ海諸國に於ては、イタリーの外交はケードルセーを壓倒しつゝあるのだ。

他の諸國との關係 イタリーは又ルーマニヤをも、小協商中から分離させんとしつゝある。若しこれに成功するならば、ユーゴ・スラヴィヤは孤立し、フランスはそれだけ勢威を削がることとならう。ルーマニヤがパリを離れてローマに接近しつゝありと思はれる顯著な事實は相當にある。

ロシアに關しては、一九三〇年十一月、ミランに於いてソヴェト聯邦外交委員長リトヴィノフと、

イタリー外相グランヂとの會見が行はれた。當時は伊露間に秘密協約が成立したとさへ噂されたが、事實はそれ程までに踏みこんだものでなかつたのは、その後の情勢がこれを物語つてゐる。一九三三年の十二月には、そのリトヴィノフは再びローマに乗りこみ、伊露間に不侵略限約を締結した。だがイタリーはフランス以上に外交上の勝利を得たものとも思はれない。

イタリーは又ドイツと接近することも忘れない。蓋しドイツに接近することは間接にフランスを制することにもなるからだ。だがイタリーがドイツに對してさしのべる手には一定の限度がある。ドイツがオーストリアやハンガリーを併合してイタリーの邊境に迫らないやう、現状打破戦に一の境界線を引くことがそれだ。一九三三年の夏、ヒットラーがオーストリアに干渉せんとした時、英佛は協同してドイツ壓迫の舉に出たが、獨りイタリーののみはこれに與みせず、寧ろ埃國首相ドルフスを支持して、ドイツをして對埃干渉を斷念せしめた。これは上述の理由に基くものである。

かやうに外交上に着々と勝利を収めてきたイタリーは、伊エ紛争を境にして急に降り坂に向ひ、文字通りの孤立無援となつた。ムツソリーニ氏は如何にしてこの難境を打開せんとするか、それは今後に残された興味ある問題である。

第二歐 洲大戰 かやうにヨーロッパの陣營は、對獨包圍陣と、フランスとイタリーを盟主とする三つ

のプロツクに分れんとしてゐる。但し現在に於いては、イタリープロツクは未製品であ

へり、實現の途上にあるから、フランスプロックに對抗し得る力をもたない。況んや後者の諸國は前者に比し、經濟的にも軍事的にも一層不利の状況にあることも見逃してはならぬ。併しながら、ヨーロッパが現在のやうに、戰勝國はいよ／＼驕り、戰敗國は益々屈辱を強ひられ、武力や經濟的報復を以て威嚇されつゝある限り、三つのプロックの對立は自然の勢ひであり、避け難き結果であると謂はねばなるまい。事實ヨーロッパには、猜疑と憎惡、嫉妬と恐怖の渦巻が漲つてゐる。これ即ち第二の歐洲大戰への第一歩ではないか。換言すれば、ヨーロッパは火藥庫へと點火すべき一片の火氣を待ちつゝあるのである。

【註】以上四章は主として Alexander Powell 著 "Thunder over Europe" による。

第十一章 相反目する露獨

一 親善から敵對へ

露獨の關係は、昨日は兄弟今日は讐敵といふ、國際關係の變轉常なきを示す他の一例である。

世界大戰は、ドイツとロシアを戰勝國の圏外に置き、何れも聯合國の嫌はれものとなつた。由來失意のものは同氣相求むるものである。露獨兩國もその例に洩れなかつた。彼等は何れもヴェルサイユ條約を以て不正と斷定し、協同して之に戰線を張つたのだ。一九二二年四月露獨間にラツパロ條約が出来てからは、兩國の關係は更に親善の度を加へた。何故なら、この條約によつて、ドイツは逸早くもソヴェト・ロシアを承認したのみか、兩國は互に戰前の負債を帳消にし、領事及び商業關係を再開し、又相互間に最惠國待遇及び商業上の便宜を約したので、露獨兩國はトルコと共に、世界に於て僅に残された三つの友邦となつたからだ。

かゝる結果として、聯合國の爲に門戸を閉されたドイツの生産品は、續々としてロシアに輸入さ

れ、ドイツの技術家はこれ亦續々とロシアに迎へられて、その事業的發展に協力した。ロシアは又ドイツ人の飛行家を傭聘して空軍の建設に當らせ、モスクワ郊外にはドイツのユンケル教授の下に、飛行機工場さへ出来たやうな有様である。

その後ドイツの名外交家と稱せられたストレーゼマンは、穩健政策をとつてフランスに近づき、一九二五年十月には、所謂ロカルノ協約が出来て、ドイツとフランス及びその與國との關係は大いに緩和された。然るにも拘らず、露獨兩國は依然として親交關係を持続し、翌一九二六年四月には、更に獨露協約が出来て、兩締約國の一方が、一又はそれ以上の第三國から攻撃を受くる場合には、互に局外中立を維持すべきこと、並に、第三國が締約國の一方に對し、經濟財政的ポイコツトをなすため相聯合する時は、他の一方は之に加はらざることを約し、かくして親交を續けて來た位である。

忽ちに敵對へ

然るにドイツにヒットラーの政權が現れると、この關係は忽ちに一變した。何故に一變したかといへば、一つにはナチスドイツが共產主義とユダヤ人を極度に排斥するを以て、その政綱としたこと、他の一つは、ドイツが遂には東進して領土を擴張し、それが結局ロシアを犠牲として行はるべしと考へた、ロシア人の疑懼に基くものである。

ドイツ側では云ふ、ドイツが共產主義を抑壓するのは、純然たる國內問題であつて、これがためにロシアとの國交關係が悪影響を受くべきものではない。ドイツとしては、依然ロシアとの親善關係を

持續せんことを望んでゐると。然るにかゝるドイツの辯解は一向にロシア人の耳には轟かない。何故なら、ヒットラーは、資本主義制度の救世主を以て自ら任じ、赤色討滅の聖戰を口にしてゐる。さういふ討滅戰線が始まつた場合には、これが導火線となつて、列國の間に反蘇戰線が結成される恐れがある、ロシア側ではみてゐるからだ。

ロシア側はいふ。ドイツは頻りに軍備を整へつゝある。云はずと知れた外國領土侵略のために外ならない。ドイツの軍備が整つた時、彼等はどの方面に向つて侵略を試みるであらうか？ 東部か西部か。當分は先づその一つを選ばねばならぬとすれば、先づソ聯邦の領土に向けらるる可能性が大なりとみねばならぬ。ソ聯の危機は目捷の間に迫つてゐるのだと。これが疑心暗鬼のロシア側の見方である。

親獨よリ親佛へ

さういふわけで、ヒットラー氏の執政以後は、兩國民の感情は遽かに冷却し始め、ドイツの言論界が反露的の筆鋒を振廻すと、ロシアも亦負ず劣らずにドイツの悪口をたたき始めた。従前ロシアに莫大なクレヂットを許してゐたドイツの中央銀行が融資を拒めば、ロシアの方ではこれまでドイツとの間に行つてゐた購賣を中止し、フランスに秋波を送るといふ有様である。

露佛の接近は、一九三三年八月、フランスの前首相エリオ氏がロシアを訪問するに至つて、急テン

ポに進展した。そして翌一九三四年一月には、露佛間に暫定的通商條約が調印され、これによつて兩國の親善は倍加した。

一方露獨の關係は益々惡化していつた。殊に同年一月ドイツとポーランド間に不可侵條約が結ばれ、その協定中には、單に兩國間の不可侵だけでなく、オーストリア問題や、ロシヤ領内に於ける獨波兩國の發展の了解までが含まれてゐると考へらるに至つて、ロシヤ側の對獨感情は益々險惡の度を加へた。そこに三月二十八日、ロシヤはドイツに對し、バルチック諸邦の獨立と不可侵の約定を提議した。然るにドイツは、さういふ提案は既にロシヤとポーランド間に協議したもので、その政治的鋒先はドイツに向けられてゐるのではないか。それを平氣でドイツに提議するとは鐵面皮である。ドイツはバルチック諸邦侵略の意圖はもたない。然るにも拘らず、これ等諸國の獨立を擁護する條約を結ぶのは、その獨立が何ものにか脅威されてゐることを意味せねばならぬ。さういふ條約はドイツは眞平だといつて、正面からそれを一蹴してしまつた。

この形勢を見たフランス外相バルトー氏は、ロシヤをドイツから引離して、これを對獨包圍陣中に拉し去るため、九月ロシヤを誘つて國際聯盟に参加せしめた。次でドイツが着々として再軍備に着手すると、露佛兩國は本年四月に至り、相互援助條約を結んで、對獨包圍陣の陣營を固めた。

二 ドイツは何を狙ふ？

以上述べたところにより、ロシヤがドイツを去つて、フランスに接近した理由を明にしようと、したがドイツはロシヤの領土を狙ひつゝありといふロシヤ側の疑懼は、ロシヤ一流の宣傳以上に相當の根據をもつものであるから、こゝには這般の事情を説いてみよう。

ロシヤは今第二次五年計畫により、經濟復興の最中であるが、その満足なる進行の爲には、當分の間國境の平和維持が極めて必要である。これロシヤが、凡ゆる接護國との間に、不可侵條約を結ぶ所以である。

然るにヒットラーの國粹社會黨は、夙にドイツの膨脹と植民政策の緊切を叫んでゐる。それもその筈だ。戦前の廣大なるドイツ植民地は全く聯合國に奪はれ、加ふるに聯合國は、ドイツ原料品の供給地を奪ふと共に、製成品の市場までも封鎖したからだ。さういふ理由から、ドイツでは、アフリカ植民地の返還が叫ばれると共に、ヨーロッパ大陸に於ける東進策までが叫ばれてゐる。ロシヤが神經を尖らせるのはこゝにある。

然らばドイツ東進策の目標は何かといへば、第一にはバルチック諸邦であり、第二にははロシヤ領ウクライナである。

元來ドイツがオーストリアを併合せんとするのは、それだけが目的ではない。それはバルチック海からアドリヤ海、東しては黒海に達する、自給自足の所謂第三帝國を建設せんとする第一階段に過ぎない。この第三帝國の兩端となるものが、バルチック諸邦とウクライナであるのだ。

バルチック 現在のバルチック諸邦は、第十八世紀にロシアのペテロ大帝に併合されるまでは、主としてドイツ人によつて治められて来た。韃靼人、蒙古人、トルコ人等の侵入に際して、

獨逸 ヨーロッパを救つたものも、このドイツ人であつたのだ。現在のリガ港は、一二〇一年にブレメンの僧正が創設したもので、一三四六年にエストニアを丁抹人から買つたものも、ドイツ系武士であつたと云はれてゐる。従つてこの方面に於ける文化も、ドイツ人の力に負ふ處少くない。

第十八世紀になり、ロシアのペテロ大帝は、エストニア、リヴォニア、クルランドを併合し、ここにロシア勢力の侵入となつたが、それでも尙ほドイツ系の勢力は侮りがたきものがあつた。偶々世界大戦が起り、ロシアに革命が起ると、ロシア系共産軍は潮のやうにこれ等の諸邦に侵入したが、これに猛烈に反抗したのも亦ドイツ人であつた。

さういふ因縁があるから、これ等諸邦に對するドイツ人の感情は血縁的であつて、ロシア勢力の侵入を喜ばない。そして出来れば、これ等の諸邦がドイツに復歸するを望み、已むを得ずして獨立を繼續するにしても、せめて之をドイツの經濟的勢力範圍となさんとしてゐる、然るにロシアの西北國

境にあるこれ等の諸邦に、ドイツの勢力が侵入することは、これやがてロシア自身を國防上經濟上から危くするものであるから、ロシアはこれを喜ばない。

ウクラ ドイツがウクライナに野心を有することは、一九三三年ロンドンで開かれた國際經濟

イナと 會議の際、ドイツ代表フーゲンベルク氏が、ウクライナの發展を要求した聲明により、

獨逸 一層明白になつた。だがそれはドイツの野心を公式化したものに過ぎない。その以前に

も、現總統ヒットラー氏の如きは、その著『私の闘争』中にこれを説き、ローゼンベルグ氏の如きは、一九二六年に、イギリスの石油王ヘンリー・デタアディングと手を握り、ドイツはポーランドの援助の下に、その昔ポーランドの領土であつたウクライナを獲得する密約を結んだと云はれてゐる。

ウクライナは、カルパト山脈とコーカサス山脈の間にあつて、イギリスの三四倍に達する肥沃の地域である。その人口三千一百万の中、五分の四はウクライナ人で、その他はロシア人である。

ウクライナは、もと獨立の一邦であつたが、一六五四年ポーランド人の襲撃を防ぐため、モスクワなるロシア政府と結んだ。これがウクライナをロシア領たらしめた第一歩である。爾來ウクライナ人は、ロシアから獨立せんとして種々に劃策し、或は革命黨をつくり、或はロシア議會にウクライナ行政の獨立を要請したこともある。かゝる獨立の要求は、一九一七年のロシア革命後に於いても續けられ、遂に一九一九年のウクライナ憲法では、同國が獨立主權國たることを聲明した。然るに翌二〇年

モスクワ政府との間に経済的政治協定が成立してからは、ウクライナの権利は歩一步に喪失され、全くロシアのものとなつてしまつた。今日では、ウクライナ人は、ロシアの壓迫の下に、共産派を假装しつゝ、國民運動に力めてゐる有様である。

ウクライナ人は、一八五九年の佛墮戦争により、イタリーが國家の統一を達成したやうに、ロシアと他の強國との戦争を利用して、自分等の自由を獲得せんとしてゐる。然るにこの不平地域は、ロシア帝政時代にドイツ系の文化が入り、且つ幾多の植民地も出来てゐた。かゝるは「バルチック海から黒海へ」といふドイツの膨脹論者に、好機會を與ふるものである。

殊に一昨年一月、ドイツとポーランド間に締結された不可侵條約には、ロシア領土の分割に關する秘密協定も附加されてゐると傳へられてゐる。曰く、獨波兩國は相提携してウクライナ方面に發展しドイツは同方面に於いて、ポーランドにウクライナの石炭を獲せしめて上シレシヤ炭坑の返還を期し、又ポーランドの廻廊を得せしめるか、又はその代りに、寧ろ出口を黒海方面に得せしめる筈である。

以上述べたものが、バルチック諸國とウクライナを挟む獨波兩國の争ひである。ドイツの武力が増大すればする程、ロシアは疑懼心に襲はれ、こゝに友邦を求めることになる。佛露の接近がそれだ。かくしてフランスの狙ふところの對獨包圍陣は、歩一步と形成されて來た。

第十二章 對獨包圍陣の形成

一 獨逸の聯盟及軍縮會議脱退

ヨーロッパ全土に漲る低氣壓の一つの原因となる佛獨間の反目は、一九三三年十月十四日、ドイツが國際聯盟及び聯盟の一般軍縮會議から脱退するに及んで益々險惡の度を加へた。これがため一時は、ヨーロッパには今にも戦争が起るかと思はれた程である。このドイツの行爲は、對獨包圍陣を促進せしめた一因であるから、最近のヨーロッパの形勢を知るには、先づこれから始めねばなるまい。

獨逸の ドイツは一九一九年のパリ平和會議の際、既に國際聯盟への加入を嘆願した。然るに**聯盟加** 當時はドイツに對する聯合國の反感が強烈であつたのと、ドイツが果してヴェルサイユ條約を忠實に履行するかも不明であつたので、先づドイツを聯盟外におき、聯盟國はドイツの行動を監視した上、果して誠實に履行する證據を見せるならば、その上で加入を許すも遅くはあるまいといふことで、ドイツの聯盟加入はお流れになつてしまつた。

その後ドイツでは、ストレーゼマンのやうな穩健派の人物が牛耳をとり、フランスでもブリアンの

やうな平和主義の外交家が現はれたので、獨佛間の關係は急に協調に傾き、一九二五年十月ロカルノ條約が締結されると同時に、こゝに始めてドイツは聯盟への加入を許された。

軍備平等の主張

ドイツが聯盟への加入を望んだのは、不公平なヴェルサイユ平和條約を改訂するにあつたこと勿論であるが、就中軍備平等權の實現は、その最大なる目的の一つであつた。ドイツはヴェルサイユ條約により、その陸軍は十萬人に制限され、海軍は一萬噸級の戦艦數隻、その他若干の艦艇を有することを許されてゐる。その他重砲、戰車、空軍の保有は禁ぜられ、又徴兵制も禁ぜられてゐる。然るに聯合國は、ドイツに對してこの前古未會有の制限を課するに當り、抜きさしならぬ一つの約束を敢てした。それは、ドイツの軍備制限は、一般的軍備制限の第一歩であつて、聯合國もやがては軍備制限を實行する筈だと謳つたものだ。ところがその約束をした聯合國は、一つも軍縮の誠意を示さない。否フランスの如きは、戦前にも増して五六十萬の陸軍を常備するといふ有様である。

そこでドイツは、一九二六年末に聯盟の軍縮委員會が開かれて以來、終始一貫軍備平等權の主張を續けて來た。ドイツは云ふ、聯合國はドイツと同様、積極的に軍縮をなすべき嚴肅の約束を與へてゐるのに、一向にさういふ氣配はない。若し聯合國にしてその誓約を破り、いつまでも巨大なる軍備を擁するならば、ドイツとしても、ヴェルサイユ條約の軍事條項に拘束さるゝ必要はない。ドイツは須

らく再軍備をなすの自由を回復せねばならぬと、これがドイツ側の云分である。

軍備平等權承認

かくて一九三二年一月聯盟の軍縮本會議が開かれると、ドイツは更に軍備平等權の要求を出した。然るに七月に至り、聯合國がドイツの主張に耳を傾けないことが明白に認められる。すると、ドイツは軍縮會議から脱退する旨聲明した。

驚いたのは英・米・佛・伊の四ヶ國である。若しドイツが軍縮會議を脱退したら、聯盟の軍縮會議は事實上決裂したも同様である。そこで主として英米が調停役となり、まあまあといふところでドイツをなだめた。そして英・米・佛・伊・獨間に五國協定を作り、原則としてドイツの軍備平等權を認むること、但し平等權適用の具體的方法是、追て本會議で議せらるべしといふことで、一先づけりをつけた。

その後、イギリスでは、所謂マクドナルドの軍縮案なるものが出來、これを討議の基礎とするやう軍縮會議に提出した。このマクドナルド案には、右の五國協定の趣旨に従ひ、ドイツの軍備平等權の主張とフランスの安全保障の主張とが、巧みに調和折衷されてその中に織り込まれてゐる。例へば獨佛兩國の常備陸軍兵數は各々二十萬とあるが、フランスは植民地をもつてゐるから、別に植民地軍として更に二十萬の陸軍を許容する。又ドイツには、ヴェルサイユ條約で禁ぜられてゐる戰車、爆撃機なども若干はこれを許すといふやうな案である。そしてこの案は將に軍縮會議に於ける討議の基

礎とならんとした。

獨逸軍
縮小
退

然るにドイツにナチスが擡頭し、ヒットラーは遂に政權を握つて積極政策に轉向せんとする趨勢が見えると、英、佛、伊諸國は遽に警戒し始めた。殊に佛伊兩國は直接にドイツの脅威を蒙るところから、何とかしてマクドーナルド案を有名無實ならしめんとした。そして英・米・佛・伊間に種々協議を重ねた末、イタリアの提案に基き、ドイツに軍事監督の試験期間をおき、この軍事監督が有効に行はるゝならば、マクドーナルド案を實行しようといふことになつた。こゝに試験期間といふのは、マクドーナルド案による軍縮條約の期限を八ヶ年として、これを二期に分ち、始めの四年間は軍事監督の試験期間として、軍事の國際監督が果して行はるゝや否やを試験する。この期間は佛伊等は全く軍縮を行はない。若しこの軍事監督が満足に行はるゝならば、その期間後に佛伊等は一定の軍縮を實行する。これと同時にドイツはその國衛軍を二十萬に増加し、徴兵制度を採用し、短期間の服役年限を有する軍隊をもつことが出来る。但しナチス突撃隊のやうな半軍事的部隊は、一切これを解散すべしといふのである。

これに對してドイツは、右の試験期間案に反對し、軍備平等權の承認せらるべきを高調すると共に、列國に對して軍備縮少の即時實行を要求した。又ヴェルサイユ條約によつて禁ぜられてゐる若干の武器を、佛伊と同様保有せねばならぬと主張した。

このドイツの主張は到底四國側の肯ぜざるところである。就中フランスの如きは強硬にこれに反對した。こゝに於いてドイツは軍縮會議から脱退するに決し、一九三三年十月十四日これを聯盟に通告した。

軍縮會
議退
の理由

ドイツは軍縮會議脱退の理由として、自分の主張する軍備平等權が認められない限り、會議への参加は無用であると稱した。併しながら右に述べた四國案をみれば、ドイツに對しても相當讓歩した跡もある。然らばドイツは何故に脱退したのか？

その理由の一は、ドイツが四年間の軍事監督試験期間の設置に、眞向から反對してゐることだ。これに就いて一九三三年十二月二十二日フランスのプチ・パリジャン紙は、所謂「獨逸の秘密文書」として、ドイツ政府がその在外使節に發した宣傳局の訓令なるものを發表したが、その中に次の一節があるのは注意に値する。

一、ドイツは佛獨間に敵對關係が存在する以上、總ての軍事監督制に反對する。
二ドイツはヴェルサイユ條約の條項を濳り、外國諸機關の目から或程度まで免れ得る戰爭手段を持つてゐる。

この素破抜きが眞實であつたのは、その後の事實がこれを證明してゐる。果して然らば、軍事監督制への反對がこの邊から發足してゐるのは、容易にこれを察知し得よう。

ドイツが四國協定案に反対した他の理由は、ドイツに必要な機材、即ち重砲、タンク、航空機の所有を認めなかつたといふ點である。

一九三三年十月十三日の獨紙ドオシツシエ・ツアイツング紙は、「士氣か機械か」と題して重要な論文を掲げ、ドイツの軍縮會議脱退の一理由を明らかにした。同紙は云ふ。ドイツは軍隊の士氣に就いては他國に比し敢てひけを取らぬ。然し士氣のみでは戦争には勝てない。必ずや適當なる機材も持たねばならぬ。然るに四國案ではこの機材の所有を禁じてゐる。これではドイツはどうすることも出来ない。

ドイツが軍縮會議を脱退した理由は、恐らくはこの邊にあるものとみるも大差あるまい。然しながら尙深く考へてみれば、ドイツが軍縮會議から脱退した裏面には、他に一層重要な狙ひどころはなかつたであらうか？ それに就いて前記のプチ・パリジャン紙には、訓令の一節として次のやうなものがあるとも書いてゐる。

ドイツは軍縮會議の破綻が明確となりたる時、始めてヴェルサイユ條約軍事條項の羈絆より解放されたと看做す旨を、聲明する意圖である。

と。ドイツが軍縮會議を脱退すれば、會議は破綻にも等しき大打撃を受けるに定つてゐる。この破綻を利用して軍事條項の解放を主張するならば、聯合國はヴェルサイユ條約でドイツに與へた軍縮誓言

の手當、眞向からドイツの主張に反対することは出来なくなる。そこがドイツの狙ふところだ。果せる哉、ドイツは一九三五年三月十六日、所謂爆彈宣言を發して、軍事條項破棄の一方的宣言を行つた。

獨逸の ドイツは軍縮會議を脱退すると同時に、國際聯盟をも脱退した。ドイツが聯盟を脱退

退 したのは、これに依つて不平等條約の桎梏から免れる前哨戦とするためである。元來ナ

チス政綱の一は、ヴェルサイユ及びサン・ゼルマン兩條約のやうな不平等條約を廢棄するにあること前述の通りである。國際聯盟は、戦勝者が戦敗者に向つて銃剣を以て押つけて出來た強制的條約を維持し、その効果を保持する爲に作られた一種の保障機關である。換言すれば、國際聯盟は現状維持の機關であるのだ。されば聯盟そのものゝ存在は、凡ゆる不平等條約を廢棄し、一切の他の國民との平等を要求するドイツの主張とは兩立せない。この理由により、ナチスは早くから聯盟の脱退を主張し、一九三二年二月のドイツ議會の外交委員會には、聯盟脱退の動機を出した位である。そのナチス治下のドイツが、軍縮會議を脱退する以上、同時に聯盟からも脱退するのは當然であらう。

然るにドイツを聯盟の圏外においては、軍縮會議の實效を收むるを得ない。そこでイギリスが主動者となり、ドイツを聯盟に復歸せしむるため、關係國間に頻繁な外交交渉を行つた。一九三四年一月には、イギリスは前記のマクドナルド案に多少の修正を加へ、平等確立が安全保障と同様に重要ななることを述べ、ドイツの要求する三十萬の兵員數に對しても、好意的に考慮を拂ひ、又空軍に關し

ても著しき護歩を示した。この英國案に對して、イタリー及びドイツは主義上賛成したが、フランスは之を拒否したので、こゝに亦一頓挫を來し、爾來主要國間の外交交渉は終熄した。

聯盟へ 以上述べたものが、ドイツの聯盟及び軍縮會議脱退の経緯である。然らばドイツの斷の致命 然たる這般の行動は、歐洲戰爭の直接の原因となるか？ この問題に答ふるには、先づ

ドイツの行動が、ヨーロッパの平和に如何なる脅威を與へるかを一瞥せねばならぬ。ドイツが軍縮會議を脱退すれば、その直接の影響として、聯盟の一般軍縮會議は破滅に瀕するを免れない。何となれば、ドイツがヨーロッパの軍縮事業に協力せないことになれば、他の歐洲諸國も同様軍縮を行ふことが出来なくなり、それはやがて世界の軍縮事業にも影響して、全世界は今一度武装的平和時代へと逆戻りすることになるからだ。換言すれば、聯盟の軍縮會議はこゝに一大蹉跌を來たし、その存在の理由を疑はるることとなるのである。

聯盟軍縮會議の失敗は、國際聯盟そのものへも至大な影響を及ぼさすにはおかぬ。元來軍備縮少、安全保障、國際紛争の平和的解決は、國際聯盟成立の三位一體であつて、その一つを缺けば聯盟は傾き始むる。然るに聯盟は滿洲事變で平和的解決の能力なきを示した。今又軍縮の事業に失敗するならば、こゝに益々聯盟の輕重を問はるゝこととなつて、その存在の理由はなくなつて來る。

今日ヨーロッパの平和を曲りなりに保つてゐるものは、何といつても聯盟である。その聯盟が崩

の輕重を問はれ、その存在の理由を疑はるゝならば、ヨーロッパは混亂し、それだけ平和は脅威を受けることになる。

パリ及サンゼルマン條約を廢棄せば

次にドイツが聯盟を脱退した結果として、ヴェルサイユ條約の全部並びにサン・ゼルマン條約を廢棄するか否かは、今のところ不明であるが、ヒットラーの爆彈宣言が、ヴェルサイユ條約全部破棄の前哨戰である以上、この兩條約を破棄するのは、單に時日の

問題であらう。若しこれが實現するならば、ヨーロッパの平和は至大の脅威を受け、戰雲更に濃厚の度を増すことは疑ひない。

ヴェルサイユ條約やサン・ゼルマン條約のやうな不平等條約を改訂せねばならぬとは、全ドイツ人の熱望である。ナチスに至つては、その廢棄を對外政綱の中に公然と高調してゐる。そこで今ヒットラーのドイツが、條約で禁ぜられた獨塊の合併を、強力を以て斷行せんとするならば、フランス及びその與國は起つて武力干渉を行ふであらうし、同時に至大の利害關係を有するイタリーも亦黙つてはゐまい。或は又ドイツが勝手に大規模の再軍備建設に着手するならば、何國よりも先づフランスは、機先を制してドイツを一撃の下に撃破せないと限らない。何となれば、時日の経過は、いよゝゝ益益フランス及び與國側の不利となるからだ。

ロカルノ 次にドイツの聯盟脱退は、ロカルノ諸條約にも影響を及ぼすこととならう。果せる哉、

條約を廢 ドイツは露佛援助條約の成立を理由として、該條約を廢棄せんとしてゐる。

案せば ロカルノ條約は、ライランドの不可侵、佛獨及び獨白間の不戦を保障する保障條約と、ドイツとフランス及びフランスの與國との間の仲裁々判及び調停條約より成るもので、ドイツとフランス及びその與國との平和を保障する最も有效なる機構である。故に若しこれ等の諸條約が效力を失ふことになれば、ヨーロッパの平和が大なる脅威を受けることは勿論である。

最もドイツが聯盟を脱退した結果、ロカルノ條約はその效力を失ふか否かに就いては、二つの説がある。即ちドイツ側では無効説を唱へるに對して、ドイツ以外の諸國では然らずといふのである。ドイツ側は云ふ。ロカルノ條約は、ドイツが國際聯盟に参加してゐることを效力の條件としたもので、條約の運用は聯盟の機構と不可分の關係にある。さればドイツにして聯盟を脱退すれば、該條約は效力を失ふものと見るのが至當であると。これに反して例へばイギリス前外相サイモン氏の如きは、議會に於ける答辯中に、イギリス專問家の研究によれば、ロカルノ條約はドイツの聯盟脱退には關係なく有效なものである。ドイツが聯盟脱退後同條約に對して如何なる態度をとらうとも、締約國は依然として同條約の拘束を受けるものであると明言してゐる。

併しながら法理論はどうであらうとも、ドイツが聯盟を脱退した以上、必要とあらば、何時にても同條約を廢棄することは極めてあり得べきことである。ドイツはその時機を待つてゐた。そこに現は

れたのが露佛援助條約の成立である。ドイツは飛び上つてロカルノ條約の廢棄を宣言した。こゝに至つて歐洲平和の脅威は更に増大した。

二 對獨包圍陣の展望

クレマ 世界大戰の終末をつけたヴェルサイユ條約は、獨露兩國の力を削つて、再び大陸の禍
ンソ一 害たらしめざることに、その基礎をおいてゐる。

例へばロシアに就いてみるならば、同條約がこれまでロシアの一部であつた芬蘭、エストニア、ラトヴィヤ、リスマニアを獨立させたのは、ウキルソン大統領の提唱による民族自決の原則によつたものではあるが、裏面の目的は、バルチック沿岸にこれ等の小國を設け、ロシアの海への出口を封ずると共に、ポーランドを獨露の間に介在せしめて、兩國の接近を遮断するためであつた。かくて聯合國は、ロシアを東歐の一隅におしこめておけば、永遠に中歐進出を阻止し得るものと考へたのだ。

それにもまして辛辣なるものは、ドイツの擡頭を抑へるための聯合國の用意であつた。即ちヴェルサイユ條約の規定は、ドイツよりアルサス、ローレンと上部シレジアを奪ひ、ザールを聯盟の管理下に移し、東部プロシヤを中斷して所謂ポーランド廻廊を介入せしめ、東西兩國境の要塞を破壊し、常

備軍を十萬人に減じ、攻撃的武器の所有を禁ずると同時に、防禦的武器を制限し、且つ巨額の賠償金を課したのだ。而も尙フランスは、これをもつて足らずとなし、その安全保障を英米兩國に求めたが、それが與へられなかつたので、ドイツの周圍に鐵條網を張りまわす手段を講じた。

それは一九一九年十二月二十三日の下院に於ける、クレマンソーの次の言を見ればわかる。

我等はドイツの周圍に鐵條網を張りて、その脱出を防止し、又堤防を備へて、ボルシエヴィキの進出を抑遏する必要がある。ポーランド、チエツコ・スロヴァキヤ、ルーマニア以下の諸國は、その鐵條網たり堤防たるもので、吾人は極力これ等の諸國を支持しなければならぬ。ポーランド軍隊は既に四五十萬に達し、その大部分はフランスの教官によつて養成されたものである。チエツコ・スロヴァキヤの軍隊も亦十五萬を數へる。これ等の精銳と結んで警備に任じたならば、獨逸と雖も出て、害をなすことは出来ないであらう。

クレマンソーの右の演説は、ヴェルサイユ條約の目的を最も率直に表明せるものである。もし彼の政策が支障なく行はれたならば、獨逸兩國はちつ伏して何こともなすことは出来ないであらう。

佛白及 佛波間 佛波間 佛波間 佛波間
フランスは上述の目的を達せんがため、一九二〇年、先づベルギーとの間に軍事同盟の協約を結び、ドイツの攻撃に備ふるため、兩國の參謀本部は、平時に於いても協力することを約した。

フランスは又ポーランドとの間にも政治協定を結んだ。一九二二年二月の佛波協定がそれで、ソ聯邦及びドイツの攻撃に對する防禦同盟協約である。

佛と小 協商國 間協約
フランスは又小協商諸國とも協約を結んで、ドイツに對抗させた。ヴェルサイユ條約により、チエツコ・スロヴァキヤ、ユーゴ・スラヴィヤ、ルーマニアの小協商國を作つたのは、ポーランドやバルチック諸國と同様、ウキルソンの民族自決主義に基くものであるが、フランスの見地よりすれば、ドイツ民族やマジヤール族を抑制せんがため、ドイツの周圍に鐵條網を張りまわす爲に作られたものに外ならない。

即ちフランスは、一九二四年二月、チエツコ・スロヴァキヤとの間に同盟及び友好條約を結び、主としてオーストリア、ハンガリー及びポーランド家の復活を防止するための防禦同盟條約とした。次に一九二六年六月には、ルーマニアとの間にも友好及び安全條約を結び、その翌年の一九二七年十一月には、フランスは、ユーゴ・スラヴィヤとの間にも修好條約を結んだ。後者はイタリー、アルバニヤ間の同盟條約に對抗するものと見られてゐるが、勿論ドイツ包圍陣にも役立つものである。これと同時に、小協商諸國間にも、同盟條約を締結させた。即ちチエツコとユーゴ・スラヴィヤ間の條約は、一九二〇年八月と同二二年八月に、チエツコとルーマニア間のものは一九二二年四月、ルーマニアとユーゴ・スラヴィヤ間のものは同年六月に、何れも調印され、かくして同盟の網を縱横にはり廻はした。

かやうにフランスは、小協商諸國、ポーランド、並びにベルギーと提携して、これ等諸國に武器を

供給し、又軍事教官を派遣し、もつて獨塊及びハンガリーを包圍するの姿勢をとつてゐた。

佛國の 上述するやうに、フランスは、ベルギー、ポーランド、小協商諸國を第一陣として、
とるべ 對獨包圍陣の第一線を形成したが、ドイツの聯盟及び軍縮會議からの脱退に對し、英・
き 米・佛が共同動作に出たのを最後として、これ等大國連の利害の衝突が明るみに持出さ

れ、ドイツに關する限り、舊聯合國の結束は到底維持されることが明らかになつた。ドイツを抑へるため、フランスがヴェルサイユ條約を頼みとするのは、これ等結束の力である。然るに與國たるべき諸國が既に意見を異にし、公然ドイツの再軍備を支持するやうになつては、フランスはこれに屈服してドイツの主張を認めるか、又は新たなプロツクを形成して、どこまでもヴェルサイユ條約の維持に努むるか、二つの中何れかを選ばねばならぬ羽目に陥つた。

〔註〕一九三二年十二月、ジエネバに於て、英・米・獨・佛・伊五ヶ國代表間に私的會談が行はれ、同十一日、五國宣言により、ドイツに對する軍備平等の原則が認められた。

ドイツの再軍備を絶対に拒否することは、只に不可能であるのみならず、同時に又不合理であることは、當のフランスも充分に心得てゐる。故にフランスの狙ふところは、ドイツの再軍備を絶対に拒否するのではなく、唯現下の情勢に鑑み、假令防禦的のものにせよ、この際ドイツに凡ゆる武器を持たせまいとするに過ぎない。

従つて止むを得ずしてドイツの再軍備を認むるとすれば、フランスのとるべき途は次の二つ以外にはあり得ない。即ち(1)ドイツが忠實に新條約を履行すべきことに關し、イギリスの保障をとりつけるか、(2)大陸の與國を糾合して、ドイツが侵略を企てても、直に之を阻止し得るだけの安全保障を設くるかである。前者はイギリスが應じさうにもない。そこでフランスは遂に後者を選んだ。外相バルト

バルト ズーメルグ内閣の外相バルトー氏は、一九三四年三月、先づベルギーの首府ブラツセルの大
陸歴訪 ルを訪問したのを手始めに、翌四月にはポーランドへ赴き、歸途チエツコ・スロヴァキヤを訪ひ、更に六月に入つては、ルーマニヤの首都ブカレストに入り、各國の首相外相

と擬議した。その間四月には、ルーマニヤの外相チツレスコ氏、同六月には、ユーゴ・スラヴィヤ外相イゼウイツ氏はパリを訪問して、各々フランス政府と協議した。

以上の諸國は、ポーランドを除き、何れもフランスの與國とみらるゝ國である。バルトー氏訪問の目的が、對獨包圍陣の強化にあつたことは勿論であるが、その後佛ソ間に成立した東歐ロカルノ案に就いても、これ等の諸國がこれを承認せんことを、事前に求めたものであることは疑ひない。

併し乍ら、フランスと小協商國間の團結を新たにするだけでは、フランスは未だ以て意を安んずるに足らない。何故なら、ロシアの國境が削られ、塊洪國が小國に分割されて、從來の大きな國が小さ

くなつた歐洲大陸の現状では、人口多く團結力の固いドイツの均勢的地位は、戦前に比して却つて強味を加へてゐる。その上隣接の諸小國には、多數のドイツ人が介在して、有事の際には本國を援ける恐れもあるからだ。故にフランスとしては、小協商以外に更に他の大國を加へなければ、對獨包圍陣は完成せざるのみか、聯盟に於ても英伊との均衡は保たれない。露佛の接近はその結果であつた。

露佛の
最近

九二六年ラトヴィヤとの間に、不侵略條約を締結したのを始めとして、フィンランド、エストニア、リビアニア、ポーランドとも同様の條約を結び、進んではチエツコ、ユーゴ・スラヴィヤとも同様の條約を結んで、ロシアを中心として東歐一帯に不侵略條約の網を張り廻した。その目的とするところは、一は以てドイツに備へ、一は以てヨーロッパの國境を固め、極東に於て自由手腕を得んが爲であるといはれてゐる。

併しながらロシアとしては、附近の小國だけを連ねてみても、尙安んじてことに従ふことは出来ない。更に大陸雄邦の中に支持者を求め、これと提携するのでなければ活動の自由は得られない。恰もよし、フランスは、ドイツの再軍備問題で孤立の状態に陥り、新たなブロックの形成に腐心しつゝあつた際であるから、同氣相求むるフランスと握手した。

その結果、一九三四年九月に、ロシアはフランスの斡旋によつて聯盟に加入し、又東歐ロカルノ案

の發生をも見るに至つた。この案は佛ソ兩國の合作になるもので、ドイツ、ソ聯邦、ポーランド、チエツコ、フィンランド及びバルチック三國間に於ける相互援助を骨子とするものである。本案に對しては、一九三四年六月末、バルトー氏がロンドン訪問の結果、既に英伊兩國の好意的斡旋の諒解をも得たものである。然るに獨波兩國は、この案を拒絶したので、本案を極めて重要視する佛ソ兩國は、その後相互に強固なる協力を維持して、これが實現を圖らんことを申合せた。

佛ソ相
互援助
條約

果して昨年五月三日に至り、佛ソ相互援助條約は兩國の間に成立し、一年後の本年四月になつて效力を發生した。云ふまでもなく、ヴェルサイユ條約中の軍事條項を破棄せんとするドイツの爆彈宣言が、かゝる條約を促進せしめたものである。

この條約は、聯盟規約各條項の正確なる適用を保障するといふ名目の下に、佛ソ兩國間の軍事同盟を規定したもので、五ヶ條一議定書より成り、第一條には、佛ソ兩國は、ヨーロッパの第三國から侵略されるか、又はさういふ危険のある場合には、即時商議する。第二條は、自國側から挑発しないのに、ヨーロッパの第三國から積極的に攻撃を受けた場合には、即時に援助することを相互に約したものである。最初ソ聯邦では、本條約を極東方面にまで適用したき意圖であつたが、フランスの反對に依つて、ヨーロッパだけに限定された。

尙注意すべきことは、本條約は、相互援助の具體的目標を「ヨーロッパに於ける第三國」として、

明白にドイツを假想敵國としてゐる。然るにも拘らず、議定書の末尾には、本條約の目的が、主として東歐諸國の安全を保障するにあると述べ、東歐ロカルノ條約が、豫定通りに成立しなかつたので、かくの如き二國協定によつたものであることを説いて、更にドイツの参加を希望してゐる點である。即ち佛ソ相互援助條約は、東歐ロカルノ條約の精神と全然相反するものでなく、將來これを擴張して、東歐ロカルノ條約を完成したいといふ意味である。

佛 伊 の 接 近

パリの平和會議以來、佛伊兩國がバルカン政策に就いて、アフリカ問題に於いて、地中海の海軍問題に就いて確執しつゝあつた経緯は、既述の如くである。かくてこの兩國は互に想定敵の關係に立つところから、相互の握手は到底望まれないと思はれた。然るにも拘らず、ナチスドイツの擡頭は、舊怨の兩國を握手せしめた。これも亦國際關係の變轉常なきを物語る他の一例である。

バルトー氏が與國歴訪の途に上つたのをみた獨伊兩國は、急に舊交を温め始め、バルトー氏が羅、ユ兩國を訪問するに決定した一昨年六月十八日に先立ち、同十四日ヒットラー獨首相は、飛行機でヴェニスに赴き、ムツソリーニ氏と會見して、獨伊兩國は勿論、兩國と特殊の關係にある埃・洪兩國とも親善關係を固めんとした。

然るに七月二十五日に至り、埃國首相ドルフス氏暗殺され、而もそれがナチスの希望する獨埃合併

の烽火であることが明らかになると、ムツソリーニ氏は對獨政策を慎重に考へ直さねばならぬ羽目に陥つた。かかる形勢をみたバルトー氏は、この機會にイタリーとの接近を試みんとしたが、偶々マルセーユの兇變が起り、不幸兇彈に墜れてしまつた。

バルトー氏の後を繼いだラヴァル首相は、バルトー氏の意を繼承して、昨年一月初め、ローマにムツソリーニ氏を訪ひ、遂に一月七日佛伊協定の成立をみた。

佛 伊 協 定

佛伊新協定の骨子は次の四つから成立つてゐる。
第一は中歐不干渉協定である。佛伊兩國は、オーストリア、ハンガリー並びにその隣接諸邦に對し、現在の國境を尊重し、互に他への内政に干渉せざることを約した。

この協定は先づ獨、埃、伊、洪、チエツコ、ユーゴ・スラヴィヤ間、即ちオーストリアに隣接する總ての國家とイター自身との間に締結され（所謂ダニユーヴ協定と稱せらるゝものである）將來はフランス、ポーランド、ルーマニヤの参加によつて完成さるべきものであることを謳つてゐる。

第二は、佛伊兩國は、オーストリアの獨立が脅かされる場合には、相互に協議すること、並びにこの協議は、佛伊兩國より他の國家に及ぼしたる協力を確保する旨を約してある。

第三は軍縮問題に關する佛伊共同宣言である。佛伊兩國は、ドイツに原則上軍備平等權を許した一九三二年十二月十一日の宣言を確認し、如何なる國家も、一方的に軍備上の義務を變更することは出

來ないこと、並びにかゝる事態が生じた場合には、兩國に於いて商議することを約してある。

第四はアフリカ植民地に關する協定であつて、これは既に前に述べておいた。

ロンドン宣言

上述するやうに、ドイツの復讐戦を恐るゝフランスは、その與國たるベルギー、小協

企圖する包圍陣中に拉致せんとして、必死の努力を試みた。即ち昨年一月三十一日、佛國首相フランダン、外相ラバール兩氏は、ロンドンを訪問して、マクドナルド首相並びにサイモン外相等と隔意なき談合を遂げ、遂に二月三日ロンドン宣言の成立を見るに至つた。

この宣言は、フランスの要求する安全保障と、ドイツの要求する軍備平等とを巧みに織り交ぜたもので、次の四項目から成立つてゐる。

第一に、英佛兩國は聯盟の業績を諒承し、且つ聯盟政策を支持する。

第二に、英國政府は、佛伊ローマ協定を勸迎する、オーストリアの獨立が脅威された場合には、イギリスも協議に参加する。

第三に、一般的軍縮協定成立の場合には、ヴェルサイユ條約の軍事條項を廢棄することに同意するも、一方的廢棄は之を許さない。又ダニユーブ協定、東歐ロカルノ協定等の局地的取極による安全保

障制度を組織する。但しそれには、ドイツは聯盟に復歸するを要する。

第四に、英、獨、佛、伊、白五ヶ國間に、共同空軍協約、所謂空軍ロカルノを締結する。

空軍協定

この宣言中、最も重要な意義を有するものは、前記第四の空軍協定である。

航空機の異常なる發達以來、イギリスは最早『島』でなくなつた。然るにドイツは秘密裡に頻りに空軍を増しつゝあるのに、イギリスの空軍擴張計畫はまだ完了せな、寧ろドイツ以下であるといふ憐むべき状態である。ポールドウイン樞相が、イギリス國防の第一線は、ラインの彼方にありと云つたのは、かかるドトツ空軍の脅威を感じた結果である。さればイギリスとしては、萬一の場合には、大陸諸國よりの空軍の援助を必要とした。これロンドン宣言が空軍協定を包含せしめた所以である。

一方フランスは何を狙つたかといふに、ドイツの攻撃に對する安全保障と、ドトツの周りに張りまわしたロカルノ、ダニユーブ、東歐條約を強化することに對して、イギリスの支持を得んとしたものである。即ちこゝにも亦外交上の『Give and Take』が應用され、相互の要求を交換的に承認したのである。

だがこゝに注意すべきことは、この空軍協定に關して、英、佛の外相が『ロカルノ條約以上の義務を負ふものでない』と強調したことだ。ロカルノ條約では、援助義務發生の場合を、(1)攻撃侵入の行

はるゝ場合、又は、(2)武備撤廢規定違反の場合と定め、かゝる場合には、直ちに問題を聯盟理事會に提出し、理事會に於いて規定違反と認むる時は、こゝに始めて援助の義務を生ずることになつてゐる。この規定を空中協定にも適用しようといふのである。これはフランスがドイツの再軍備を認むるに至つたのは、イギリスがフランスの安全保障に深入りをしたといふ、英國内の批難を避ける爲で、大陸の問題に關しては、イギリスは、依然として超然主義をとる傳統の外交政策を墨守したものに外ならない。

獨逸の態度

このロンドン宣言は、直ちにドイツ側に通告された。ドイツは、空軍協定の方はドイツ空軍の再軍備を正式に承認するものとしてこれに賛成したが、ヴェルサイユ條約軍備制限撤廢の條件である軍縮、東歐條約、奧國の獨立尊重、聯盟への復歸に就いては、自國に不利なりとして、これを拒絶した。

後者に就いては、ドイツの回答は更に皮肉な註釋までもつけ加へた。曰く、この回答は、決して英佛間の意見の杆格に乗ずるものでない。果してこの註釋通りに、英佛は該宣言を繞りて猜疑し始めた。フランスはドイツを目して英佛の離間を策するもの、イギリス内には親獨的傾向があるから、ドイツは海軍問題で英を釣る魂膽であると非難したのだ。不幸にもこの非難は事實となつて現はれて來た。それより四ヶ月後に出來た英獨海軍協定がそれである。

ドイツの回答に對しては、イギリス側では、ロンドン宣言は一體をなすものであるから、西歐空軍協定のみを引離して商議するを得ないといふ建前から、更に外交機關を通じてドイツ政府と折衝した。ドイツはイギリスの好意を失つては、文字通りの孤立に陥るから、更に考へ直して、ロンドン宣言の全範圍及び目的に就いて會商するの用意あることを明らかにした。その結果サイモン外相、イデン國璽尙書のベルリン訪問となつた。

その他 以上述べたものゝ外に、ドイツの周りに張り廻はした鐵條網に、ソ聯邦とチエツコの軍事同盟があり、バルチック協定がある。

前者はソ聯邦とフランス間の軍事同盟の副産物であり、その補助條約ともいふべきもので、兩國の平和的意圖にも拘らず、その何れか歐洲の國から侵略を受けたる時は、直に援助するといふのである。但しそれはソ佛條約議定書第四項の範圍に限られ、且つフランスが侵略を受けたる當事國を援助する場合に限られてゐる。

次にバルチック協定といふのは、リトアニア、ラトヴィヤ、エストニア間の協力及び諒解條約であつて、ナチスドイツの叫ぶ民族的統一に對し、三國間の安全保障を求めんとするものである。該協定は、主として外交問題で共同戰線を張ることを主旨とし、軍事條項に就いては、何等觸るゝところはない。だが三國ともソ佛合作の東歐ロカルノ案を支持してゐるから、もしこれが實現すれば、これに

包含さるゝ可能性をもつものである。

老巧な
英國

以上述べたものが、ドイツに對する包圍陣の展望である。これでみれば、ドイツは完全に包圍され、その周りに鐵條網を張りまわされてゐることがわかる。もしこの形勢を以て推移するならば、ドイツは全く孤立の状態に陥り、秘密に整備されつゝある軍備の完成するに先だち、佛、伊、露の一撃にあつて、ヨーロッパに第二の歐洲大戰が起ることは明々白々である。

だがそこには、老巧と狡猾を以て知られたジョンブルが控へてゐる。即くが如く、即かさるが如く、ヨーロッパ大陸の諸問題に對して、諸國を唾み合はせておきながら、その間に莫大の利を占めるのがイギリスの外交である。ロカルノ以上に歐洲問題に深入りしないのも、東歐ロカルノ案に對して、獨佛に半々の好意を示すのも、或は又佛伊協定には參加の必要なしと稱するものも、皆この超然主義の現はれである。

イギリスは就中歐洲の平和を必要とする。然るにもしドイツを包圍のまゝに残すならば、大戰の到來はこれを豫期せねばならぬ。こゝに於いてか超然主義のイギリスは遂に動き出した。一方にはドイツの再軍備を一定の限度内に制限しつつ、他方では佛伊をも抑へて、歐洲の平和を保たせようとするのだ。英獨海軍協定はその結果であつて、ドイツの周りに張り廻はした鐵條網の使用權を、イギリス

自ら握らんとするものに外ならない。

三 英獨海軍協定の畫く波紋

英獨海軍協定は、ヨーロッパの平和を保たんとする勢力均衡の一策であると同時に、次の軍縮會議への難關でもある。本節に於てはその關係を一瞥してみよう。

獨逸の ドイツが、ヴェルサイユ條約によつて、極度に制限されてゐる軍備を再興するであらば、ふことは、久しき以前より既に豫期されてゐた。果せる哉ドイツは、種々なる名義の下

に軍備を整へてゐたが、一九三五年三月十六日に至り、ヴェルサイユ條約第五篇のドイツの軍備を制限せる條項を廢棄すること、徵兵制をしき、五十餘萬の常備軍を整備すべき旨を宣言して世界を驚かせた。

その表面の理由は、英佛等の諸國が、同條約第五篇前文の精神を無視し、一向軍縮の實行をなさざるのみか、最近は却て軍擴の一路に向つて邁進しつゝあること、かくては

『ヴェルサイユ條約は、事實上最早存在せざるも同様であるから、ドイツ政府は、自己の責任に於て、自國の無國防状態を終熄せしむるため、必要な手段を講ずるの已むなきに至つた』といふのである。だが直接の動機としては、ドイツは先づそつと計畫又は現有の軍備を公然と備

へ、これを以て自國の軍備が議せらるゝ場合に、有利の立場に立つ爲であることは、察するに難くない。

然らばドイツに許されてゐる、ヴェルサイユ條約第五篇の軍事條項の要點は何かといへば、

- 一、陸軍は、歩兵七ヶ師團、騎兵三ヶ師團以下として、その總兵員數は十萬人以下なること。
- 二、海軍は、ドイツチュランド型戰艦六隻、輕巡六隻、驅逐艦水雷艇各々十二隻として、潜水艦は禁ぜられてゐる。

三、陸海軍に附屬する航空隊は持つことを許されない。

四、徴兵制の廢止

等がその主なるものである。

獨逸の行

このドイツの行動が、ヴェルサイユ條約を一方的に蹂躪せること、従つて惡くいへ

動は條約

ば、一九一四年八月に於けるベルギー中立の蹂躪と好一對の横紙破りであることは争は

違 反

れない。

だが今日のドイツには、そういう非難を緩和すべき多少の道義的根據があることは争はれない。(1) 聯合國(佛・英・伊等)は、ヴェルサイユ條約の約束を守らず、軍備をドイツの標準にまで減らさな

くて聯合國である。(2) ソヴェト・ロシアの最近の軍備充實は、ドイツの安全に對する脅威であるから、ドイツは黙視するわけにゆかぬ、といふのである。

歩調の

ドイツの横紙破りの爆彈宣言に對して、聯合國は何と措置するであらうか。それには

合はぬ

二つの手段が考へられた。

英佛伊

第一は、ドイツを條約違反なりと斷定し、ドイツの前額に犯罪の烙印をおし、これに制裁を加へ懲罰を課することである。

第二は、ドイツの罪狀は明白なるも、情狀の酌量すべきものあるを認めて、峻嚴なる處罰の方途に出でず、匡心感化の途を講ずることである。

ドイツを宿命の仇敵視するフランスは、第一の方途に出でんとした。即ち(1) 英佛伊相協同して、ドイツに對し共同の抗議をつきつける、(2) ドイツを條約違反の犯罪人と斷定する、(3) 更に之を國際聯盟に移して、聯盟全體を結束し、ドイツを條約違反の犯罪者と宣言する、(4) 諸般の用意がなれば、ドイツに有效適切なる制裁を加へる、といふのがフランスの意圖であつた。フランスは英伊を語らつて、これに同意せしめんとしたのである。然るにイタリはこれに應ずる態度を見せたが、獨りイギリスは、おいそれと應諾を與へなかつた。

イギリスはフランスのさういふ手段を以て、爆彈に酬ゆるに爆彈をもつてするものと見た。それで

はやがて歐洲大戰亂の再發を確實ならしむるものとみたのだ。それよりもドイツを説得してこれを匡正感化し、出来るだけ戦争をさけて、ドイツを己の有利に利用する方が得策だと考へたのだ。かくして英佛伊の歩調は全く亂れてしまった。

英國の對獨抗 イギリスは、佛伊を出し抜いて別個に且單獨に、妥協味たつぷりの内容を盛つた對獨抗議をドイツに送つた、これがヒットラー再軍備宣言の二日後なる三月十八日である。

イギリスの對獨抗議には、次のやうな内容が盛られてあつた。即ち(1)ドイツの爆彈宣言に對しては、イギリスは抗議せざるを得ない。(2)かゝる一方的行爲は、歐洲の不安を激化するのみである。(3)英佛は二月三日のロンドン宣言に於て、話合ひの上諒解の上で、ドイツに所謂軍備平等權を認め、ヴェルサイユ條約第五篇を廢棄しやうと申し出てゐる。その申し出に對して、ドイツは二月十四日一部分應諾の回答を與へてゐる。そして交渉促進のため英國代表はベルリン訪問を申出で、ドイツはこれを迎接することを諾してゐる。然るにヒットラー總統は病を名としてこれを回避する態度に出た。改めてお尋ねするが、ドイツはイギリスの訪獨使節を迎接する考へであるかどうかと。これがイギリスの抗議の内容である。抗議だか問合せだか仲直りの申出でだか、さつぱりわからない。だがイギリスがフランスの峻嚴なる對獨態度を拒否して、ドイツに好意を示してゐることだけは看取出來る。

これに對して、ドイツは即日英國外相サイモン卿等の訪獨を待望する旨の回答を發した。

佛伊の對獨抗 これでは佛伊は黙つてゐるわけにゆかない。そこで出し抜かれた佛伊は、三月二十一日に個別的にドイツに對して抗議を發した。

フランスの抗議は仲々強硬なるもので、その内容は次の通りだ。

- (1) ドイツ今回の行動は條約違反である、フランスは、かゝる行動に對して抗議し、行動の自由を留保する。
- (2) ドイツの行動により惹起された不安と、關係各國政府への負擔(恐らく佛・伊・蘇・智等の軍備擴張を指すものであらう)は、専らドイツ政府が全責任を負ふべきものである。
- (3) ドイツ今回の一方的決定を既成事實として、將來の交渉の基礎とすることは、絶対に反對である。

イタリーの抗議も、これに似たり寄つたりのものであつた。

ドイツ外相ノイラト男は、佛伊の抗議を即座に拒絶し、かゝる抗議は空論に過ぎない、ドイツはこれを拒絶せざるを得ずと斷言した。

英佛伊のバリ イギリス側では、サイモン外相を送つて、ドイツとの間に、二月三日の英佛ロンドン宣言の各事項に亘り、一種の豫備交渉を開始する肚であつたらしい。即ちドイツの再軍

打合せ 備問題は勿論、西歐防空協定、東歐ロカルノ協定、ドイツの聯盟復歸等の諸問題につき、大體の諒解を得ておきたいのが、サイモン外相訪獨の目的であつたと云はれてゐる。然るに佛伊を出し抜いて交渉し始めては、この兩國が怒るに決つてゐる。そこで英國側ではベルリンに乗こむ前、先づ佛伊の神経をなだめておく必要を感じ、三月二十五日から、パリで英佛伊の打ち合せを開くことにした。

この會合には、イギリス側からは國璽尙書イーデン氏、イタリア側から外務次官のスヴィツチ氏が出席し、ラヴアル佛外相が議長となつて、次の二つを決定した。即ち英外相サイモン氏の訪獨は、單なる情報蒐集のためであること、又訪獨の結果、四月十一日から、北伊ストレーザで、更めて英佛伊三國の相談會を開かうといふのである。佛伊の方では、イギリス側が單獨にドイツと交渉を始むるを恐れて、サイモン卿等の使命は、單にドイツの意嚮をきくにゆくといふことに一本釘を打つたわけである。

英獨伯 英獨會談は三月二十五、六日の兩日に亘り、ベルリンで行はれた。イギリス側はサイモン外相、イーデン國璽尙書、ドイツ側からはヒットラー總統、ノイラート外相が出席した。

この會談によつて、英獨兩國は、ドイツの再軍備、西歐防空、東歐ロカルノ、ダニユーフ協約、ド

イツの聯盟復歸等の諸問題に關して、相互の見解を明瞭ならしめ、且つ「國際協調の増進による歐洲平和の確立をもつて、各自の政策の目的となすべきことに意見の一致を見た」(コムミニケ)

三月二十八日サイモン外相が下院で述べたところによれば、右會談の結果、英獨兩政府の意見は大に異り居ることが明らかとなつたが、双方の見解を明らかにし得たる點に於て、貴重なりしこと疑ひなし、といふのであるから、英獨間に大なる意見の開きがあつたことがよめる。その後四月九日に至り、サイモン卿は、同じ下院で、ヒットラー氏から受領した覺書の要旨を發表した。この覺書の要旨は後で述べることにする。

ストレ ベルリン會談後、イギリス側はイーデン氏をモスクワに派遣して、蘇聯邦の意嚮を打

トレーザ會談は、いよいよ四月十一日から開かれた。イギリス側はマツク首相、サイモ

ン外相、フランス側はフランダン首相、ラヴアル外相、イタリア側はムツソリーニ首相、スヴィツチ外務次官の顔觸れである。

この會議で決定したものをかい摘んでみると、

(一) フランスの主張する、ドイツを聯盟へ提訴することに就ては、もしドイツに對して制裁でも加へるやうでは、歐洲戰亂の導火線とならぬとも限らない。イギリス側は何とかしてこれを緩和させや

うと思つてゐる際、幸にもドイツの方で、東歐不可侵條約に加入の用意ありと折れて出たので、聯盟への提訴は著しく緩和された形の覺書となり、右の危険を免れた。

(二) オーストリアの獨立を尊重する趣旨の下に、ダニユーブ諸國を包含する歐洲會議を開くことになつた。この塊國の獨立は、就中イタリーが最大の關心をもつもので、それだけイタリーの態度は緩和された。

(三) 西歐防空協定に就ては、二月三日のロンドン宣言の趣旨に基き、その實現促進に邁進することを約した。これに就ては、フランスは即時調印を迫つたが、イギリスは、ドイツの聯盟復歸を待つても遅くはないと稱して、右の即時調印を拒んだ。

(四) ドイツの爆彈宣言に就ては、條約違反の烙印を押さず、『平和的秩序の保持に對する一般の信頼を覆へすもの』で遺憾であると宣言し、英佛伊三國は軍備制限のため、依然努力を緩めないと宣言した。これは英獨の完全なる勝利、フランス側の著しい讓歩である。

(五) 壞・洪・勃の再軍備に對しては、同情的支援を約束した。これはチエツコ、ルーマニヤ等の讓歩である。

(六) ロカルノ條約は、ドイツの聯盟脱退により、その效力が疑問視されてゐたが、それが再確認された。

(七) 最後にストレーザ會議は、『ヨーロッパの平和を危殆に陥れる如き條約の一方的廢棄に對しては、凡ゆる可能的手段をもつて三國は之に反對、相互に緊密なる協力を以て行動すること』を約した。これは殊にドイツの爆彈宣言を正面から指摘せずに、一般的な形式を以て排撃したもので、イギリスと佛伊の肚が如何に食ひ違つてゐたかを暴露したものである。

聯盟の ストレーザ會議は、ドイツの爆彈宣言に對する英佛伊の歩調が、兎角亂れ勝ちになら

獨逸問 んとするのを、兎も角も外面上は一致せしめた。併しながらフランスとしては、一本道賣決議
イツに釘を打つておく必要があるもので、ドイツの爆彈宣言が國際平和を脅かすといふ理由から、聯盟規約第十一條に基き、聯盟に出訴した。理事會は四月十五日から開かれた。英佛伊三國が共同に提出した決議案は頗る強硬なものであつたから、デンマーク、ポーランド、スペインなどはドイツの憤激を買ふを恐れて、これに賛成を躊躇したが、結局デンマーク一國だけが棄權して、全員一致次の決議を通過した。

(一) ドイツは三月十六日に採用した再軍備に關する法律を施行する權利はない。この法律はヴェルサイユ條約に違反するものである。

(二) 理事會は、ドイツのつた條約の一方的破棄を非難する。

(三) 聯盟國たる非聯盟國たるを問はず、國際義務を一方的に破棄して平和を脅威した際にとる

べき方法、特に経済的財政的方法についての規定を、一委員会に起草せしめる。

こゝに非同盟國とあるのは、勿論ドイツを指したものであらうが、日本もその中に包含するつもりであつたかも知れない。現にソ聯邦代表リトヴィノフ氏などは、その適用範圍を極東にも及ばせんとしたのである。然るに英佛伊代表は、この紛糾するを恐れて、歐洲以外のことは問題外であるといつて、これに應ぜなかつた。

この理事會の決議は、痛くドイツを憤慨せしめた。ドイツは四月二十日附を以て、各理事國に於て同盟の決議は斷じて受諾し得ない旨を通告した。

獨逸の この理事會の決議に對して、ドイツは、四月二十六日公然海軍の再建を言明し、既に
第二次 二百五十噸の潜水艦十二隻を起工した旨イギリスに通告した。然るにその三日後の四月
宣言 二十九日の英紙デーリー・ヘラルドは、ドイツは既に六隻の潜水艦を完成した旨報じた

ので、世界大戰中のドイツのUボート戦に戦慄してゐるイギリス國民は慄へ上つた。イギリスがドイツとの海軍協定を急速に進展させたのは、これが一つの動機である。

五月二日には、ドイツのゲーリング空相は、外國新聞記者に對して、ドイツ空軍は、今や世界何れの國の空軍にも對抗し得る實力を備へるに至つたと豪語した。

かように、ドイツは、外に向つては軍備の再建を誇示したが、翻つて考へてみれば、ストレーザ

會議では、英佛伊の足並はとも角も揃つてゐる。今や同盟理事會の決議によつて、ドイツは殆んど一切の國家に對して孤立するに至つたのであるから、この孤立から切抜けるのでなければ、ドイツの將來は危険なりと謂はざるを得ない。

果然ドイツはその態度を緩和して、英國に接近する策に出た。同盟の間責決議案が採擇されて以來、ヴァワリヤの山莊に引籠つて自國の外交政策を練つてゐたヒットラーが、五月二十一日の夜、國會に於て發表したナチス外交の綱領十三ヶ條は、これを雄辯に物語るものである。所謂ドイツの第二次宣言がそれだ。この十三ヶ條の綱領といふのは、次のやうなものである。

(一) ドイツは、平等的地位が確保されない限り、同盟に復歸せない。
(二) 列國は軍縮を實行せない。條約は一方的たることを許さぬから、ドイツはヴェルサイユ條約の中、一方的負擔を課する條項を破棄する。

(三) ドイツが調印した條約は必ず實行する。従つてロカルノ條約を履行することは議論の餘地がない。然るにラインランド非武装地帯方面に増兵を見るのは、寧ろ平和を害するものである。

(四) 歐洲平和のため、集團的協力制度に参加する。併しながら不斷の進化に順應するため、修正の權利を留保する。

(五) 一方的に指令された條件を基礎としては、協調は出来るものでない。

(六) 個々の不侵略條約を締結する用意がある。

(七) ロカルノ條約を補充する空軍協定に参加の用意がある。

(八) 陸・海・空軍の計畫はこれを遂行する。但し他國と同一限度に於て軍縮するの用意がある。海軍は對英三割五分、フランスに對して一割五分の劣勢に甘んじ、これ以上を必要とせない。

(九) 軍縮を赤十字の觀念に立脚せしめ、毒ガス、焼夷彈、爆撃機等の制限を設くべきである。

(一〇) ドイツは、重砲、戰車等の強力なる攻撃的武器を制限する用意がある。

(一一) 條約による海軍の質的制限に應ずる用意がある。潜水艦の全廢も受諾していい。

(一二) 無責任分子の刺戟的言動を取締る必要がある。

(一三) 内政の干渉に反對する。但し「干渉」なる言葉の定義を正確にする必要がある。

この外交綱領をみるに、極めて協調的・微温的であつて、全く世間の豫想を裏切つてゐる。對獨強硬派の旗頭フランスとイタリーまでが「これは」とばかりに驚いたのも無理はない。だがそれはイギリスを釣りにした餌とは、佛伊の方では一向に存在しなかつたやうである。

喜んだ

芽

このドイツの第二次宣言をみて、最も喜んだのはイギリスである。アメリカなども、満更でない顔をした。

イギリスにとつては、ドイツの陸軍などは問題にする必要はない。それは佛伊の問題

であるのだ。イギリスが關心をもつのはドイツの海軍と空軍である。

ドイツは先づ陸空軍の擴張にとりかゝり、その空軍は遙かにイギリスを凌ぎ、フランスのそれに匹敵すると稱せられた。驚いたのはイギリスである。イギリスは世界大戦中ドイツ空軍の空中攻撃から苦しい経験をなめてゐるからだ。そこでイギリスでは、首相ポールドウィン氏は、イギリスの國防第一線は、ライン河の彼方にありと稱して、空軍擴張の急務を力説した。(一九三四年十一月三十日) いうまでもなくイギリスは、航空機の發達のため、従來のやうに、ドーヴァー海峡をもつて、國防の第一線と考ふことが出来なくなつたので、これをライン河まで前進せしめたのだ。然るにドイツの第二次宣言は、その第七項に於て、ロカルノ條約を補充するための空軍協定には、ドイツも参加するの用意あることを言明してゐる。イギリスは、空軍問題に關する限り、ほつと胸をなで下した。

残るは海軍の問題だけである。而もその海軍はイギリスが最も重きをおくものである。然るにドイツの第二次宣言をみるに、總兵力量は對英三割五分で満足し、イギリスの最も恐れる潜水艦問題に關しても、全廢を受諾してもいゝと云ふ證言を與へてゐる。況んや海軍の質的制限もイギリスの望むところである。これならドイツと海軍交渉を開いても望みがある、とイギリスが北叟笑んだのは勿論であらう。

比率主義と潜水艦の全廢に同意したドイツの主張は、アメリカの主張とも合致するものである。イ

ギリスは無論この點をも考へた。

佛伊と獨 だがさういふ理由はあるにしても、イギリスがドイツと海軍交渉を開く爲には、先づ佛伊とわたりをつけ、然る後に行ふのが順序である。理論上からいへば、イギリスは佛伊と同様、ヴェルサイユ條約擁護の責任があるから、該條約を一方的に破棄して、軍備を再建せんとするドイツと交渉するには、先づ英佛伊の間に海軍協定を作り、これを基礎としてドイツを加せしむるのが至當である。

然らばイギリスと佛伊との間に、海軍協定が出来る可能性があるかといふに、殆んど見當がつかない。華府條約の低劣な比率に憤慨したフランスは、徹頭徹尾右の比率を補助艦にまで適用されるのを拒み、苟も機會あらば、主力艦と航空母艦に割當てられた華府會議の比率も、これを廢棄せんと待構へてゐる。フランスの態度が然りとすれば、これと均等を要求して譲らないイタリーとしても、自分獨りで軍縮會議に加入し、軍縮をなすわけにはゆかない。さういふ理由から、一九二七年ジエネバで開かれた、米國大統領クーリツチ氏主宰の軍縮會議にも、佛伊は参加を拒絶した。その三年後に開かれたロンドン軍縮會議にも、日英米と佛伊との補助艦協定は遂に成立せなかつた。フランスは低劣なる比率を拒否したのだ。爾來イギリスは、手をかへ品をかへて、英佛伊間に補助艦協定を作らうとするが、一方にはフランスが低劣なる比率を拒否するのと、他方にはイタリーが、フランスとの實

質上の均等を要求するため、いつも一失敗に終つた。イギリスは手を焼いてゐたのである。

然らばドイツの再軍備宣言を前にして、英佛伊間の海軍協定が出来るかといふに、これも殆んど見當がつかない。ドイツが歐洲の海軍問題に一役を買つて出た爲めに、問題の解決は一層困難となつたからだ。

英國は考へたであらう、佛伊を除外してドイツと海軍協定を結ぶことは、理論上では、ヴェルサイユ條約の侵犯であり、二月三日のロンドン宣言に違反するとしても、ドイツの再軍備建設が現實に著々として行はれて居る以上、そして何ものを以てしてもこれを防止するを得ざる以上、寧ろ現實に即して國際政治を行ふのが賢明の策である。況んやフランスの主張するやうに、軍縮には陸海空軍の不可分を固執しては、いつになつて軍縮が出来るかわからない。それよりも難きを避け易きを選んでドイツと直接交渉を行ふのが上策であると。これが恐らくイギリスの肚であつたと思はれる。

英海相の聲明

六月二十一日、イギリス下院に於て、海相モンセル氏は、英獨海軍協定を締結するに至つた理由を説明した。曰く、

イギリス政府は英獨會談の劈頭に於て、英獨兩國海軍比率を確定し、永久的に百對三十五の比率とせんとするヒットラー總統の提案を受諾するに同意した。イギリス政府がこの比率を受諾するに至つた所以は、齊だに英獨兩國關係の將來の利益の爲めのみならず、將來海軍を備制限に關し、全般的條約締結を容易ならしむる手段としたいと思惟したからである。更にイギリス政府當局としては、本協定が常に英獨兩國海軍對立の

脅威をうけ得る可能性を有するものとして、これを頗る重視したのであつて、一度英獨間に海軍競争が起れば、必然的にイギリス帝國聯邦全員の利益に大影響を及ぼすこととなるのである。本協定は同時に海軍に利害關係を有する他の諸國に對しても、斷然好影響を與ふべきものと信ずる。

一部に於ては、かゝる協定は締結すべきではなかつたとの反對論もあるが、我々は先づ事實を直視せねばならぬ。我々はドイツが既にヴェルサイユ條約によつて規定された以上の海軍を建設しつゝあるといふ緊要且實際的問題を取上げねばならなかつたのであつて、我々のなしたところは、ドイツの一方的決定によつて起り得べき事態に就て、ドイツと協定を締結して、制限を付したまでである。我々はこれが全世界海軍國の終極的利益であるべきを信じ、これに満足してゐるのである。もし我々がドイツ側の提案受諾を不當に躊躇したならば、それだけでも我々は重大な過誤を犯したものだといはねばならぬ。

イギリス政府としては、イギリスは陸・空軍の縮小問題と切離して、海軍縮小問題だけを別個に取扱ふ權限はないとの見解を絕對に承認することは出来ない。蓋し海軍々縮小條約は、既に多年に亘つて存在して居り、現存條約に代るべき他の條約の商議を行ひ得ないといふことは、重大なる不幸を意味するからである。併しこれは將來海軍縮小に關する一般的條約が締結されたならば、イギリスは、陸空軍縮小協定締結に關する努力を緩めるといふ意味ではない。否反對に、政府は陸・海・空三軍の國際的戰爭防止を最も緊要缺く可らざるものと認めるのである。もとよりイギリス政府は他の海軍國とも商議を續けてゐるが、いつ海軍條約調印國全部の會議を開き得るかには就ては尙不明である。

モンセル海相がいふやうに、ドイツの再軍備は現實の問題であつて、ヴェルサイユ條約は勿論、ス

トレーザ會議を以てしても、聯盟の問責決議を以てしても、如何ともするを得ない實行中の問題であるのだ。イギリスとしては、これに對して時日の遅延を許さない。なぜなら、遅延すればイギリスの國防は根底から覆へさるゝからだ。況んや華府及び倫敦兩會議は、陸・海・空軍の不可分の軍縮主義を裏切つて海軍のみの軍縮に成功してゐるのである。イギリスが先づドイツと協定を結んだのもゆへありと謂はねばならぬ。かくてフランスは理論を振りかざしてドイツの再軍備に對したが、これに反して、イギリスは現實に即してドイツと接近した。こゝに英佛兩國立場の相違があつた。イタリアに至つては、ドイツを捨て、フランスと握手した以上、フランスの立場を支持したこと勿論である。

英獨海

軍協定

の内容

のやうなものである。

一、ドイツは、將來一般的の軍縮條約が出来るか否かと拘らず、恒久的に、對英三割五分の海軍力を保有すること。

二、ドイツは、一切の場合に於て、右の比率を遵守すべきも、第三國の異常なる海軍擴張により、新たな情勢が生じた場合には、改めてイギリスと商議する權利を留保する。

三、右の比率は、各艦種毎に適用され、各艦種毎に、最大トン數又は兵裝を定むる。但し、

(イ) 各艦種間には、或程度の融通を認むること。
 (ロ) 将来の軍縮會議が、前記の艦種別制限法を採用せざる場合には、改めてイギリスと商議すること。

四、ドイツは、巡洋艦と驅逐艦は、これを二艦種となすことを希望するも、他の重要海軍國が、これを單一の艦種とみなして制限する場合には、敢てこれを固執せざることを。
 五、潜水艦に關しては、

(イ) 海軍力の總保有量が對英三割五分を超越せざることを條件として、ドイツはイギリスと均等の潜水艦保有量を保有し得る權利を有すること。

(ロ) 但し實際には、ドイツの潜水艦保有量は、對英四割五分を超えざることを。

(ハ) もし四割五分以上の潜水艦を保有する必要がある新事態が生じた場合には、ドイツはイギリスと商議すること。

六、ドイツが、新たな建艦計畫により、右の比率に達し得るのは、一九四二年末以後なること。

七、上記の協定は、調印の日(六月十八日)より效力を發生すること。
 以上が協定の要旨である。依て次には、その中の二三の點に就て説明を試みてみよう。

協定内 第一に注意すべきことは、ドイツが對英三割五分(潜水艦は別として)の海軍力を、

明 容の說 恒久的に承認したることだ。

凡そ如何なる國際條約でも、恒久的といふやうな文句を用うることは禁物であつて、特殊の場合でなければ、さういふ文句は用ひない。なぜなら、國際條約は、國際事情と環境に變化を生じたが最後、これを更改するのが當然であるからだ。然るにも拘らず、ドイツがこれを承認したところからみれば、イギリスによつて國際的孤立を脱せんとする、最後の手段と解するの外はない。即ちこの海軍協定は、これをドイツ側からいへば屈服的であるが、これをイギリス側からみれば一大勝利であつて、それだけイギリスは喜んだわけである。イギリスが、フランスやイタリーを眼中におかずに、該協定の成立に突進したのも、ゆへある哉である。

もつともこの協定には、第三國の異常なる海軍擴張によつて、新たな形勢が生じた場合には、ドイツはイギリスと商議すると謳つてはあるが、一度定められた恒久的束縛は、これを脱すること容易でないのは、我々はワシントン條約やロンドン條約で、苦き經驗をなめてゐる。僅か十年間の有効期間でさへ、英米の方では無限にこれを延長せんとしつゝあるのが今日の狀態でないか。況んや恒久的の條約に於てをやだ。ドイツがこの條約のために、他日不愉快なる束縛をうけることは、今からこれを豫期しておいても間違ひあるまい。

更にドイツの爲に不利なる條項は、艦種別制限法によつて、各種軍艦のトン数や兵器を制限せられ

たことだ。云ふまでもなく、比率と艦種別制限法は、縦横両方面から軍備を縛るものであつて、英米のやうな優勢海軍國にとつては、最も有利なる制限法であるが、反對にドイツのやうな劣勢海軍國にとつては、我が得意の技術を利用して、劣勢を補ふことが出来ず、永久に劣勢に甘んぜねばならぬ結果となる。日本が敢然としてこの種の制限法に反對し、各國共通の最大保有量を定め、その範圍内で、總トン數主義により、各自の保有する兵力量を任意に定むる方式を提案したのは、以上の理由に基くものである。しかるにドイツは、自ら好んで不利なる制限方式を甘受した。こゝにも亦ドイツの失敗とイギリスの成功がある。

次に指摘すべきは潜水艦の保有量だ。ドイツは名目上ではイギリスと均等の権利を得たが、實際上には四割五分で満足した。イギリスはドイツに、名を與へて實を收めたのだ。勿論これも異常なる事態が発生した場合には、ドイツはイギリスと均等の潜水艦勢力をもち得るが、かゝる場合には先づイギリスと商議し、且全海軍力の總トン數が、對英三割五分を超へざるを條件としてある。

この條項も亦上述した對英三割五分の全海軍力、比率主義と艦種別制限法と同様、ドイツにとつては、將來に於ける禍根を残すものである。かりにフランスがどしどし潜水艦を造り、これをもつて英獨を脅威する策に出たらどうするか——かゝるは有り得べきことである——然る場合には、ドイツはイギリスを盟邦とせざる限り、これに對抗するを得まい。そのイギリスは、これを盟邦とするには餘

りにも老狡である。

獨逸は これを要するに、英獨海軍協定は、ドイツをもつてイギリスの附庸國たらしむるもの
英國の で、ドイツはかゝる附庸國たるに甘んぜざる限り、自己の國防を完ふするを得ない。そ
附庸國 には自主的の軍備もなければ、他日ヨーロッパに於て、海上の覇を争はんとする勇氣

も見えない。これをドイツが、雄心勃勃として軍備の平等權を唱へ、聯盟及び軍縮會議を脱退し、進んではヴェルサイユ條約を一方的に破棄して、爆弾的に再軍備を宣言した鸚鵡の勇氣と比較するとき、小心翼々たる心氣一轉に今更ながら驚かざるを得ない。

勿論ドイツとしては、今の場合イギリスをおいては手をさしのべるものが皆無であることを考へ、屈辱とは知りながらも、一九一四年の失敗を再びせざるやう、イギリスの前に屈したものであることは疑ひない。果して然らばこの海軍協定は一時的のものであつて、決して『恒久的』のものでないのは、ドイツ人自身も認めてゐることであらう。だが條約の一方的破棄は、例へそこに新たな事態の發生に基く正當なる理由があるにしても、決して變むべきものではない。ドイツは既に白耳義への侵入によつて、神聖なる中立條約を一片の反古と化し、全世界からの非難を背負つてゐる。そのドイツが更にイギリスとの海軍協定を同様の運命に陥るゝならば、ます／＼世界の同情を失ふ結果となることは明らかである。

老狡な
これに反してイギリスは、こゝにも亦老巧ぶりを發揮して、外交上の勝利者となつた

英國
イギリス側はいふ、對英三割五分のドイツ海軍力は、ドイツ自身が希望したもので、イギリス自身が押しつけたものではないと。三割五分の比率を繞つて、英獨間に如何なる交渉が行はれたかは、一切外間には發表されない。併しながら、三割五分といふ数字が、北海に於ける英國海軍を脅かすものでないことだけは明らかである以上、この数字が果してドイツの希望であるか否かには大なる疑問の餘地がある。由來軍縮協定には、押しつけて出来たものでないといふ、のしをつけるのが、英米側の常套手段である。ワシントン條約然り、ロンドン條約亦然りである。ドイツが同様の轍をふんだかどうか、後世の史家は必ずやその判決を下すであらう。

以上三割五分の比率に就て述べたところは、これを潜水艦に就ても、同様にいふことが出来る。こゝでも亦イギリスは、ドイツに名を與へて自らは實をとつた。

つら／＼この英獨海軍協定をとつて、これをロンドンに於ける日英米三國の海軍交渉と比較するときは、同一の手が同様に適用されてゐることを看破するに困難でない。イギリスは、日本の公明正大にして合理的な軍縮案を見るや、正面から反對するの不可能なるを知り、日本に名を與へて自らは實をとらんとした。詳言すれば、日本に名目上の均等海軍を與へ、實質的には、華府及びロンドン條約で定められた海軍力に、毛の生へたやうな修正を施し、これをもつて日本を満足させんとしたのだ。

かの建艦宣言案の如きものも、煎じつむれば同様の手に外ならない。さればこそ日本は、斷乎としてこれを一蹴したのである。

さういふイギリスの手は日本に對しては失敗したが、ドイツに對しては美事に成功した。だが老狡な手段で丸められた協定が、如何なる運命をもつかは、智者を俟たずして明らかである筈だ。かゝる理由があるから、我々は英獨海軍協定の恒久性は、一種の擬裝に外ならずと信じてゐる。

英獨海軍協定が、イギリスにとり如何に必要であり、且つ外交上の勝利であるかを軍協定
示す爲めに、次に今少しく説明を試みてみやう。

と英國
世界大戦前英獨間に猛烈なる海軍競争が起ると、イギリスはドイツに對抗するため、その艦隊を北海方面に集中した。即ち太平洋方面は日本に、地中海方面はフランスの海軍に委ねたのだ。然るに大戦終つてドイツ海軍の脅威が消滅すると、英國艦隊配備の重點は、北海を去つて地中海に移つた。蓋し英米間には戦争の危険はないから、大西洋方面は重視する必要がない。之に反してヨーロッパには、稍もすれば第二の歐洲戦争が起る憂ひがある。況んや世界の海權争覇の舞臺も太平洋に移らんとしてゐる。さういふ形勢では、イギリスは、インドと太平洋に至る航路を安全ならしめる必要上からいつても、第二の歐洲戦争に備ふる上からも、地中海の海權掌握を絶対に必要とした。さてこそ地中海方面が重視されることになつたのだ。

だが地中海に艦隊の重點をおくことになれば、北海方面即ちイギリス本國を守る艦隊は勢ひ手薄になる。ドイツの艦隊が、ヴェルサイユ條約で縛られてゐる間はそれでもよかつた。然るに今やドイツがどしどしと海軍を擴張することになれば、イギリスの本國艦隊は忽ちに脅威を感じる。これがイギリスの恐れられたところである。

然るにヨーロッパの形勢は、幸にもイギリスに味方した。孤立無援の悲哀をしみじみと感じたドイツは、これを切抜けんがためにイギリスに接近し、將來のドイツ海軍は、情勢に變化なき限り、永久にイギリスの三割五分の海軍で満足することを承認したのだ。三割五分なら、イギリスは北海では恐るゝに足らない、なぜなら、たとへ地中海方面に艦隊配備の重點をおくにしても、イギリスは常にドイツ以上の海軍力を本國方面に維持することが出来るからだ。

次に萬一にも太平洋に事ある場合を考へてみよう。かゝる場合には、ドイツは時こそ來れりとはかりに、フランス及びその與國に向つて飛びかゝるかも知れない。然るにドイツに三割五分の海軍を與へておけば、イギリスは本國方面にドイツを抑へるだけの海軍力を殘しておいても、日本に對抗し得る艦隊を太平洋方面に派遣することが出来る。

或は又佛伊がドイツに挑戦する場合にしても、英獨兩海軍で佛伊を抑へ、太平洋には、日本に匹敵し得る艦隊を派遣することも出来るのだ。これがイギリスの狙つたところであらう。

こゝに注意すべき一事は、ロンドンの豫備交渉で、イギリスは、自國の保有量として、歐洲方面に必要な海軍力と、太平洋に於て、日本に匹敵する海軍力との合計海軍力を持たねばならぬと主張したことだ。イギリスの眞意がそこにある以上、三割五分のドイツ海軍力も、これから割出されたものであることは疑ひなからう。さういふ理由もあるから、イギリスは、日本の均等海軍の要求には、斷じて耳を傾けるものでないと考へねばならぬ。

歐洲諸國の海軍力

然らば英獨海軍協定は、ヨーロッパの海軍國たる佛・伊・露の諸國に如何なる影響を及ぼすか。これを説明するため、先づこれ等諸國の現有海軍力を示しておかう。

イギリスは、我が日本と同様、華府及び倫敦兩條約によりその海軍力を制限されてゐるが、フランスとイタリイは、華府條約により、主力艦と航空母艦だけが、對英三割五分に制限されてゐるが、その他の補助艦は、何等の制限も受けてゐない。

ドイツは、前述したやうに、ヴェルサイユ條約により、舊式戦艦六隻、輕巡六隻、驅逐艦水雷艇各各十二隻に制限され、將來代艦建造の場合には、單艦トン數裝甲艦は一萬トン、巡洋艦六千トン、驅逐艦八百トン、水雷艇六百トンを超ふるを得ざる旨規定され、潜水艦は禁ぜられてゐる。かくて戦後のドイツ海軍の保有量は、總トン數十五萬餘トンで、全部代換された時は、四十八隻十四萬四千トンとなるわけである。

ロシアは大戦後は殆んど新艦を建造せず、現に有するものゝ大部は、舊式老齡の軍艦のみである。最近潜水艦の建造に力を注ぎつゝあるから、この艦種だけは相當の勢力をもつてゐる。かくて本年初頭に於ける、英・佛・伊・獨・露海軍の既成艦保有量は次表の通りである。

英佛獨伊露海軍勢力表（一九三六年初頭調）

國別	主力艦	航空母艦	巡洋艦	驅逐艦	潜水艦	合計
英	四七、七〇〇 一五	二七、〇五〇 八	三三〇、八四六 一四二	一九、三九四 一七〇	五、九六九 五七	一、二〇九、〇〇九 三〇二
佛	一八五、九九五 九	三、一四六 二	一五七、七三三 一八	一〇六、七三三 七〇	八、八九〇 九七	五六六、四二二 一九六
伊	八六、五三三 四	四、八八二 一	一五〇、〇一〇 三三	八四、二〇四 八二	四、一〇四 六	三七二、一〇〇 一七
獨	五、六〇〇 五	—	三、〇五〇 六	一八、九三〇 二五	—	二二、五八〇 三六
露	九三、四八〇 四	二八、〇〇〇 三	三四、七六〇 五	二七、〇〇〇 一〇	六、四〇〇 五	二四七、六六〇 一〇七

〔備考〕(1)、本表は既成艦全部の統計なり。

(2)、ソ聯邦の隻数就中潜水艦の隻数トン数の如きは發表區々にして確實ならず。

英獨協 定と佛 しめた。 イギリスが、ドイツに對英三割五分の海軍力を與へたことは、痛く佛伊兩國を憤慨せしめた。

元來この三割五分といふ數字は、ワシントン會議で、英米が佛伊におしつけた比率であるのだ。もつともこの比率は、主力艦と航空母艦に限られ、その他の艦種には適用されてゐない、これ一に佛伊殊に前者が猛烈に反對するからである。イギリスは、この三割五分の比率を有ゆる艦種に適用せんとして、これまで手をかへ品をかへながら佛伊を口説いた、だが佛伊の方では頑として應じない。その比率をドイツに許したのであるから、我々と均等の海軍をドイツに許す肚であるかと佛伊の方では憤懣の眼をイギリスに向けたのだ。

この形勢をみたイギリスは、佛伊を怒らすの不利なるを思ひ、對獨優勢を四割三分にすることゝして、英外相ホーア氏は、これを七月十一日の下院で公表した。即ち佛伊の保有量はイギリスの五割となるわけである。

然るにフランスは、これまで伊獨の合計海軍力を保持するを以て目標としてきた。かりにイタリイは、フランスに對して、或程度の劣勢海軍で甘んずるにしても、フランスの海軍力が對英五割では、右の二國標準主義は臺なしになる。況んやイタリイは、フランスとの均等海軍を要求して、一步も枉

げざるに於てをやだ。

次にこれを現有勢力の上からみれば、フランスは前表に示す通り、五十六萬餘トンをもつて居り、イタリーに至つては僅に三十七萬トンである。かりにドイツの全保有量を、對英三割五分の四十二萬トンとすれば、ドイツは新たに三十萬トンの軍艦を新造し得ることになる。然るにフランスの五十六萬トンの中には、多くの老朽艦が含まれて居るから、ドイツに對抗するため、急速なる新艦建造を行はざる限り、フランスはドイツの殿後に落ちることになる。イタリーに至つては尙一層不利な立場に立つことになるのだ。かくの如きは、佛伊の忍び得ざるところであらう。

果せる哉、フランスの方では、英獨協定は二月三日のロンドン宣言を犯し、且陸海空三軍の不可分の軍縮を無視したもとして猛烈に反對した。そして、イギリスに海軍専門家を送つて、海軍問題を交渉せしめんとするイギリス側の希望さへも一蹴してしまつた。フランスは更に一步を進めて、既にヴェルサイユ條約の破棄をイギリスが認めた以上、我々は華府條約の束縛を守らねばならぬ義務はない。今日以後フランスは自由に造船する權利を留保するといきまいた。

イタリーの方は、フランス程には強硬でないが、イギリスが佛伊を袖にしてドイツと協定を結んだことを非難し、速かに華府海軍調印國の會議を開いて、ドイツの海軍再建問題を討議すべしと慫慂した。

英獨協定とソ

英獨海軍協定は又ソヴエト・ロシアにも影響を與へた。

ロシアは、日露戦争の結果東方への經路は蹙れ、殊に滿洲國の出現のため、當分東洋海面への進出は望まれない。黒海はダーダネルスで扼されて、これ亦袋の中の海である。残るはバルチック海のみである。勿論バルチック海とても、スカゲラックで扼されて居り、沿海區域にはフィンランド、エストニア、ラトヴィヤなどの獨立國があつて、著しく狭められてはゐるが、歐露の中心地方を間近に控へて居り、沿海の群小國に對して勢威を振ふ上にも、適當な海軍が必要である。

さういふ關係があるから、ドイツ海軍の再建に對しては勿論晏如たるを得ない立場にある。即ちロシアは、一方にはフランスとの提携を密にして、ドイツを牽制すると同時に、ドイツの海軍に對抗するため、新たな海軍計畫を起さんとしてゐる。

次の軍縮會議への影響

英獨海軍協定は、次の軍縮會議に如何なる影響を及ぼすか？
イギリスが佛伊を袖にして、先づドイツと海軍協定を結んだ以上、佛伊の心平らかならざるは自然の勢ひである。かゝる心理的狀態は、次の軍縮會議に影響せざるを得ない。換言すれば、軍縮協定の前提條件たる空氣が先づ險惡になつたのだ。

次にはドイツに許された三割五分の海軍力——潜水艦は四割五分——も、佛伊が承認するかどうか

頗る疑問である。かりに佛伊に對英五割を與へ、ドイツに對して四割三分の優勢を許すとしても、老齡艦の多數をもつフランスが之に應ずるかは疑問である。

フランスはこれまで對英八割の海軍力を要求してきた、それが現有勢力五割で満足したのは、一つにはドイツの海軍が極めて劣勢であつたのと、今一つにはイギリスの親佛政策を頼りにしたからである。そのイギリスは今やフランスを袖にしてドイツに走つてゐる以上、そしてドイツが海軍の再建をなす以上、フランスが五割の海軍力で満足する理由はない。フランス既に然りとすれば、イタリーの態度もおして知るべしである。

イギリスは百方努力して、ヨーロッパの軍縮を遂げること力を盡すであらう。併しながら周囲の空氣は餘りにもかけ離れてゐる。所詮次の軍縮會議は、歐洲組に關する限りに於ても、先づ失敗とみるのが安全のやうに思はれる。

對岸の火

災禍する

日本

この英獨海軍協定に對する我が日本の態度はとみれば、一般に他國のこととして、これを對岸の火災視しつゝあるやうにもみへる。だがさういふ態度は果して賢明であるかどうか、それは大なる疑問である。

前述したやうに、英獨海軍協定は、獨のロンドン海軍會議で、イギリス側が日本に提示し、日本がこれを老狡なりとして一蹴した自主的建艦宣言案（一名チャトフェールド案）を、今度はドイツに

適用して、勝利を収めたものである。

然るに一度英獨間にさういふ方式が採用されてみると、日本の主張はその一角を壊はされた形になる。況んやアメリカは、英獨協定の方式に双手をあげて賛成しつゝあるから尙更である。事實英獨協定は、軍備の自主權も平等權も蹂躪され、日本が不合理として廢棄した華府條約の方に逆戻りしたものであるから、日本の新軍縮方針は無視され、それだけ英米の勝利となつたわけである。

勿論日本は、さういふ方式には敢然として反對するであらう。併しながら日本の主張に佛伊兩國が支持を與へざる限り、我が立場は多少孤立となるを免れない。否最悪の場合を考へてみれば、英獨海軍協定を基礎とした軍縮案に佛伊が承認を與へ、先づ英佛伊間に妥協が成立して、イギリスが主唱者となり、米日の兩國をも招請して、こゝに次の軍縮會議を開くことにでもなれば、日本は全く孤立し、聯盟に於ける十三對一の苦き經驗を繰返さないと限らない。

それにつけても思ひ出されるのは、日本はロンドンの豫備交渉に入る以前に、少くともフランスと交渉して、我が立場を有利ならしむる必要があつた。然るに差等比率を設けんとするフランスの主張と、軍備の平等權を主張する日本との間に懸隔があつたのと、公正妥當であり合理的な我が軍縮案の前には、如何なる國も反對するを得まいと信じきつた爲めに、日本は主として英米との間に交渉を局限し、フランスとの交渉を度外視してしまつた。だが世界の外交は一筋縄では通るものではない、況ん

や老狡なるイギリスに於てをやだ。日本の主張が通るか通らぬか、日本は今やその分岐點に立たんとしてゐる。正々堂々の軍縮案をもちながら、孤立無援となるのも名譽なことではない、と同時に、さうとも知らずに、これを對岸の火災視するのにも眞に迂闊千萬である。

アメリカとの海軍競争は始まるかも知れない、英米は協同して日本の要求を抑へんとしつつあるのだ。もし日本人にして、活眼を開いて世界の現状を達観することを怠るならば、我が立場は益々不利となることをこゝに注意しておきたい。

第十三章 黒人帝國を狙ふイタリー

一 イタリーの領土擴張慾

英獨海軍協定によつてヨーロッパの勢力均衡はとも角も出来上り、世人はほつと息をついたが、それもつかの間であつた。間もなくイタリーとエチオピア間には紛争が起り、それが英伊の衝突にまで展開したので、ヨーロッパには、又もや「大戦來」の警鐘が、しきりに亂打された。

伊は何故 この伊エ紛争は何も今に始まつたものではない、領土慾に燃へつゝあるイタリーは、エチオピアを保護領とするため、これまで手をかへ品をかへて、幾度か食指を動かして狙ふか！ 來たのである。

それは何ゆへかといへば、イタリーは我が日本と同様他給他足の國である、加ふるに人口の過剩に苦しむところから、何とかして海外に植民地を獲得せんとする。その槍玉にあげられたのが、可憐なる黒人帝國エチオピアであるのだ。

エチオピアは、面積約三十五萬方マイル、人口約一千万で、三千年來連綿たる王統を頂いてきた。

そこにはイタリアが熱望する綿、礦物、金屬類が産出するのだ。況やイタリアの有するアフリカ植民地ソマリランド、エリトリヤは、英佛兩國の屬領に隔てられて連絡がとれない。そこで今奥地のエチオピアを手中に握るならば、大きな一體の植民地がつくり上げられるばかりでなく、海岸から自由に内地に活動することも出来て、イタリアの爲には至大の便益を與へる。これがイタリアの狙ふところであるのだ。

由來 とういふ關係があるから、イタリアは早くからエチオピアに眼をつけてきた。既に一八八〇年伊國首相クリスピーは、エリトリヤ、エチオピア、伊領ソマリランドを結合して一大植民地を作らんとし、當時のエチオピア皇帝エネリツク二世を強制し、同國をイタリアの保護國化せんとした。そして一八八九年五月の條約により、エ國の外交權を獲得せんとしたが、偶ま條約の字句に關する紛議が起り、これが本となつて一八九六年の伊エ戰爭となつた。

イタリアは武力を以てエ國を強壓し、これを保護領化するため侵略を試みたが、却てエリトリヤの國境に近いアドアに於て、エチオピア軍の爲めに撃破され、一萬人の死傷と七千人の捕虜とを出した。結局兩國は平等の立場に立つて和議を結んだが、その爲にエ國は獨立國となつてしまつた。今日のエチオピア軍が過去の武勇を誇りとしつゝあるのは、このアドアの一戰である。それだけイタリアにとつては、今度はアドアの雪辱戦を試みねばならぬ立場にあつた。

三つ巴の争い

併しながらエチオピアに對して野心を有するものは、獨りイタリアのみではない。エチオピアの周圍には、イタリアの外に英佛の植民地があり、この三國は虎視眈々として隙もあらばと對エ侵略に餘念がない。

然るにモロッコ問題以來ドイツの野心を恐れた英佛伊三國は、互に相争ふの不利なるを悟り、一九〇六年十二月、ロンドンで協議した末、エ國の領土を保全し、三國の勢力範圍を定め、且相互の利益を擁護することに意見一致した。そして後者に就ては、次のような取極めを行つた。

- (1) 英國及び埃及のナイル盆地に於ける利益、殊に同河並にその支流の水流調節に關する利益を認むること。
- (2) 伊國のエチオピアに於ける伊領エリトリヤ及び伊領ソマリランド關係の利益、殊に右兩伊國植民地及びアチス・アベバ間の陸路交通に關する利益を認めること。
- (3) 佛領ソマリランド關係の利益、並にその背地及びチブチよりアチス・アベバに至る鐵道建設に必要な地域に關する利益を認めること。

この取極めをみれば、英佛伊三國の利害關係が何れにあるかを雄辯に物語つてゐる。フランスは紅海沿岸の最良港チブチを有するので、こゝを根據としてエチオピアに手を延ばさんとするし、イギリスは就中ナイル河の盆地とその水流調節に力痛を入れてゐるのだ。

元來イギリスのスーダン及びエチプトの繁榮の本となるナイル河は、エチオピアの山岳にその源を發するもので、殊に青ナイルに至つては、エチオピア高原の中央にあるツアナ湖を水源としてゐる。然るに青ナイル沿岸には棉花を産出し、これがランカシアの紡績原料となるから、イギリスにとつてはエチオピアは輕視することの出来ない關係にある。さればイギリスは、ナイル河の盆地及び同河の水流調節を重視し、既に一九〇二年五月、エチオピアとの間に協約を結び、ツアナ湖の水に關し、英國政府の同意なくして、水利事業に施設をなさざるよう約定せしめてゐる。

然も尙ほイギリスの方では不安を感じたので、一九二五年十二月には、英伊兩國は、エチオピアに關して外交文書を交換し、これによつて、イタリイは、イギリスの要求するツアナ湖に開を建設する權利、並に同湖よりスーダン國境に至る自動車道路の建設及びその維持に關する權利を支持する代償として、イギリスは、イタリイが伊領エリトリヤ國境から、伊領ソマリーランドの國境に至るエチオピア横斷鐵道の建設及び自動車運轉に關する權利の要求につき、これに支持を與ふることを確認した。

然るにこの英伊覺書は、フランスを除けものにして成立したものであるから、フランスの輿論はいきり立つた。そしてイタリイの野心を挫く目的をもつて、エチオピアを懲懲して、同問題を國際聯盟に提訴せしめたので、右の覺書はとうとう一片の白紙と化してしまつた。然るにも拘らず、老狡なる

イギリスは、その後巧みにエチオピアを懐柔して、ツアナ湖の水利權獲得に成功し、スーダンの沃野を開發してしまつた。

かようにイギリスは、ナイル河の盆地並にその水流調節に力癩を入れてゐるから、もしイタリイがエチオピアを保護國とするか、又は委任統治下におくまでに支配權を擴大するならば、イギリスの既得權は重大なる脅威を感じる。これイギリスが、イタリイのエチオピア占領に眞先に反對する所以である。

佛伊の接近と 上述するやうに、イタリイは早くからアフリカ植民地の獲得に眼をつけてゐたので、世界大戦中イタリイが聯合國側に走つた時にも、英佛との間にロンドン條約（一九一五年四月）を結んで、英佛がアフリカにある獨領を奪ひ、その植民地を擴張する場合には、

イタリイにも相當の代償を與へることを約束させてゐる。然るにパリの平和條約が成り、英佛兩國はアフリカの獨領植民地を委任統治の形式に於て奪ひとつたが、イタリイへの代償の約束は容易に實行されなかつた。これが爲めイタリイの不平不満は、實に抑へ難きものがあつたのである。

その後一九二四年に至り、イギリスは漸くその約束を果し、イタリイに若干の植民地を讓與したがフランスは十年を経た一九三四年になつても、昔の約束を果さうとはしなかつた。ムツソリーニ氏が、遽にエチオピアに大活動を始めしたのは、自力によつて代償をとらんとしたものとも解することが

出来る。

これをみたフランスは驚いた。偶まドイツが聯盟及び軍縮會議から脱退して、竊に再軍備に着手しつゝあることが明かになると、ますく周章狼狽した。そしてひたすらイタリアに接近し來り、イタリアと結んで對獨包圍陣をつくるため、急に從來の態度を改め、アフリカに於けるイタリアの植民地獲得を支持する方へと舵をとり始めた。本年一月の佛伊協定に於て、佛領植民地の中から若干の地をイタリアに與へ、且エチオピアへの入口なるヂブチ港より、同國の首府アチス・アベバに至るフランスの投資鐵道に、若干の伊國資本の参加を許したのはその爲である。

然るに、だがイタリアの方では、それでは満足しなかつた、更に一步を進めて、エチオピアへの高壓政策に對して、フランスがイタリアを支持するよう何等かの諒解を得たものと思はれる。殊に最近英獨海軍協定によつて、英佛間の感情が疎隔すると、佛伊の聯合は一

層強固になつたので、これをみたムツソリーニ氏は、ドイツの軍備がまだものを云はない今のうちに一刻も早くエチオピアを片づけておく方が有利であると考へたかも知れない。

一方イタリアの國內事情をみるに、失業者は簇出し、移民政策にも失敗したため、財政は窮迫し、貿易は著しく減退して、國內動搖の兆がある。この不景氣克服の頓服劑としては、東阿問題を取上げて、人心を一新する必要がある。さてこそ活潑なるアフリカ政策となり、エチオピアへの高壓政策

となつたのだ。

二 最近の伊エ紛争

ウアル　　そういふ空氣の中に、今回の伊エ紛争の本となつたウアルウアル事件なるものが起つ
ウアル　　た。

事件　　一昨年秋英領ソマリランドとエチオピアとの國境査定のため、英エ兩國委員の立會が行はれ、次でソマリランド土人の放牧權の問題に關して、十一月二十三日、兩國委員は打揃ふてウアルウアルに赴き、同地に宿泊した。然るに右一行護衛のエチオピア軍隊とイタリア軍隊との間に衝突が起り、相互に多數の死傷者を出した。

國際聯盟に提出された報告書によれば、エチオピア側は、ウアルウアルは自國の領内であつて、イタリア軍が先に挑戰發砲したと云ひ、之に反してイタリア側では、ウアルウアルはイタリア領ソマリランドに屬して居り、エチオピア軍の方から先に挑戰したのだといつてゐる。幸ひこの事件には、證人として第三國人たるイギリスの國境査定委員がゐた、その報告によると、ウアルウアルはエチオピア領内であるにも拘らず、イタリア軍の指揮下にある二百五十人の土民兵がゐた。彼等はエチオピア軍に對して發砲し、飛行機から爆彈を投下し、多數の死傷者を出させたと報じてゐる。即ち侵略の

事實は明かにイタリア側にあることを断言してゐるのだ。

さて伊エ兩國の何れが侵略者であるかを決定するには、その前提條件として、ウアルウアルが何國に屬するかを決定せねばならぬ。然るに同地がエチオピア領であることは、嚮にエチオピアが國際聯盟に加入した際提出した地圖や、イタリア植民省發行のアフリカ地圖がこれを證明してゐる。ゆへに曲はイタリア側にあること明かであるが、胸に一物あるムツソリーニ氏は、そんなことには頓着しない。この機會にエチオピアを保護國化しようとするから、露骨な侵略政策をふりかざしながら、エチオピアを威壓する。これがイタリアの魂膽であつた。

決裂し エチオピアの方では、始めから事件を國際聯盟の手に移し、聯盟の力によつて平和的た仲裁に解決するため、昨年一月三日聯盟規約第十一條により、戦争の脅威あるものとしてこの委員會を聯盟に提訴した。これに對してイタリアは、第三者を介入せしめて、その裁斷に委するを不利益となし、一九二八年八月二日に調印された伊エ兩國間の友好條約及び和協的仲裁規定により、兩國の直接交渉を主張したので、理事會もこれに同意し、暫らくその成行を靜觀することとした。かくてエチオピア側は、伊領ソマリランドとエチオピアの國境に、暫定的の中立地帯設置方を提案したが、兩國の意見は容易に一致せず、交渉は終に決裂に終つた。

そこでエチオピア側は、本紛争を國交斷絶の危機に瀕するものとして、聯盟規約第十五條により、再び聯盟に訴へた。イタリアは、相變らず、本件は直接交渉によつて解決すべきものとして、聯盟の干渉に極力反對した。然るにイタリアは聯盟の干渉どころか、伊エ兩國の直接交渉をも歡迎せざるもの如く、頻りに戦争の準備をなし、大軍を問題の國境方面に集中したので、エチオピアは大いにイタリアの不誠意を攻撃し、五月に至り即時理事會の開會を要請した。

エチオピアの主張は尤もなことであり、イタリアの侵略行爲は明白であるから、本来ならば英佛は相協力してイタリアを抑へるのが至當であるが、ドイツの勃興を恐るゝフランスとしては、イタリアの主張を厭々ながらも支持せねばならぬ立場にある。そこで形式上では多小聯盟に花をもたせ、實際には、聯盟をしてこの事件から手を引かせることとして、五月二十五日の理事會は、一九二八年の伊エ條約第五條により、兩國の直接交渉により紛争の解決を計ると同時に、この和協及び仲裁手續の成功せざる場合には、更に理事會を開いて事態を審査することとして、一先づけりをつけた。

かくて伊エ兩國の紛争仲裁委員會は、オランダのスケヴエニンゲンで開かれた。エチオピア側は、この際國境を確定し、他日の紛争を根絶しようとして提議したが、これに對して、イタリア側は、國境問題は權限外なりと唱へ、ウアルウアル所屬問題を議することを拒んだので、七月九日に至り交渉は遂に決裂した。

米國の こゝに於てエチオピア側では、不戰條約を持出し、米國政府に對して同條約の發動を

冷 戦 促してみた。ところがアメリカは逃を打つて、干渉は御免を蒙りたい、精々當事國間に平和解決を望む、といふような極めて冷感な態度を示した。然るにアメリカの平和主義者や黒人市民の間には、熱烈なる反伊運動が起り、エチオピア軍に参加してイタリアを痛懲したいといふような運動までも現れたので、七月十二日に至り、ハル國務長官は稍々その態度を變更した聲明を行ひ、アメリカは、不戦條約の神聖維持には他國と協力する、といふ通牒を發した。だがそれ以上進んで何等かの處置をとるような氣色を見せないの、イタリアは空うそぶきながら、益々エ國を威壓する態度をとつた。

伊國の 爆彈的 威嚇 こうなつては、エチオピアとしては、再び理事會の即開を要求する外はない。そこで斷乎としてその即開を迫つたので、今まで直接紛争に關係することをさげんとした聯盟も、今は逃れる道はなくなつた。そこで七月三十一日理事會を開會することにしたが、

その六日前なる七月二十五日に至り、イタリアは本件を全面的に理事會にかけることを不利と考へ聯盟事務局に對し、和協委員會を復活させて、ウアルウル事件のみをこれにかけることを提議し、聯盟の干渉を阻止せんとした。

イタリアの右の通告は、聯盟の介入を拒否したもので、聯盟にとつては實に爆彈的威嚇である。なぜなら、もし理事會がイタリアの拒否にも拘らず、問題の全面的處理に乘出す場合には、イタリアは

斷然理事會を退場又は聯盟脱退をもつて威嚇すべく、然らざる場合に於ても、意見書作成の口實をもつて相當期間會議を延長し、その間にエチオピア討伐の準備を整へ、九月の雨季明けをまつて、一氣に國境を突破し、エチオピア進撃の策に出るといふ危険性があるからだ。

有耶無耶の理事會 決議 七月三十一日に開かれた理事會は、英佛側の努力により、八月三日に至り、大體イタリア側の主張に従ひ、聯盟をして暫らく靜觀的態度をとらしめ、伊エ和協委員會をして單にウアルウル事件並にその他の國境衝突事件のみを取扱はしめることとし、

(1) 委員會は、九月一日までにその事業を終了し、九月四日以前に經過を報告すること。

(2) 理事會は、事情の如何を問はず、九月四日再開、伊エ紛争事件につき、全面的検討を行ふ。

ことを決議した。もつとも右の第二項に關しては、イタリア側は聯盟の介入を拒否する建前から、賛否を留保して投票を回避した。

かように、和協委員會の任務は、單にウアルウル及びその他の國境衝突事件に限定されたので、たとへそれが成功しても、紛争事件の全面的解決をなすことは出来ない。結局理事會の決議も、有耶無耶の結果に終るものと見られたが、果してその通りであつた。

英佛伊 交渉 英佛側の狙つたところは、右の和協委員會なるものを一種のカムフラージュにつかい、これに依つて兎も角も平和的解決の破裂を防ぎ、その間に英佛伊の三國會商を行つて解

決案を工夫しようといふのであつた。

かくて三國會商は八月十六日からパリに開かれ、英佛側は次の妥協案を示してイタリアを説服せんとした。即ち(一)エチオピアの政治的獨立、領土保全を前提として、(二)英佛の既得權益を損傷せざること、(三)右の條件の下に、イタリアには、エチオピアの經濟的獨占權殊に鑛山の開發、鐵道、路の建設、農民の移住、伊人顧問の招聘、伊領ソマリランド、エリトリアの保全を保障せんとするものである。

併しながらエチオピアに對して全般的な宗主權を要求するイタリアとしては、そんな生温かいものに満足するわけではない。果してイタリアは右の妥協案を蹴飛ばしてしまつたので、形勢は俄に悪化した。

英伊抗

争の激

パリ三國會商の決裂は就中イギリスの上下に大なる衝動を與へた。イタリアは是が非でもエチオピアをやつづけるつもりであらふ。聯盟の機構に挑戦して現状破壊の巨彈を投ずるのみか、スーダン、エチプトの母乳ツアナ湖の死命までも制する氣に違ひない。ことごとくに至つては、斷乎としてイタリアに制裁を加へねばならぬ。聯盟制裁の秋は來のだ——と、これがイギリス上下の空氣であつた。

八月二十二日イギリス政府の緊急閣議は開かれ、その結果地中海艦隊は増勢されて、スエズ方面に

移動を開始し、又モルタの要塞には陸軍が増派された。

一方イタリアはどうかといふに、ムツソリーニ氏は東阿に部隊を増派すると共に、潜水戦隊に移動を命じてイギリスに應酬した。そののみか、イタリアはアフリカに遠征軍を送つても餘裕綽々たるものがある。もしドイツのヒットラーが空巢狙いでもしてオーストリアに手でも出さうものなら、黙つてはゐないと云はぬばかりに、ブレンネルの艦では大々的な演習を行つてみせた。イギリスの海軍だらふが、聯盟の制裁だらうが、ドイツの奇襲だらうが、來らば來れの氣構へである。

しかし流石にイギリスを敵に廻しては損だと思つたのであらう、前記の大演習の最中なる八月二十八日に、ブレンネルの艦ボルツア一ノの陣營で開かれた御前會議では、ムツソリーニは聲明を發してイタリアはエチオピアを料理しても、イギリスの權益を損する考へはない。イギリスでは頻りに制裁を口にしてゐるが、そんな威嚇ではイタリアはへこまぬ。下手な制裁などをやれば、アフリカの小火は全歐は勿論世界にまで點火するばかりだ。イギリスは安心して一切をイタリアに任せておけばよいのだ、といふような意味の聲明をなした。

理事會

三國會商は決裂したが、八月三日の理事會の決議に基き、九月四日には、伊エ紛争の全面的討議をなすため、聯盟理事會は再びレマン湖畔に開かれた。

イタリア代表アロイチ男は、エチオピアは聯盟國としての資格がないとか、そうゆう

代表とは同席をこ免蒙るとか、悪どい小僧ぶりを發揮して、出席の面々に顔を反けさせたが、これでは仕方がないとあつて、理事會の方では、英・佛・波蘭・トルコ・スペインの五國代表より成る委員會を任命し、和協案を作成せしむることにした。

委員會は先づイタリアに對して、とりあへず戦争をおつ始めることだけは差控へてもらいたいと要請した。ところがイタリアの方では、そんなことは回答の限りでないと、劍もほろゝの強がりを見せたので、この理事會も亦失敗に終つた。

ホア英

そこへもつてきて、九月九日からは、聯盟の第十一回總會が開かれた。

外相の獅子吼

イギリスは、この機會を利用して、強硬な態度をみせ、聯盟をリードして、飽くまでも初志を貫徹せんと決心した、彼等は嚮の歐洲大戰の直前、態度を曖昧にしたため、遂にドイツをして劍を抜かせた苦き經驗をば、今更ながら思ひ出したのであらう。果して英外相ホア卿の演説は極めて強硬なるものであつた。即ち

(一)イギリスは聯盟規約擁護のため、敢然として起つ決意を定めてゐる。勿論規約違反國に對する制裁も覺悟してゐる。然しこの制裁は共同の負擔でなければならぬ、この負擔を逃れんとするものがあれば——暗にフランスを指してゐる——イギリスは、聯盟からもロカルノからも、足を洗つて、光榮ある孤立に歸るばかりである。

(二)イタリアが國家的膨脹の必要上、原料品、植民地を欲しがつてゐることは同情する——次に彼は日本を引合に出して——併し天然資源は乏しくても、商工業によつて富強を保つてゐる國は幾つもある。がそんな根本問題を議論してみても仕方がないから、イギリスはイタリアに對し、イギリスの經濟的利益、植民地の利益の一部を分讓してもよいと考へてゐる。但しこれには、イタリアはどこまでも經濟的利益で満足して貰はねば困る。政治的領土的利益を目指されては、イギリスは聯盟機構擁護のため、舉國擧起するの外はない。

これ即ちフランスに對して、イギリスにつくかイタリアにつくか、その態度をはつきりせよと迫つたものである。果してフランスはイギリスの肩をもつた、それは全歐洲殊にドイツに對する關係上、イギリスの支援を失つてはならないと深く決意したからである。九月十三日の聯盟總會の壇上、ラヴアール首相が「もしイタリアが平和を亂すことがあれば、フランスは涙をのんでこれを犠牲とし、袂を別たねばならぬことを覺悟してゐる」と云つたのは、このフランスの態度を表明したものである。こゝに至つてイタリアは文字通りの孤立無援となつた。

伊の應

この英佛の共同戦線に對して、イタリア側では閣議を開き、九月十四日次の意味のコムミュニケを出してこれに應酬した。
イタリアは、

(一) 場合によつては、聯盟脱退の用意あるを仄かし、
 (二) 制裁に對抗するの用意も成れるを誇示、
 (三) フランスは、已むを得ず聯盟擁護を言明したが、本心は飽くまでもイタリアを支持するものでイタリアはこれを歓迎するものである。

(四) 制裁の決議は日支紛争でさへ持ち出されなかつたのに、それをこの際發動せしむることがあれば、やがては歐洲を大亂に導くであらうと云ひ、

(五) イタリアは、初志を貫くまでは、如何なる妥協にも應ずるものでない。と強調した。かくて伊對英佛の關係はますます悪化していつた。

伊國和協案も 月十七日) この和協案は、大體パリの三國會商に於ける英佛側の案を骨子としたもので、
 一 歐 (一) イギリスは、ゼイラ廻廊附近、ソマリランドの一部を、フランスは、ゼイラ廻廊に隣接する屬領の一部をエチオピアに譲渡する。その代償として、エチオピアは、伊領エリトリヤに隣接するダナキル州、ソマリランドに隣接するオガデン州をイタリアに割讓すること。

(二) エチオピアは、イタリアに移民の爲めの領域租借、鑛山の開發、鐵道々路の建設を許すこと。等を勧めたものである。

これに對してイタリア側は、

(一) 和協試案中エチオピア領土の一部の割讓を提言してゐるが、イタリアは、伊領エリトリヤと同ソマリランドを地續きにするよう、適當な割讓を得なければ満足出來ない。

(二) 英佛兩國はゼイラ廻廊を割讓して、エチオピアに對し、海への出口を賦與せんとするが、エチオピアへ海への出口を與ふれば、武器の密輸入は増大するから、右には應じ難い。

等々を述べて、九月二十一日これも一蹴してしまつた。

伊國對 然ら、エチオピアとの國境附近に益々軍隊を集中し、雨季明けを待つて、一舉にエ軍を屠らんと待構へてゐる。ことごとくに至つては、イギリスとしても、最後の手段即ち聯盟の對伊制裁を發動させるより外に手段はなくなつた。その結果ポールドウイン首相は、九月三十日パツ

キングダム宮殿に參内、刻下の國際情勢を逐一皇帝に奏上し、聯盟の一致した支持を條件として、イタリアに對し斷乎制裁案を發動せしむることに、閣員の意見が一致した旨を奏上した。

イタリアの方では、雨季も漸く明けたので、時日の遅延は自國側に不利な結果を來すものと見た。

そこで十月三日伊軍の爆撃機は、アドア、アチクラト方面を爆撃し、これをきつかけに、伊エ兩軍の戦闘は遂に火蓋をきられた。

これをみた聯盟理事會は七日ジエネバに開會、満場一致をもつて、イタリアの行動を規約違反と宣言し、九日から聯盟總會を開いて、對伊制裁を決定することにした。總會に於ては、埃洪兩國は、イタリアとの關係上、制裁への加入を留保したが、その他の諸國は皆一致して制裁案を支持し、聯盟各國代表よりなる制裁調整委員會を設けて、制裁の手段を講ぜしむることゝなつた。

この調整委員會作成の對伊制裁手段は次のようなものである。

- (1) イタリアに對する武器の輸出禁止、(2) 金融斷交（クレヂット提供、債務債權の清算）(3) イタリア品ボイコット、伊本國並に屬領からの一切の商品輸入の禁止、(4) 軍需原料の禁輸（クロニウム、マンガン鐵等）

この制裁案に對しては、イタリアと特別の關係にあるアルバニヤ、オーストリア、ハンガリーは制裁の措置をとらず、スキス、バラグアイ、ニカラグアは留保したが、他の五十餘國はこれを受諾した。

經濟制

然らば右の經濟制裁はイタリアに如何なる影響を與へたかといふに、例へばガソリンの價格が暴騰して自動車の動きが少くなり、電燈節約のため街燈が薄暗く、伊國産の肉類が少く、外國からの輸入が困難であるので、政府は一週二日「肉なし日」を設定した

り、高級果實輸出の減少、人絹は外國からくる原料に依頼せねばならぬ等、相當の苦痛は嘗めてはゐるが、さりとてこれによつて聯盟の狙つた「イタリアの東阿遠征を失敗せしめ、一は以てエチオピア

の獨立と領土保全を確保し、一は以て世界に聯盟又は平和主義を宣揚すること」には成功するものとは思はれない。

石油制

失敗

就中對伊石油ボイコットの實現が蹉跌しつゝあることは、かゝる制裁案の效力を一層薄弱にした。

石油は艦船の原動力であり、飛行機もタンクもガソリンなしには動かすことは出來ない。されば聯盟の十八人委員會が、對伊制裁の最有效手段として、石油ボイコットを考へたのは當然過ぎる措置であつた。

だが、イタリアとしては、そういふ有效なもの必死となつて防止せねばならぬ。そこでイタリアでは聯盟の右の計畫をきくや、先づ駐佛伊國大使をして、「イタリアは石油禁輸を對伊敵對行為と認むる」旨を通告せしめ、又ムツソリーニ氏は、フアシスト大評議會席上「伊國は重要供給品を奪はれて段々に敗けてゆくよりも、寧ろ國民的自殺を選ぶであらう」といひ、もし聯盟にして飽くまでも石油禁輸を斷行するならば、イタリアは「聯盟を脱退するは勿論、決死的空軍によつて、地中海遊戈中の英國海軍を爆撃せん」と威嚇したので、流石のイギリスも石油ボイコットだけは急速に實行を中止したのであつた。

否それのみでない、イタリアにとつて、重要なる石油供給國たるアメリカ合衆國なども、對伊石油

禁輸には加入しようとはしない。現に本年一月大統領ルーズベルト氏は、中立政策に於て、平時程度
の石油輸出量をイタリイ等にも供給すべく、これは聯盟の制裁政策に左右せらるゝものでないと表明
してゐる。アメリカがそういふ態度をとる以上、ロシア、ルーマニア等の石油産國もこれに見倣ふべ
く、即ちこの問題は結局イタリイに致命傷を與へるものとは思はれない。

形勢は 然らば伊エ紛争は結局に於てどうなるのか？ 聯盟の制裁手段にイタリイはだん／＼
伊國に と弱つていつて、遂には聯盟の前に屈するか？ それとも形勢はイタリイ側に有利とな
有利 り、イタリイは遂に最初の目的を達するか？ といへば、今日の形勢から推せば、寧ろ

後者の方が實現するのでないかと思はれる。

それには先づイギリスの態度をみねばならぬ。成るほどイギリスの現内閣には、イーデン外相のよ
うな國際平和主義者、聯盟支持者、侵略者に對する共同制裁の主張者がいないではない。併しながらイ
ギリスにして飽くまでも對伊制裁を斷行するとすれば、先づ英伊戦争を覺悟してかゝらねばならぬ。
問題はイギリスにそれだけの覺悟があるか否かである。

勿論英伊戦争となれば、イギリスは聯盟側の支持を期待し得るから、最後の勝利はイギリス側に歸
することはあり得るだらう。だが虎視眈々たるドイツが背後に控へてゐる以上、英伊戦争は結局に於
て第二の歐洲大戰を意味することは確である。小なる伊エ紛争の爲めに、イギリスが自ら陣頭に立つ

てイタリイと戦ふことは、果してイギリスの利益であるかどうか？ かく考へたら、イギリス人が虫
を抑へて泣寝入りをするには容易にこれを推知し得よう。

果してイギリスは泣寝入りをした、伊軍は遂にエチオピアの首都アデス・アベバを占領し、王宮の
樓上高くイタリイ國旗を翻へした。伊エ戦争はこれを以て事實上終結を見たのである。勿論國際聯盟
對イタリイの争ひは之を以て終結したわけではない。併しながら伊軍の戦捷は聯盟制裁の失敗を物語
るものであつて、それはとりも直さず英國の泣寝入りを證示するものである以上、伊エ紛争の最後の
幕は之を想像するに難くはない。

第四篇 戦争は避け得るか？

第十四章 第二歐洲大戰はいつ起るか？

- 一 戦争はなぜ突発せないか
- 二 歐洲の眞の危機は？
- 三 英國の態度如何

第十五章 太平洋戦争は避け得るか？

- 一 日露再び戦ふか
- 二 次の大戦と支那の態度
- 三 海軍競争起るか？
- 四 英米協同して日本を抑へるか？

第十六章 正しき針路へ！

- 一 軍備競争時代来る
- 二 正しき針路へ！

第十四章 第二歐洲大戰はいつ起るか？

一 戦争は何故突発せないか

預言者 ヨーロッパには、今にも大戦争が起るであらうといふ豫感(よかん)は、伊(い)エ紛争(ふんそう)が起つてからのことは、既にヒットラー政権(せいけん)の擡頭(たいたう)以來、ドイツが聯盟(れんめい)及び軍縮會議(ぐんしゆくぎぎ)を脱退(だつたい)し、外れた再軍備(さいぐんひ)の宣言(せんげん)を發して全世界(ぜんせいじ)を驚(おどろ)かした時から、多くの人々(ひと)はさう考へてゐた。それも

その筈(はず)、戦争(せんそう)は避(よ)くするを得ないといふ警鐘(けいしゆ)は、この數年(すうねん)來引(ひ)つきりなしに、幾多(いくた)の豫言者(よげんしゃ)達(たち)によつて亂打(らんた)されてゐたからである。

然(しか)らばこれ等の豫言者(よげんしゃ)達(たち)があげた戦争(せんそう)の原因(げんいん)は何(なに)であつたか？ それは、次の四つであつて、何れも道理(だいり)あるものである。

第一(だいいち)はポーランドの廻廊(くわいりやう)問題(もんだい)である。前(まへ)にも述べたやうに、この廻廊(くわいりやう)はドイツ本國(ほんこく)と東(とう)プロシヤ(しや)とを隔離(かくり)して、ドイツを不自然(ふしぜん)な病的状態(びきてい)におくものであるから、ドイツは一刀兩斷(いちとうりやうだん)的に大手術(だいじゆつ)を行(な)ふため、戦争(せんそう)も辭(ひ)するものでない。もし獨波間(どくはかん)に戦争(せんそう)が起(お)るならば、フランスはポーランドを援(たす)けてド

イツと戦ふであらうと云ふのが、多くの豫言者達の一致した意見であつた。

然るにさういふ豫言はまんまと的を外れてしまつた。ヒットラーはポーランドと握手し、昨日の敵は今日は唯一の盟邦となつてしまつたのだ。傳へらるゝところによれば、獨逸兩國の不可侵協定は始めは十年間の期限であつたものが、最近には無期限に延長されたと云はれてゐる。もし果して然りとすれば、この問題を繞る歐洲戦争は、當分の間は起るものとは思はれない。

第二は塊國を繞る問題である。オーストリアの併合を狙ふドイツは、勢ひチエツコやユーゴ・スライヴヤと衝突し、遂にはフランスとも戦はねばなるまい。沉んやイタリーとしても、ドイツの塊國併合は好まない。さういふ理由から第二歐洲戦争の原因はこゝにあると豫言されたものだ。時も時塊國首相ドルフス氏はドイツのナチス國に暗殺されたので、全歐洲は文字通りに眼をそばだてた、そしていよいよ戦争が始まると考へた。

然るにイタリーが塊國との國境に數萬の軍隊を集中すると、ドイツは忽ちに軟化し始め、ヒットラーは塊國事件に不干渉の態度を見せた。豫言は裏切られたのだ。かくてこの事件も無事に納まつてしまつた。

第三の豫言は、ザールの人民投票の上に投げられた。ドイツが六〇乃至七〇%の投票を得るならば自國の勝利として、戦争に訴へても己のものとするであらう。この際小數黨がこの問題を聯盟に持出

し、その保護を乞ふならば、戦争は免るゝを得ない。これが豫言者達の豫言であつた。然るにこゝにも亦異常なことが現はれた。ドイツは九〇%の投票を得て、無事にザールを取戻し、戦雲は忽ちに消散してしまつたのだ。

第四の豫言は、フランスが盟主となつて、ヨーロッパの殆んど大部を糾合し、ドイツの周りに鐵條網を張りまわした以上、ドイツの軍備がまだ整はないうちに、對獨戦争が起るであらうといふのであつた。かくてヨーロッパの空には、またもや濃厚なる戦雲が漲つたが、イギリスが従來の態度を一變してドイツと手を握り、英獨海軍協定を締結するに及んで、對獨包圍陣容の一角は破れ、もとの勢力均等に立ち戻りて、ヨーロッパは又もや平和を保つことに成功した。

かくてヨーロッパは、多くの豫言者達の豫言を裏切りながら、平和を保ちつゝあるのが今日の現状である。

然らばそれは如何なる理由に基くのか？一言にして云へば、ドイツもフランスも、イタリーもイギリスも、その他の小國連も、何れも戦争を好まないからだ。嚮の大戦にこりこりして、戦争よりも寧ろ平和を選ぶ力がより大であるからだ。

獨逸は ドイツが極力戦争を避くるであらうと想像しうる第一の理由は、今日のドイツは四面楚歌の中にあり、戦つても到底勝算を豫期し得ないからである。

ヒットラー政権の出現以來、歐洲各國は皆これに驚かされ、ドイツに對して共同戦線を張つた。例へばドイツにとつては最も有利な提携者と目すべきイタリアの如きも、ナチスの積極的獨逸合併運動に憤慨して、ドイツに對して尻をまくつた。パリの平和會議以來、ドイツの味方となつて、陰に陽にドイツを庇護して來たソヴェトロシアも、ヒットラーの猛烈なる共産主義彈壓の聲とロシア領土を狙ふドイツの野心に憤慨して、これ又フランスに接近した。況んやドイツがその弟分と目するオーストリアでさへ、ナチスに對しては反旗を翻へしつゝある。一言にして云へば、今日のドイツは、ポーランド以外には、四面楚歌の憐むべき孤立の状態にある。

歐洲各國の陸軍

一方ドイツの軍備は如何といふに、陸軍は正規軍五十五萬(三十六師團)の外に、ナチスに屬する親衛隊(二十萬)、保安警察隊、突撃隊などがあり、戦時になれば凡そ三百萬の兵員を動員し得るといふ。次に空軍の方は、對英佛均等を標榜してゐるから、優秀機のみを數へても、二千五百臺を下るまい。

これに對してフランスは、平時の陸軍が六十萬(内本國軍四十萬五千、海外軍十九萬)戦時になれば三百萬と算せられ、軍用飛行機は約四千五百臺を算するも、その中には舊式のものもあるから、凡そ三千臺位とみれば大差あるまい。

ソ聯邦は、一九二五年の改編で、陸軍は平時百六十萬、戦時には三百萬を動員し得る。空軍の方は

凡そ四千臺とみられてゐるが、その中にはフランスと同様舊式なものも多數にある。

イタリアの正規軍は約三十五萬と註せられ、戦時には九十萬の兵員を動員することが出来る。その他千六百臺の軍用飛行機がある。

最後にイギリスの陸軍は約三十五萬で、中インド駐劄隊約六萬、地方軍十七萬で、戦時には四十七萬とすることが出来る。その軍用飛行機は、この二三年内に、約千五百臺の優秀機を備へることにならう。

その他の小國連では、ポーランドの陸軍が平時二十六萬、ルーマニヤが十四萬一千、チッココスロヴァキヤが十一萬三千、ベルギーはずつと下つて六萬七千である。オーストリアは、ドイツの再軍備に刺激されて、正規軍五萬の常備を要求しつゝある。

以上でみれば、ドイツはポーランドを盟邦とし、イギリスを好意ある中立國としても、現在のところでは、陸・空軍ともに佛・伊・ソ聯及び小協商國には敵はない。即ちヨーロッパの國際關係に何等かの變轉が起り、ドイツの立場が今日よりもずつとよくなるのでなければ、戦争はドイツにとつては不利である。

英佛伊も
戰はない

かやうに戦争はドイツの方で好まないものであるが、これは獨りドイツのみではない。否フランスもイギリスもイタリアも、その他の小國連も同様である。

例へばフランスの如きは、舊の歐洲大戰で他の何國よりも恐るべき戦禍を受けてゐるから、ドイツが挑戦せざる限り戦ふことは好まない。フランスがドイツを政治経済上から分割同様の状態に置いたのは、ドイツをして復讐戦をなし得ないやう、その豫防策を講じたものに外ならない。フランスがドイツに對する安全保障を國策の一つに數へ、軍縮といへば先づ安全保障を持出すのは、戦はずしてドイツを屈せんとする一つの便法に外ならない。戦はずしてドイツを永久に封じこめる、これがフランス人の狙ふところであるのだ。

イギリスも亦平和を欲し、戦争を恐れてゐる。舊の世界大戰でさんく戦争の惨害を嘗め、おまけに戦争のおかげでイギリス帝國の鼎の輕重までも問はれる程、國力が弱つたジョンブルとしては、これは又當然のことであらう。歐洲大陸に戦争が起るならば、イギリスは中立を守るため、如何に全力を盡してみても、遂にはその禍中に巻き込まれることを、イギリス人は最もよく知つてゐる。イギリスの繁榮のためには、ヨーロッパ大陸が平和であることが第一の條件である。ヨーロッパに平和がなければ、イギリスの通商貿易は最大の被害を蒙る。ドイツが聯盟及び軍縮會議を脱退して、ヨーロッパには今にも戦争が始まるかと脅かされた一昨年十月、ロンドン郊外のフラム選挙區で補欠選挙が行はれたが、その際政府黨議員が落選して、労働黨が勝利を得た。蓋しイギリス政府の軍縮案が、ドイツを強壓して脱退させたと思われ、労働黨の平和主義が國民の支援を得たからである。イギリスは獨

佛戦争の結果、第二の歐洲大戰になることを好まない。さればこそイギリスは、百方手段を盡して兩國の和解と妥協に努力しつゝあるのだ。イギリス外交の狙ふところはそこにある。

イタリアも亦戦争を好まない。ムツソリーニ首相は、對内的には頻りにファツシヨ氣分を發揮しつゝあるが、對外的にはその外交は極めて慎重である。彼の好戰的言動は多くは國內消費用であつて、外國に對するものではない。イタリアは戦争によつて一切を失ふとも、得るところ極めて少きを、彼は最もよく洞察してゐる。經濟と財政と物資に窮乏のイタリアは、例へば戦争によつて勝利を得ても、結局潰滅に瀕せねばなるまい。これに反して戦ひに敗れるならば、共産主義はファシズムに代ること確實である。さういふ理由があるから、何人も豫想し得ない突發事件の發生せざる限り、彼は砲火の戦場に於て雌雄を決するよりも、寧ろ外交的樽俎折衝により、その目的を達成することを選びつゝある。

最近の伊エ紛争は、この見方に反するやうではあるが、併しながらイギリスと事を構へざる限り、第二の歐洲戦争は起るものではない。ムツソリーニ首相は最もよくこの點を洞察してゐる。彼は大聲疾呼してエチオピアへの攻略を叫びながらも、イギリスの利益と面目を損なはないやう、細心の注意を拂ひつゝあるのだ。さういふ兩刀が使はれてゐる以上、伊エ紛争が元となつて、第二の歐洲大戰が起るものとは思はれない。

戦争は次の時代に
ヨーロッパの各國が戦争を避け、平和を希ふ他の一つの理由は、今日ヨーロッパ諸國を動かしたある中堅人物は、多くは舊の大戦當時に活躍した人々で、戦争の苦しみをしみくとなめてゐるからである。

凡そ戦争の苦しみを知らない人は、稍もすれば他に引摺られて、うか／＼と戦ひの渦中に投じ易い。これが普通の状態である。然るに自ら戦争の苦き経験を嘗め、然も舊の大戦のやうに、勝つても負けても、戦後の永い間、總ての人が苦しまねばならぬことをしみく／＼と見た人には、戦争は人類を滅す毒ガスであることがわかり、極力戦争を避けやうとする。これが今日のヨーロッパ人の心理状態であるのだ。

一九一八年當時に十八歳であつた兵士は、今日は三十六歳になり、一九一四年當時に三十歳であつたものは、今日は五十二歳になつてゐる。然るに政治界や實業界に活動する人は、多くは三十五歳から五十歳までの間の人であるから、今日のヨーロッパを動かしたある人は、戦争の経験をしみく／＼と嘗めた人達である。さういふ人達は、今後十年も経てば老朽となり、次の時代の人が代つてその職につくことになる。

これから推せば、ヨーロッパは今後少くも十年間は、尙も平和を保ち得るといふことも出来やう。だが四圍の状況がこれを許すかどうか、それは大なる疑問である。

二 歐洲の眞の危機は？

かやうに、ドイツは勿論他の諸國も戦争を望んでゐない。それにも拘らず、戦争の原因は依然として残つてゐる。とすれば、ヨーロッパの眞の危機は如何なる場合に起るか？

五つの場合
前にも説いた通り、今日のドイツは、文字通りに孤立無援であり、戦ひ得る力を持たない。故に主として獨佛伊露の關係を中心とする次の歐洲戦争が起るためには、ドイツが戦ひ得る軍備をもつこと、盟邦を有するか、又は對獨包圍陣の一角又は數角を切崩すことが何よりも先決條件である。

ドイツは再軍備宣言によつて、ヴェルサイユ條約の過酷なる軍事條項から免れ、その主張する五十萬の陸軍と優勢なる空軍並びに必要な機材の保有に成功し得るとしても、單獨にては佛伊及びその與國に對抗し得ると思はれない。所詮は外交的折衝により、ポーランド以外には一つも盟邦をもたない今日の孤立無援なる立場を切抜けて、幾つかの盟邦を得るか、又は對獨包圍陣の一角又は數角を切崩すかでなければ、勝利の望はない。

然らば第二の歐洲大戦は、結局如何なる場合に起り得る可能性があるか？ これに關しては、我々は次の五つの場合を想像し得る。即ち

- 一、ドイツがバルチック諸邦とウクライナの併合を断行するか。
- 二、ドイツが獨逸合併を武力をもつて行ふか。
- 三、現在のオーストリアとハンガリーを合併して聯邦を作り、獨逸兩國は各々その主權を尊重することを條件として、獨逸・伊・埃三國の親善關係を打立て、これを以てフランス及びその與國に對抗するか。

四、イタリアの狙ふところのイタリア・プロツク、即ちイタリア、ドイツ、オーストリア、ハンガリー、ブルガリア、トルコを含む諸國の聯合に、イタリアが成功するか。

五、先づ太平洋に戦争が起るか。

以下右の場合に就いて述べてみやう。

獨逸が東方發展 即ちバルチック諸邦や露領ウクライナを武力をもつて併合する場合

方發展断行の場合 合は、所謂『第三帝國』の頭と足とを得て、かゝる大野心の第一歩に踏みこむものであるから、先づ獨逸の間に戦争が起り、それが稍もすれば第二の歐洲戦争になり易い。

ロシアは一種特別の國であるから、昨日の盟邦も今日は讐敵となること珍らしとせない。ロシアを承認したばかりのアメリカが、その後又々國交を断絶せんとしたのはその一例である。ゆゑに何かの場合にロシアと佛伊の關係が疎隔することがあれば、好機乗すべしと見たドイツは、東方發展を断行

するかも知れない。これが抵抗の最も少き方面への進出であり、又第三帝國の建設工作でもあるのだ。併しながらドイツがロシアを破る結果は、バルカン諸邦も小協商諸國も、共に重大なる脅威を感ずることになり、フランス又はイタリアはこれを默視するものとは思はれない。即ち獨逸の戦争は、延ひては第二の歐洲戦争とならざるを得ないであらう。

獨逸合併の場合 獨逸合併即ちアンシュルースが、ドイツにとり如何に望ましきこととはいへ、種々の事情からその實現甚だ困難なることは、既に第十章に説いたとほりである。一言にして云へば、この問題はドイツの問題であると同時にフランスの問題であり、又イタリアの

問題でもあるのだ。こゝにこの問題の複雑性がある。

ドイツのナチスは、オーストリア人に呼びかけて云ふ『オーストリア人はドイツ人と故郷を同うしてゐる。さればオーストリア人はドイツ人と共にその獨立を保つため、獨逸兩國は合併せねばならぬ』と。然るにドイツがオーストリアを併合することは、イタリアの北方に強大なる國家を作ることとなるから、イタリアは好まない。さういふわけで、イタリアは結局その對獨態度を緩和するか、又は中央ヨーロッパ及びバルカンに於ける地位を保持するため、積極的に埃國を助けるか、何れかを選ばねばならぬ分岐點に立つた。偶々ナチスドイツが、埃國の併合を陰謀によつて成就せんとするをみたイタリアは、遂に後者をとり、フランスと共に、對獨包围陣に参加した。

だがドイツは結局獨逸の併合を断念しないであらう。これを断念することは、ドイツの偉大なる將來を放棄することになるからだ。唯今日の獨逸は、反獨親伊の爲政者に率ゐられてゐるので、獨逸の併合はなかくに困難であるが、他日親獨的の政府が出来たならば、形勢は大いに異なるものとなるかも知れない。

こゝに於て、ドイツがもし獨逸の併合に成功するならば、イタリアは黙つてはゐまいし、ユーゴ・スラヴィヤ、チエツコの小協商國も脅威を感じるので、フランスも騷起して、ドイツを抑へることに
なり、こゝにヨーロッパには、血の雨を降らす大戦争の幕が切つて落されることになるであらう。

最近に於ける伊エ紛争の結果、イタリアがエチオピアを攻略することに成功すれば、これが爲めに
イタリアは國力を消盡し、イギリスと衝突の種をまくことになるから、獨り喜ぶものはドイツであら
う。ドイツはイタリアが弱つたとみれば、好機乗すべしとなし、或はバルチック諸邦やウクライナを
併合し、又は獨逸併合を断行するかも知れない。こゝに第一第二の場合が起り得る可能性がある。

獨伊 獨 右に述べた第二の場合よりも、實現の可能性があるのは、第三の場合、即ち現在の獨
獨伊 獨 洪兩國を合併して聯邦を作り、獨伊兩國は各々その主權を尊重することを條件として、
獨伊 獨 獨・伊・獨・洪國の親善關係を打立て、その連衡の下に、フランス及びその與國に當る
場合である。

ドイツは獨逸の併合を熱望するとしても、その實現は甚だ困難なること前述の如しとすれば、せめ
ては獨・洪兩國と親善關係を保ち、イタリアをもこれに加へて、國運の發展に努力することを捷徑であ
り、又賢明の策でもある。イタリアを宿命の仇敵フランスの味方に走らせることは、ドイツにとつて
は百害あつて一利はない。幸ひイタリアは獨・洪兩國をドイツに對する緩衝國として、ドイツに接近
することを望んでゐる。されば獨・洪兩國を一の聯邦として獨伊の親善を圖ることは、獨伊兩國にと
り賢明の策であるのみならず、又實現の可能性もある。

今假りに獨・伊・獨・洪の連衡が出来たとすれば、ヨーロッパの中原に於けるこの一聯の盟邦は、
フランスと小協商國並びにロシアを兩断することとなりて、戰略上有利の立場に立つのみならず、そ
の兵力に於ても優にこれに對抗し得ることとなる。

唯こゝに問題となるのは、英露兩國の態度である。ロシアはフランスを援けて獨伊の連衡に對抗せ
ねばならぬ理由はあるにしても、かくすることが果して有利であるかは大なる疑問である。寧ろ中立
を維持することに依つて甘いものを吸ふと共に、ヨーロッパの戰亂に乗じて赤化の手を延ばす方が、
ロシアとしては賢明な策ではあるまいか。イギリスの態度に就いてはこれを後節に述べやう。

伊太利ヲ 第四の場合、イタリアがその企圖するイタリア・プロツクの完成に成功した場合で
ロツク完 ある。即ちイタリアが平和條約の改訂を主張するドイツ、オーストリア、ハンガリー、

成の場合　ブルガリヤ、トルコとの合縱連衡に成功して、これがフランス・プロツク即ちフランス及び小協商國に對立する場合である。

このイタリー・プロツクの強味とするところは、リスアニヤ、アルバニヤ、及びギリシヤが、種々の理由から、フランスとその傀儡諸國に對し、イタリー・プロツクに参加する可能性のあることだ。即ちリスアニヤは、ポーランドの統治に對して反感を抱き、アルバニヤはイタリーの傀儡國家でありギリシヤはイタリーがその傘下に拉せんとする不斷の努力により、今日はフランスを去つてイタリーに與しつゝある。

だがこのプロツクの完成には、相當永き年月を必要とするであらう。従つてこれ等兩プロツクの衝突は、例へ起るとしても遠き將來と見ねばなるまい。蓋しフランスとその同盟國は強大であるのに、イタリー自身は現に經濟的に悩み、國力も未だ足らないから、その傘下に集まる諸國も勢ひ躊躇するからだ。假りに一步を譲り、さういふプロツクが出来たとしても、長期の戦争を賭することは、近き將來に於ては先づ不可能と見ねばならぬ。

太平洋　次に先づ太平洋方面に大戦争が起つた場合にも、稍もすればこれに引摺られて、第二戰場の歐洲大戦を惹起する可能性がある。

今日ヨーロッパの平和を就中熱望するものはイギリスであり、平和の鍵を握るものも

亦イギリスである。そのイギリスが獨・佛・伊三國の何れに與するかにより、ヨーロッパの戦争は大いに趣が異つて来る。獨の歐洲大戦前、ドイツはイギリスの陸軍を輕視し、殆んどこれを考慮の中に加へなかつたが、これが大なる誤算であつたのは、その後の事實がこれを證明した。況んやイギリスの海軍は、歐洲諸國にとつては眼上の瘡ではないか。さういふ關係があるから、イギリスが何れの側に與するかは、第二の歐洲大戦に至大の影響を及ぼすもので、それだけドイツもフランスもイタリーもイギリスの機嫌をとるのである。

然るに今太平洋方面に大戦争が起るならば、イギリスは勢ひその方に引つけられて、ヨーロッパ方面を顧みることが極めて困難になる。何となれば、太平洋戦争は稍もすればイギリスがその屬領を失ふか否かの意義をもつやうになるからだ。歐洲方面の平和の鍵を握るイギリスの手が、弱くなればなる程、ドイツとイタリーを中心とするヨーロッパの現状破壊派には有利となる。ドイツもイタリーもその他の不平國も、かゝる好機を逸するものとは思はれない。況んやロシアも亦太平洋戦争にまきこまれる結果は、ドイツは東方發展が容易となり、この機に乗じてバルチツク諸邦やウクライナを奪取するかも知れない。こゝに歐洲戦争誘發の危険がある。

三 英國の態度如何

以上述べた種々の場合に於て、イギリスが如何なる態度をとるか、興味ある而も重要な問題である。ドイツは嚮にイギリスの態度を誤断して遂に戦ひに負けた。果して然らば、萬一にも太平洋に戦争が起つた場合、イギリスが歐洲方面の顧慮から、如何なる態度をとるかを正當に判断することは我が日本にとつても極めて重要な問題であるや無論である。

水陸兩

陸の英

國

このイギリスの態度を知るには、我々は先づイギリスが、地勢上から水陸兩棲の動物のやうな立場にあることに注意せねばならぬ。換言すれば、イギリスはヨーロッパの一部であると共に大陸から離れた一島國でもあるのだ。さればこそアングロサクソン人の心の中には「イギリス人はヨーロッパ人」といふ意識は朦朧としてゐるのだ。イギリスはヨーロッパの一部であると思つてゐるイギリス人があると共に、でもイギリスはヨーロッパ中では位置してゐない、と考へてゐるイギリス人もあるのだ。かるが故にイギリスは、ヨーロッパの海に生活はしてゐるが、必要となればいつでも大陸へと匍ひ上る準備をしてゐるのだ。

英國と

歐洲大

例へば日英同盟成立前、所謂「光榮ある孤立」を守つたイギリスは、水中生活を固守したものである。ナポレオン戦争、一九一四年の大戦、並びにロカルノ條約等の締結は

イギリスが必要だとあつて、のこくと大陸へ匍ひ上つた適例である。彼等はヨーロッパの利害關係が己に影響を及ぼさない限り水中生活を維持するも、一度この利害關係が脅かされると見れば、のこくと大陸へ匍ひ上るのだ。

だがこの水中生活を営むイギリス人も、經濟上からはヨーロッパ大陸を見棄てることは出来ない。例へば一九一三年には、イギリスの輸出の三割四分六厘はヨーロッパ大陸に入つたが、一九二九年にはそれが三割一分三厘となつて、戦後の著しく減退した貿易を漸次に取戻しつゝある。一九二九年にはイギリスはヨーロッパ大陸から輸入總額の三割七分四厘を買入れた。即ち世界の他の何國よりも多額である。同年の再輸出を調べてみれば、ヨーロッパはイギリスの再輸出の六割八分六厘を吸収してゐるから、一九一三年の五割六分に比して著しき増加を示してゐる。戦前アメリカは、イギリス再輸出の三割二分三厘を吸収してゐたのに、現在は僅に一割九分八厘に過ぎない。即ちイギリスの倉庫貿易は、アメリカからヨーロッパに代りつゝあるのだ。故に今ではヨーロッパはイギリスの代へ難き市場であつて、イギリスの繁榮は、ヨーロッパ大陸の平和の如何によつて、左右さるゝ事實を拒むことが出来ない。イギリスが歐洲大陸の平和維持に全力を注ぎつゝあるのも成程と首肯される。

英國の

チレン

さういふ關係があるから、イギリスではヨーロッパは伏兵に満ち充ちた危険な處であるから、外國と考へて「捨てゝおけ」と主張する者もあれば、「いやイギリスは、どうし

でも大陸問題に關係しないでは居られない』と主張する者もある。かやうに右せんか左せんかと迷つてゐるのが、現在のイギリスなのだ。

だが大陸に戦争が起れば、イギリスは早晩その渦中に巻きこまるゝに相違ない。それ故に、イギリスはこの點からいつても、ヨーロッパの平和維持には、非常に熱心をもつてゐる。今日のイギリスは歐洲の平和以上には何も望んでゐない。國際聯盟を平和の踏臺として、これを熱心に支持するの、ロカルノ會議に臨んで、その範圍内でヨーロッパの平和に連帶責任をもつたのも、フランスやイタリーを袖にして、ドイツと海軍協定を結んだのも、皆その爲である。

イギリスのこの態度は、カナダや濠洲、ニュージラランド、南阿等の聯邦諸國も無論これを承認してゐる。だがその承認は條件付であることも忘れてはならない。即ち自分等に必要な場合には、イギリス本國と協同して、ヨーロッパ戦争の渦中に入るも辭せないが、苟も然らざる場合には、戦争の渦中に入つて義務を負はざるゝことは眞平御免だといふのである。若しも母國がさういふ聯邦の態度から一步でも踏み出して、歐洲同盟中に巻きこまれ、大戦の渦中に飛込まうものなら、聯邦は各々その顔をも國に反けて、おさらばをいふのである。こゝにイギリスのチレンマがある。

英の勢 力均衡

イギリスがヨーロッパの平和を維持し、同時に顧客としての歐洲市場を保持して、自己の繁榮を圖らんとするものが、所謂勢力均衡政策である。即ちイギリスの敵手は手近

政策には常に大陸の強國であるから、全力を擧げて大陸同盟の成立を妨げ、又はその一國が大陸の覇者となる危険を防止して、ヨーロッパの勢力均衡を圖るのがイギリスの眼目である。一八一五年にナポレオンを驅逐したのも、一九一四年にドイツと戦つたのも、將た又最近にドイツと海軍協定を結んだのも、皆この政策の現れである。

ドイツ倒れてのち、ヨーロッパに覇を唱へるものがありとすれば、それはイタリーでなくてフランスである。戦後のフランスは、小協商諸國やポーランドをその傘下に集めて勢威隆々である。故に他日大陸の均衡を破るものがありとすれば、それはイタリーにあらず、ドイツに非ず、フランスである以上、英佛兩國はこゝに衝突せざるを得ない。換言すれば、イギリスの勢力均衡政策とフランスの覇制主義とが衝突するのだ。大戦中の所謂「合せもの」なる英佛兩國が、急に「離れもの」になつたのはこれが爲である。

さういふ理由から、戦後のイギリスは、フランスを抑へてドイツの生存を容易にしやうとする。イギリスは必ずしもドイツを好むからではない。否、ドイツが不平等條約から脱せんとする政策を、イギリスが支持するのは、勢力均衡を求めんとする重力の作用でもあるからだ。又産業の恢復には戦前の市場を開発するの外なく、これが爲には、ヨーロッパの安定は經濟界の振興に缺く可からざる要件でもあると考へるからだ。

英佛協
調政策

だが今日のフランスは、何といつてもヨーロッパ大陸に於ける最強の雄邦である。イギリスはフランスの覇制を抑へることに全力を盡したいが、若しドイツやイタリーの不平組に味方してフランスに對抗するならば、ヨーロッパが亂れることは火を見るより明らかである。かゝる場合には、ベルギーの如きは板挟みとなるであらうし、小協商國、ポーランドの如きものは、適従するところを知らない境地に置かれるであらう。獨伊はえたりかしこしと策動して、バルカン、ダンチツヒ、上部シレジャ、ダニユーヴ流域、ソ聯邦との接壤地方には不安が漲るであらう。結局それは第二の歐洲大戰となるより外はない。

故にイギリスとしては、一方にはフランスと協調しつつも、出来るだけその覇制を抑へ、他の一方ではドイツ以下の不平組の主張も聞いて、不合理なる平和條約を、暴力によらない合理的な平和的手段により、漸次に改訂するのが上乘の策である。イギリスが現にとりつゝある英佛協調政策がそれだ。それは必ずしも徹頭徹尾フランスと協調するものではない。

獨逸の

英 國

以上述べたものがイギリスの歐洲政策である。イギリスはかゝる政策の下にフランスとの協調主義をとり、又國際聯盟支持主義をもとつて來た。そこに起つたのがドイツの聯盟及び軍縮會議の脱退である。イギリスは文字通りに驚いた。

イギリスの態度は動搖し始め、國內に於ける意見は分裂した。例へばサイモン前外相の如きは痼疾

玉を破裂させた組であるが、元海相にして保守黨議員たるアメリカ氏などは、ドイツとしては當然のことで、これを國內的にみれば政略として最も優れ、これを對外的に見ても、何等歐洲協調を亂すものでないと禮讚した。或ものはドイツの脱退はイギリスにも責任があると云ひ、或るものは須らくフランスと同盟して、ヨーロッパの平和を維持せねばならぬといきまいた。この間にあつて、ドイツもフランスも、イギリスを味方に引付けるやう腐心したのは云はずもがなである。

だが時日の経過と共に興奮もさめて來ると、ドイツもフランスも、何も戦争をしてまでその目的を達しやうとする意志がないことが稍々明瞭にわかつて來た。そこでイギリスの政策は又々元の軌道に復らざるを得ない。英佛協調政策、國際聯盟支持政策を中心として、獨佛共にその主張を緩和させ、かくして今一度ドイツを軍縮會議は勿論、聯盟へも引戻さうと云ふのである。イギリスがその使節を獨・佛・伊等の諸國に派遣して、必死の努力をなしたつゝあるのはその爲である。

歐洲戰
争と英 國

然らば萬一にも第二の歐洲戦争が起つた場合、イギリスは如何なる態度をとるか？
前節に述べた種々の場合に就いて、次にこれを豫想してみやう。

第二の歐洲戦争が起りさうになれば、イギリスは全力を盡して、これをせきとめんとするは明らかである。歐洲戦争が如何なる形に於て起るにもせよ、イギリスはそのキヤスチング・ヴオートを握るものである。故に獨も伊も佛もその他の小國連も、皆齊しくイギリスの態度を凝視し、

これを自分の味方に引入れんとするであらう。若しもドイツが戦争を企てた場合、イギリスがこれを排してフランスにつく態度をとるならば、ドイツは躊躇するであらう。イタリアも亦イギリスに反対してまでドイツにつくことは出来ない。何故なら、獨伊が同盟しても、イタリアがフランス側につく以上、戦争の勝味は寧ろフランス側にあると豫想し得るからだ。

第一の場合

第一にドイツが東方發展を企つることから起る獨露戦争の場合を考へてみよう。かかる場合には、ドイツは極めて慎重の態度をとり、先づイギリスが好意的中立をとるものと認めざる限り、容易に手を出すものとは思はれない。さればイギリスとしては、戦争を獨露兩國間に局限することに全力を盡すべく、結局佛伊の兩國やその他の小國連が戦争にまきこまらるゝにしても、フランス又はイタリアの何れかをイギリス側に引きつけて、自己の立場を有利ならしむるやう努力するであらう。

イギリスは戦争の渦中にまきこまるゝにしても、最後の場合に至るまでその態度を曖昧にし、自己に有利と信ずる側に與みして戦ふことを忘れない。戦争の結果もしドイツが第三帝國を實現する望みがあるならば、イギリスは極力之を妨ぐべく、又もし佛伊の双方又は一方が歐洲の中原に覇をふるふ結果ともならば、イギリスはこれをも妨ぐるに躊躇せまい。イギリスの狙ふところは、佛・伊・獨・露を戦はしめて漁夫の利を占め、己れは全歐洲の支配者となることである。

第二の場合

第二に獨埃合併の結果起るところの戦争の場合を考へてみよう。

ドイツのオーストリア合併問題は、フランスやイタリアはこれに反対しても、イギリスとしては、それが合理的な平和手段によつて遂行される限り、これに反対する理由はない。イギリスの恐るゝところは、それが第二歐洲戦争の直接の原因となることだ。故にドイツにして暴力に訴へてまでこの問題を解決しやうとするならば、イギリスは勿論これに反対し、他の諸國と共にドイツに對戦することは確實である。従つてかかる場合にはドイツに成功の望みはない。

かかるイギリスの態度は、一九三四年二月に起つたオーストリアの内亂問題にも現はれた。即ちこの内亂の結果、獨埃兩國の關係が緊張すると、イタリアはオーストリアからドイツの勢力を驅逐せんとし、フランスも亦ドイツに對抗する關係上、イタリアと同じく可なりの干渉を敢てしても、オーストリアの獨立を維持し、かくしてドイツの勢力を驅逐せんとした。然るにイギリスはこの二國とは異り、主として内亂の鎮壓とドルフス政權を安定して、中央ヨーロッパの混亂と戰禍を避けんとする非干渉態度に出た。

第三の場合

第三の場合、即ち埃・洪・聯邦が出来、獨伊がその主權を尊重する條件の下に、獨・伊・埃・洪・對フランス及びその與國との間に戦争が起る場合には、イギリスは先づ中立の態度をとり、かかる戦争の防止に全力を盡すであらう。だがその防止に失敗した場合には